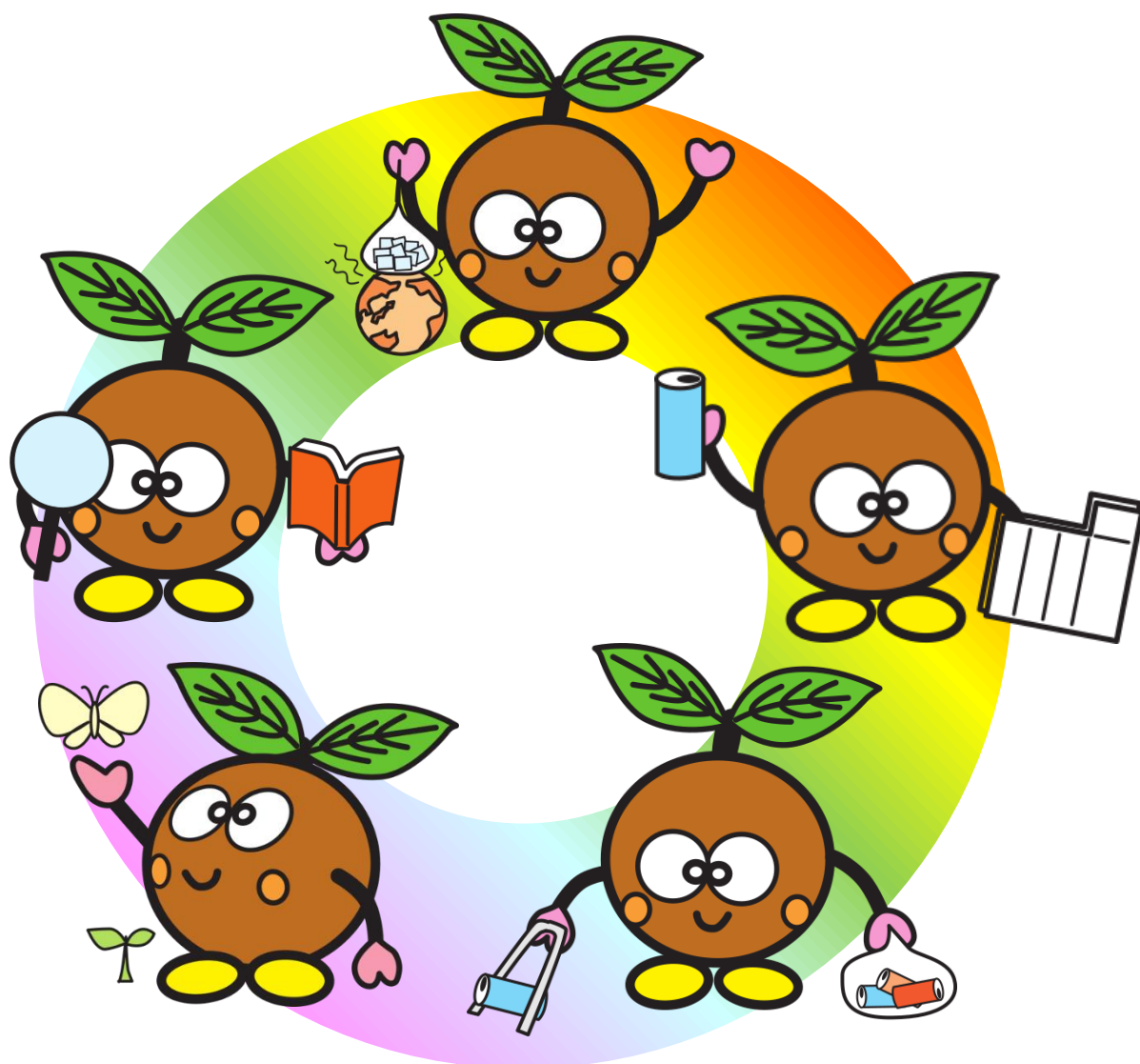


第3期 宇治田原町環境基本計画

含む 宇治田原町地球温暖化対策計画(区域施策編)



令和6(2024)年3月

宇治田原町

目次

第1章 計画の基本的事項

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画の対象分野	3

第2章 計画策定の背景

1	国内外の動向	5
2	その他の動向	9
3	宇治田原町の概況	12
4	第2期計画の取組	20
5	環境の現状と課題	30

第3章 目指すべき環境像と基本計画の構成

1	目指すべき環境像	45
2	基本理念と計画の構成	45

第4章 目指すべき環境像を実現するための取組

基本理念1	脱炭素化に取り組むまち（温暖化対策） （宇治田原町地球温暖化対策計画（区域施策編））	48
基本理念2	ごみの削減に取り組むまち（循環型社会）	65
基本理念3	快適で暮らしやすいまち（生活環境）	80
基本理念4	豊かな自然と共生するまち（生物多様性）	93
基本理念5	ともに学び行動するまち（学習・協働）	106

第5章 計画の推進体制と進行管理

1	計画の推進体制	112
2	計画の進行管理	112
3	目標管理項目	113

第6章 資料編



ごあいさつ

宇治田原町は、永谷宗円翁が青製煎茶製法を開発し、広められたことで「日本緑茶発祥の地」といわれており、豊かな自然と伝統文化が息づくまちです。また、町域の形状から「ハートのまち」として内外に広く発信しているところです。

町域の約7割が山林という山間部でありながら都市部に近く、住宅地や産業集積地の開発により人口が増加してきましたが、近年は少子高齢化の波が押し寄せています。

町内は豊かな自然環境に恵まれている一方、野生鳥獣による農作物や森林植生への被害が増加し、地球温暖化の進行により豪雨災害等のリスクも高まっています。

今後、道路交通網の整備等により開発が促進されることが予想されますが、快適な生活環境や自然環境保全との調和を図ることが重要です。

本町では平成19（2007）年度に第1期計画、同25（2013）年度には地球温暖化防止実行計画（区域施策編）を含む第2期計画を策定し、環境保全や地球温暖化の防止に取り組んでまいりましたが、この度、多くの方々のご協力によりまして、第3期計画を策定するに至りました。

複雑化・多様化する環境問題に対応するには行政だけではなく、住民や事業者の方々とともに取り組む必要がありますので、皆様のご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりご審議いただきました環境審議会及び環境保全計画策定委員会の皆様をはじめ、関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和6（2024）年3月

宇治田原町長 西谷信夫

はじめに

- ・本計画書は「第3期宇治田原町環境基本計画」にコラムや資料編等を追加して製作したものです。
- ・本計画書における年号表記は、国内の事象については「元号（西暦）」、海外の事象については西暦のみの表記とします。
- ・本計画書は関係者への配布等のため少数部数を自前で印刷製本しますが、基本的には印刷物を発行せず、紙の使用削減を図ります。
- ・本計画書の販売及び頒布は行っていないため、町役場等の施設に設置したものをご覧いただくか、町ホームページからPDFデータをダウンロードしてください。
- ・令和6（2024）年度には「概要版」を住民の皆様に配布する予定です。
- ・外部から引用したもの以外の本計画書に係る著作権は宇治田原町に帰属します。
- ・本計画書は、計画の一部見直し等により内容を変更する場合があります。

第1章

計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

本計画は、目指すべき環境像を実現するため、住民・事業者・行政が協働で取り組むための基本理念や目標、本町の環境に関する施策の基本的な方向性を示し、環境を取り巻く諸課題に取り組むため、次期計画となる第3次計画を策定するものです。

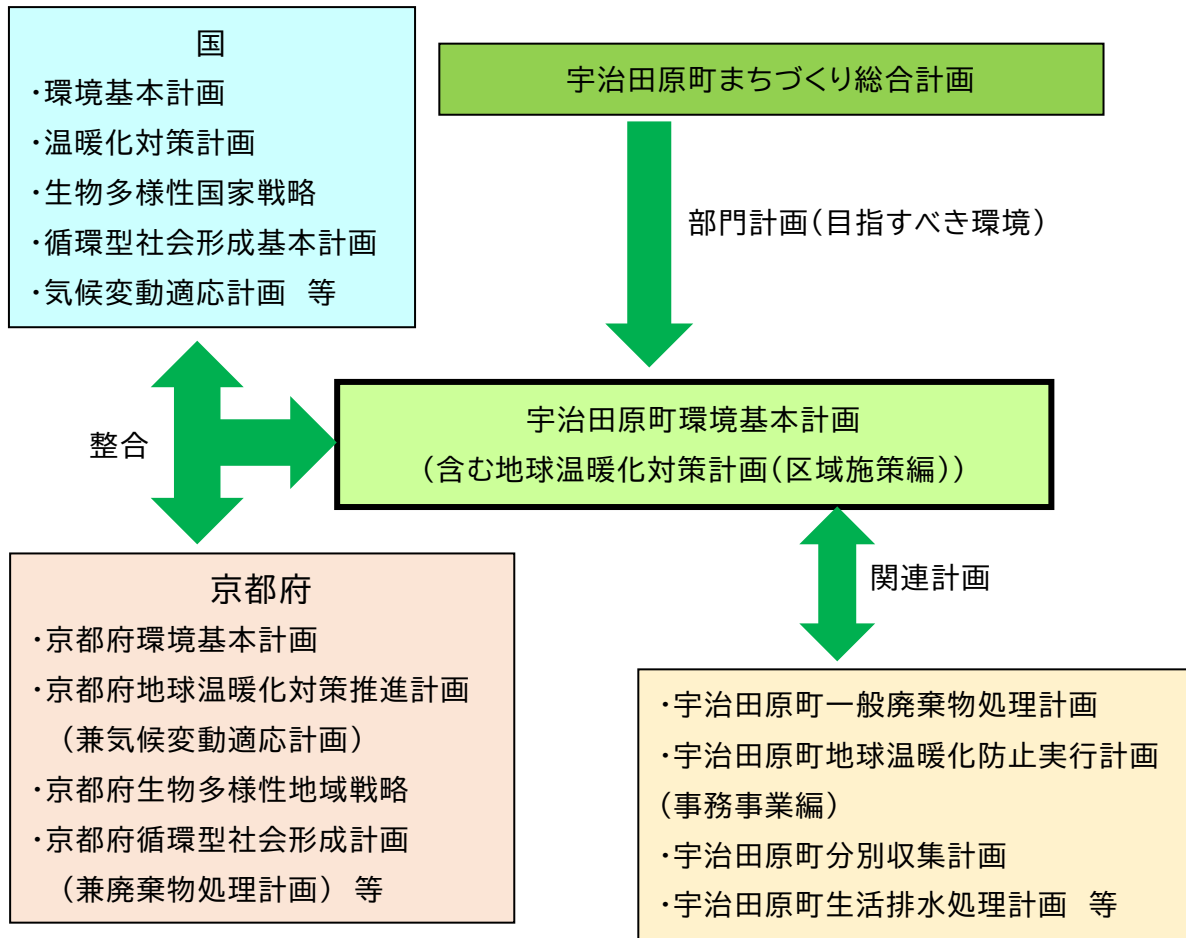
また、本計画には、地域の省エネルギー化の促進や再生可能エネルギー※1導入の促進などの緩和策と、現に進行している温暖化に伴う諸課題に対応するための適応策を「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方自治体実行計画に位置付ける「宇治田原町地球温暖化対策計画（区域施策編）」を含むものとしします。

なお、従来は計画の名称を「環境保全計画」としていましたが、環境の保全だけでなく、活用も含め本町の環境に関する基本的な計画という観点から、「環境基本計画」としします。

2 計画の位置づけ

本計画は、国・京都府の環境基本計画、温暖化対策（推進）計画、生物多様性国家（地域）戦略、循環型社会形成（基本）計画等を踏まえるとともに、「宇治田原町まちづくり総合計画」の部門計画として、目指すべき環境像を実現するためのものです。

【図 1 宇治田原町環境基本計画の位置づけ】



3 計画の期間

本計画の期間は、令和 6（2024）年度から令和 15（2033）年度までの 10 年間とします。その間、計画の進行管理を行い、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて期間の中間（5 年）で見直しを行います。

【表 1 計画の期間】

年 度	令和6(2024)年度～令和 15(2033)年度
計画期間	<div style="text-align: center;"> <p>第3期計画 必要に応じ見直し</p> </div>

4 計画の対象分野

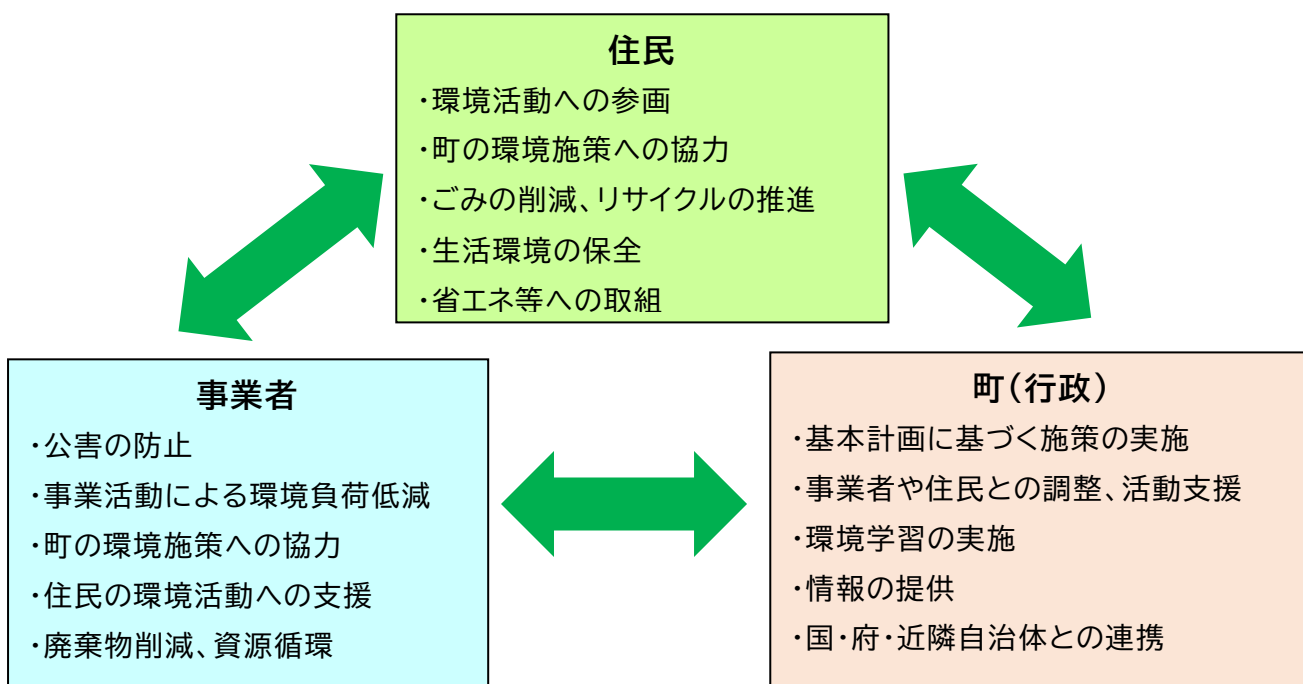
(1) 対象地域

計画の対象地域は宇治田原町全域です。ただし、廃棄物の処理などについては、近隣自治体等とも連携を図るものとします。

(2) 対象主体

計画の対象主体は、「住民」「事業者」「町（行政）」であり、これらの各主体による協働と参画により計画を推進します。

【図2 各主体の役割】



本計画が対象とする環境の分野は、基本理念として示す下記の5つの分野で構成されます。これらは互いに密接に関係しており、特に「学習・協働」については、すべての分野にまたがるものです。

なお、温暖化対策は「宇治田原町地球温暖化対策計画（区域施策編）」に位置付けられています。

【表2 計画の対象範囲】

温暖化対策	温暖化緩和策、温暖化適応策	学習・協働 環境学習 環境保全活動
循環型社会	廃棄物削減・適正処理、リサイクル促進	
生活環境	公害防止、環境美化、動物適正飼育	
生物多様性	自然環境、開発調整、外来種・有害鳥獣対策	

第2章

計画策定の背景

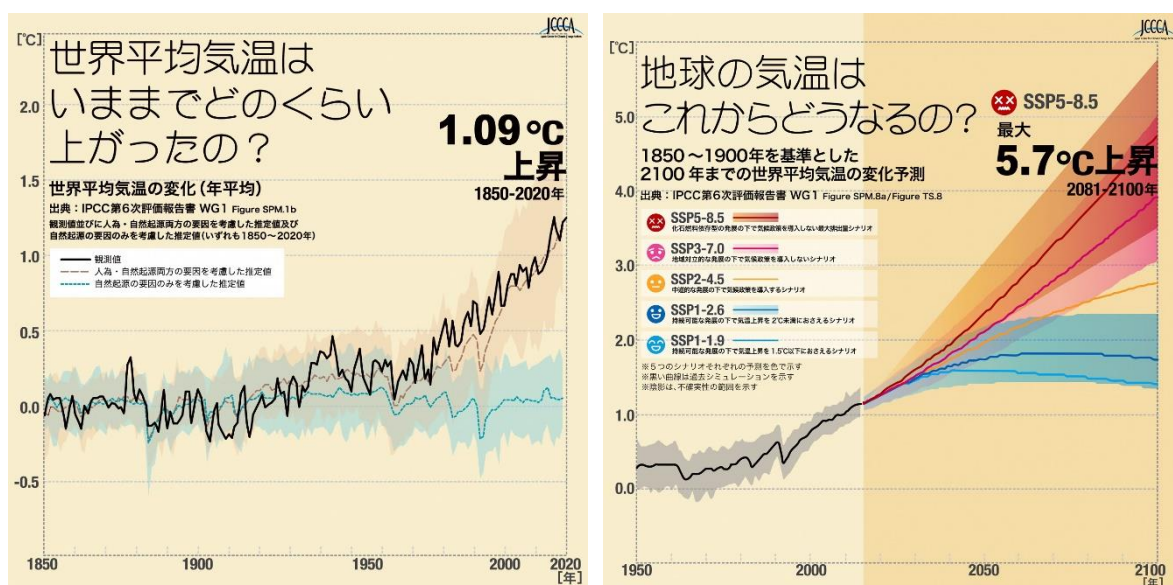
1 国内外の動向

(1) 地球温暖化

地球の気温を適度な温度に保っている温室効果ガス※2の濃度が高くなりすぎると、気温が上昇して様々な影響を及ぼすようになります。

2021年の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）※3の第6次評価報告書によると、世界の平均気温は、工業化以前（1750年頃）と比較して1.09℃上昇し、対策を講じないまま上昇を続けると、今世紀末までに3.3～5.7℃上昇すると予想されます。

【図3 過去の平均気温と今後の予想】



出典) 温室効果ガスインベントリオフィス／

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より

2015年、第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）※4において、温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的枠組となる「パリ協定」が、国連サミットでは「持続可能な開発目標（SDGs）」がそれぞれ採択されました。

日本国内でも、平成28（2016）年に温暖化対策計画が策定され、温室効果ガス排出量を2030年までに2013年比26%、2050年には80%削減することとし

ました。さらに令和3(2021)年の改定で経済活動に伴う温室効果ガス排出量を2050年に実質ゼロとする「カーボンニュートラル」※5を宣言し、中期目標として2030年で46%削減(さらに50%を目指す)することとしました。

平成30(2018)年に第5次環境基本計画が閣議決定され、環境に関する経済・社会的課題の同時解決を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげるとともに、地域の活力を最大限発揮する「地域循環共生圏」※6の考え方を提唱しました。

さらに、同年成立した気候変動適応法に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応計画が閣議決定されました。

京都府でも、温暖化対策計画の改定を受け、令和2(2020)年に策定した京都府地球温暖化対策推進計画を令和4(2022)年に改定し、国の計画と同様に2050年のカーボンニュートラルを目指す他、再生可能エネルギー導入の「促進区域」※7設定に関する環境配慮基準を示しました。

(2) 循環型社会

公衆衛生の向上を目的としていた廃棄物処理は2000年代以降3R※8による循環型社会の構築を目指したものとなり、各種リサイクル法が成立しました。平成30(2018)年、第4次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、廃棄物の適正処理の推進と資源循環体制の構築、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、万全な災害廃棄物処理体制の構築などにより持続可能な社会づくりとの統合的な取組を実施するものとされました。

京都府でも、平成29(2017)年に第2期、令和4(2022)年に第3期の京都府循環型社会形成計画が策定され、SDGsの考え方を踏まえた環境・経済・社会の好循環の創出に向けた取組を推進するものとしています。

平成25(2013)年、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)が施行され、自治体等による拠点回収が開始されました。2020東京オリンピック・パラリンピックでは、「都市鉱山でつくる!みんなのメダルプロジェクト」において、使用済み小型家電から回収された金属によりメダルが製作されました。

日常生活で大量に使用されているプラスチック製品が適正に処理されず、不法投棄などにより河川を通じて海洋に流出したものがマイクロプラスチック※9となり、環境汚染や生物への影響が懸念されています。

平成21(2009)年に施行された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理推進法)」が平成30(2018)年に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海

岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に改正され、海洋漂着物を抑制するため、国は都道府県を通じて河川での不法投棄の防止などの取り組みを支援しています。

京都府でも、国の基本方針の改定を受け平成 30（2018）年に「京都府海岸漂着物等対策推進地域計画」を改定し、海岸を有する市町での海洋漂着物の回収や、川上の自治体でも使い捨てプラスチック削減のための啓発などを行っています。

令和 2（2020）年、海洋等へのプラスチックごみ拡散問題に対応し、使い捨てプラスチックを削減する目的でレジ袋の有料化が実施され、エコバッグの利用率が高まる等、人々の意識の変化が見られました。

令和 4（2022）年、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、今後は「容器包装物」に加えてその他の全プラスチック製品の分別収集への取り組みが開始されます。

（3）生活環境

かつて、典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下）が社会問題となり、その後、各種公害対策法の制定により対策が進んだことで、事業所から汚染物質が排出されることが減少したものの、近年は身近な生活の場での騒音や臭気に関する苦情が増加する傾向にあります。また、アスベスト※10やPM2.5※11、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）※12等の化学物質による汚染が新たな問題となっています。

平成 22（2010）年 10 月、「水銀に関する水俣条約」が熊本市及び水俣市で開催された同条約外交会議及びその準備会合において全会一致で採択され、92 国が署名して平成 29（2017）年に発効しました。我が国でも水銀の排出や使用製品についての規制を強化、一定以上の濃度のものを「特別管理廃棄物※13」として厳しく管理することとなりました。

京都府では、各地の道路や河川でポイ捨てされたごみが散乱している状況に対応するため、平成 28（2016）年から「不法投棄やっつけ隊」を実施しており、山林や河川等に投棄されたごみを取り除き、不法投棄されない環境を目指して、行政、事業者、住民が連携して、これまでに福知山市、久御山町、宇治田原町、南山城村、木津川市で実施されています。

（4）生物多様性

2022 年 12 月、カナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）※14 第二部で生物多様性に関する新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、自然と共生する世界（2050 年ビジョン）を目指し、自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の

損失を止め反転させるための緊急の行動をとる（2030年ミッション）こととしています。

令和4（2022）年に策定された生物多様性国家戦略2023-2030では、同戦略2012-2020における自然共生社会に向けた方向性をさらに発展させ、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標」を含めた自然資本の保全と活用をするための行動計画を示しました。

京都府でも平成30（2018）年に京都府生物多様性地域戦略を策定、京都らしい生態系と生活や文化が共存共栄する社会を持続可能なものとして引き継いでいくため、多様な主体が積極的にかかわる共生型の生物多様性の保全と利活用を進めており、令和5（2023）年、行政や民間団体、地域住民や事業者が連携する活動拠点として、京都市と共同で「きょうと生物多様性センター」を設立しました。

（5）環境学習・協働

2002年、第57回国連総会において、日本の提案により「国連持続可能な開発のための教育の10年（DESD）」に関する決議案が採択され、平成19（2007）年、主導機関であるユネスコ※15の日本国内委員会でDESDの更なる推進に向けた提言が採択され、ユネスコ事務局長に提出されました。

平成24（2016）年、一人ひとりが環境についての理解を深め、環境活動に取り組む意欲を高めるための支援と環境教育を進めるため「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」が改正され、同法に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、平成30（2018）年には同法の規定により施行後5年が経過した段階で同方針が変更されました。

基本方針は、地域や民間企業が取り組む「体験の機会の場」を「地域や国を越えた交流の拠点」と位置づけ、人の交流促進、成長につなげる学びの提供、地域や企業の魅力の再認識を通じて、持続可能な社会づくりにつなげるものです。同法及び基本方針ではパートナーシップ（協働取組）の必要性が強調され、環境行政への民間団体等の参加を促進し、行政、国民、民間団体等の関係主体による協働取組協定の締結推進、NPO※16等の活動を支援しています。

京都府では、「京都環境フェスティバル」「KYOTO地球環境の殿堂」などのイベント、子どもたちに向けた環境学習ポータルサイト「エコこと学ぼ」や「夏休み省エネチャレンジ」「身近な川の生物調査」などに取り組んでいます。

2 その他の動向

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs)

「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」は、17 のゴールと 169 のターゲットで構成される国際目標で、2015 年 9 月の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されており、2030 年を達成目標とし、持続可能でよりよい世界を目指します。

SDGs はすべての国が取り組むべき目標ですが、各国政府だけでなく、企業や自治体、市民など一人ひとりが行動することを求め、だれ一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。

その目標は環境に関するものだけではなく、貧困、ジェンダー、経済成長、平和などあらゆる分野に及び、行政の業務や企業活動などはそのいずれかに関わりがあります。

本計画では、分野ごとに該当する項目のアイコンを示します。

【図4 SDGsの17のゴール】



（２）新型コロナウイルス感染症の影響

2019年12月に確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は瞬く間に世界中に拡大し、経済や社会の在り方に大きな影響を与えました。

日常生活においても、外出抑制や「三密」の回避により、人が集まる機会が減少し、イベントや屋内での学習会を開催することが困難となりました。最近では予防接種等による感染対策が進みつつあることから、主に屋外での環境学習については状況を見ながら模索が続けられています。

一方、「リアル」で人が集まらず、遠隔地にいながらインターネットを利用した会議やイベント、在宅で勤務する「リモート」という新しい形の文化が生まれています。

令和5（2023）年5月より、感染症法上の取り扱いが「2類」から「5類」となり、監視体制や感染対策が変更されていますが、依然として感染拡大の懸念は残されています。

これまでもたびたび発生してきた新興感染症は、開発による森林減少や野生生物との接触といった土地利用の変化、気候変動等の地球環境の変化が深く関係しているといわれ、今後の人間活動や自然との共生の在り方の再考を私たちに突き付けています。

（３）宇治田原町の動向

平成27（2015）年、城南衛生管理組合※17を構成する3市3町（宇治市、八幡市、城陽市、久御山町、井手町、本町）ではプラスチック製容器包装物（プラマーク）の分別収集が開始され、それまで「燃やさないごみ」として処理されていたごみの一部が資源物としてリサイクルされることになりました。

同年、自宅等での再生可能エネルギーの利用促進の一環として、薪ストーブ・ペレットストーブ設置費用への補助金交付制度を開始しました（令和2（2020）年度で終了）。

平成28（2016）年、前年10月からの試行期間を経て、使用済み小型家電の回収を開始しました。役場等の公共施設に回収ボックスを設置し、指定の27品目を回収。翌年から「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に本町も参加し、回収された使用済み小型家電からリサイクルされた金属がメダルの材料として使用されました。

平成30（2018）年の同プロジェクト終了に伴い、回収を一時中断していましたが、令和4（2022）年に回収を再開し、従来の対象品目に加え、パソコン、モニター、プリンター等幅広い家電製品を回収し、城南衛生管理組合構成市町が同組合に搬入し、組合から契約業者に引き渡されています。本町では2022年中に不法投棄分を含め、1t以上を搬入しました。

平成29（2017）年から、自宅に太陽光パネルと蓄電池を同時設置した住民へ

の補助金の交付を開始し、現在も年間4～5件の交付実績があります。

令和元（2019）年、エコパートナーシップうじたわらが国や京都府のレッドリストに掲載されている野生生物に加え、外来種※18（ブラックリスト）や地質を掲載した「宇治田原町の自然環境」を発行しました。

町と町内で操業する事業者のうち一定の条件を備えた事業者とが「環境保全協定」を締結し、町が独自に設定した環境基準※19の遵守や排水の水質測定結果の報告等を求めていましたが、下水道の普及等を受け令和2（2020）年、協定の内容を見直し、従前の町独自基準から法律や京都府条例に規定する規制基準※20を遵守することを求めるものとなりました。

一般廃棄物の適正処理と排出量の削減を目的に、令和2（2020）年に町の廃棄物処理条例を改正し、町内で一般廃棄物（家庭系及び事業系）※21の収集運搬を許可制に移行し、また、従来、家庭ごみの自己搬入は処理手数料を免除していたものを有料とし、長さが1mを超える「大型ごみ」は事前申し込み制による収集としたことから、改正後は特に「燃やさないごみ」の排出量が減少し、一定の効果が見られました。

令和4（2022）年からは、環境汚染や発火事故の原因となる充電電池やバッテリー、廃水銀製品など処理困難物の拠点回収を役場で開始、城南衛生管理組合やリサイクル事業者に引き渡しています。

3 宇治田原町の概況

(1) 位置・地勢

宇治田原町は、京都府の東南部に位置し、京都府宇治市、城陽市、井手町、和束町、滋賀県大津市、甲賀市に接しています。令和2（2022）年に移転した町役場の位置は東経135度86分・北緯34度84分（10進数による）、海拔146mです。

町域は南北8.8km、東西が10.9km、総面積は58.16km²です。

北西部の大峰山（506.4m）を中心とする山地と、南端の鷲峰山（681.2m）から北東及び南西に連なる山地が大部分を占めており、南部山地から広がる標高200m～250mの丘陵部と河川沿いの平坦地からなり、そこに多くの谷が組み合わさって陰影に富んだ地形を作り出しています。

【図5 宇治田原町位置図】



出展：Map-It マップイット | 地図素材サイト



【図 6 宇治田原町の概要】

(2) 町内の概要

昭和 31 (1956) 年、田原村と宇治田原村が合併して誕生した宇治田原町は、上から見るとハートのような形をしています。

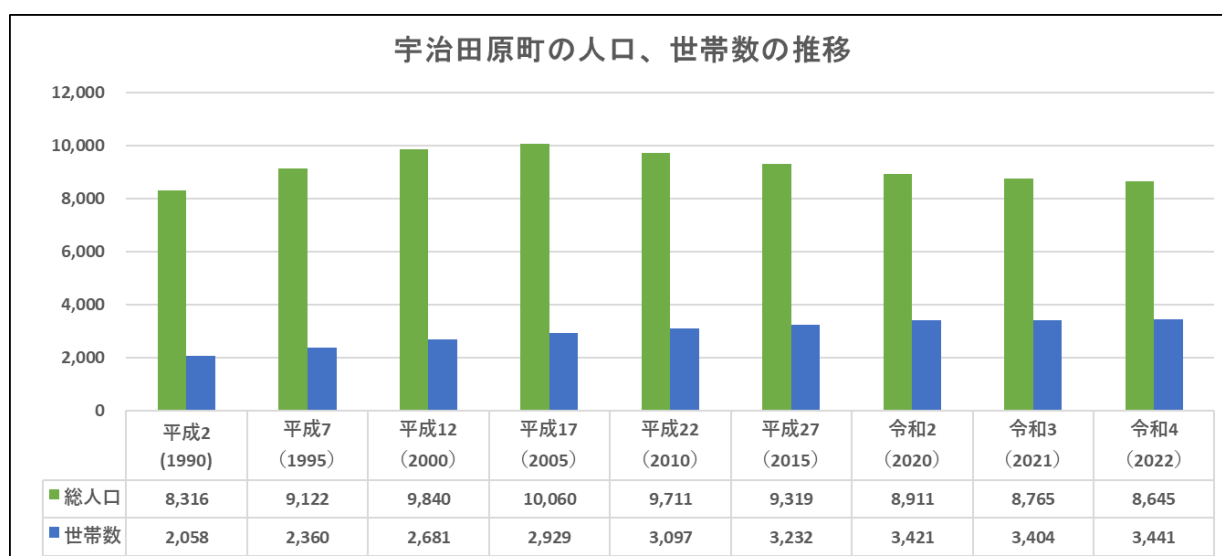
町内の河川は大きく分けると、湯屋谷の大滝を源とし、犬打川など多数の支流が合流して宇治川（瀬田川）に注ぐ田原川水系と、大福川などが合流し、最終的に瀬田川に合流する奥山田水系に分かれます。

町内を横断する国道 307 号は大阪方面と滋賀方面を結ぶ東西交通の大動脈で、新たな都市計画道路である宇治田原山手線の郷之口から町役場前までの区間が令和 5 (2023) 年までに開通し、さらにその東側の区間で整備が進められています。

(3) 人口

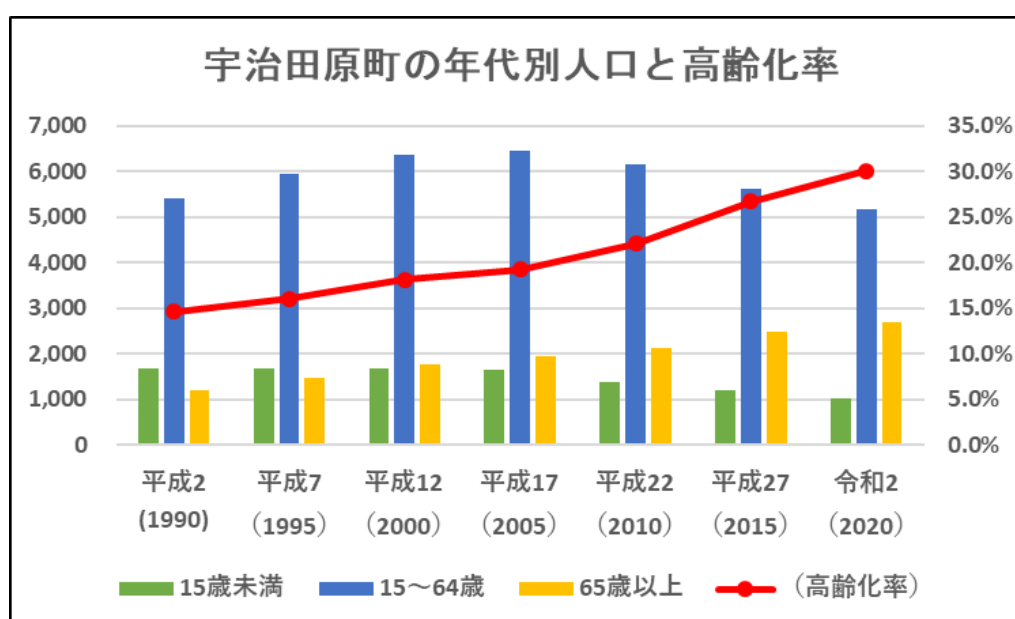
宇治田原町の人口は、新興住宅地の開発により増加してきましたが平成 16 (2006) 年度以降は減少に転じ、令和 4 (2022) 年 10 月 1 日現在で 8,645 人に、一方で世帯数は増加し、同年で 3,441 世帯となり、1 世帯あたりの人数は平成 2 (1990) 年度の 4.04 人から令和 4 (2022) 年度には 2.51 人と核家族化が進んでいます。

【図 7 町内の人口等の推移】(宇治田原町統計書をもとに作成)



年代別の人口では、平成 12 (2000) 年度以降は 65 歳以上の高齢者が 15 歳以下の若年層を上回り、高齢者人口は平成 2 (1990) 年度から令和 4 (2022) 年度にかけて 2 倍以上に増加、高齢化率も 15% 弱から 30% にまで達しており、高齢化が進行しています。

【図 8 年代別人口と高齢化率】(宇治田原町統計書をもとに作成)



(4) 土地利用

平成7(1995)年度から令和4(2022)年度の間は山林は128ha、田は30ha減少していますが、畑は46ha、宅地は65ha増加しています。その間、緑苑坂(住宅地)とテクノパーク、西の山集団茶園、国道307号及び府道宇治木屋線バイパスの開通などの開発事業が行われましたが、山林が町域の7割以上を占めています。なお、町域の面積は平成27(2015)年度に5,826haから5,816haに変更されています。

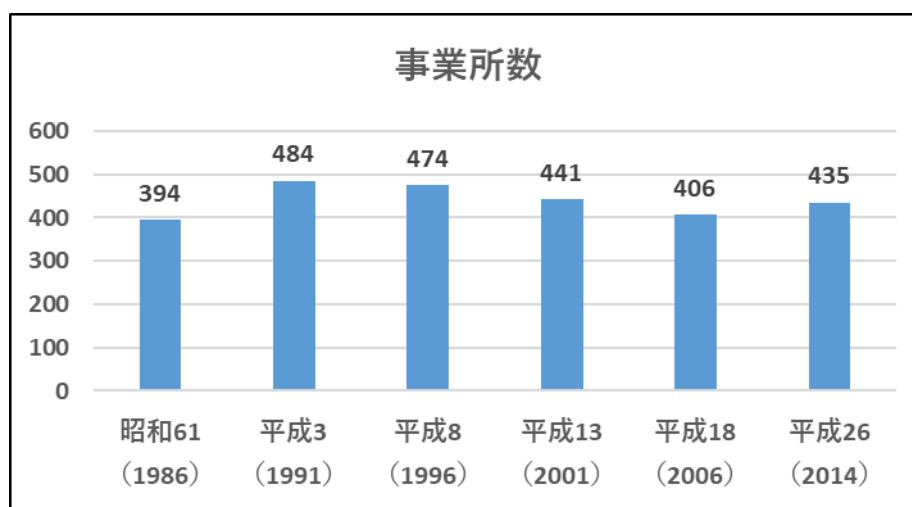
【表3 土地利用の内訳(ha)】(宇治田原町統計書をもとに作成)

	平成7 (1995)	平成15 (2003)	平成20 (2008)	平成25 (2013)	平成30 (2018)	令和4 (2022)	割合 (2022)	増減 2022-1995
田	250	238	234	231	223	220	3.8%	-30
畑	242	271	265	287	279	285	4.9%	43
宅地	171	219	229	233	233	243	4.2%	72
山林	4,608	4,494	4,497	4,487	4,448	4,421	76.0%	-187
原野	13	14	14	15	16	16	0.3%	3
雑種地	165	176	168	157	171	176	3.0%	11
その他	377	414	419	416	446	455	7.8%	78
合計	5,826	5,826	5,826	5,826	5,816	5,816	100.0%	-10

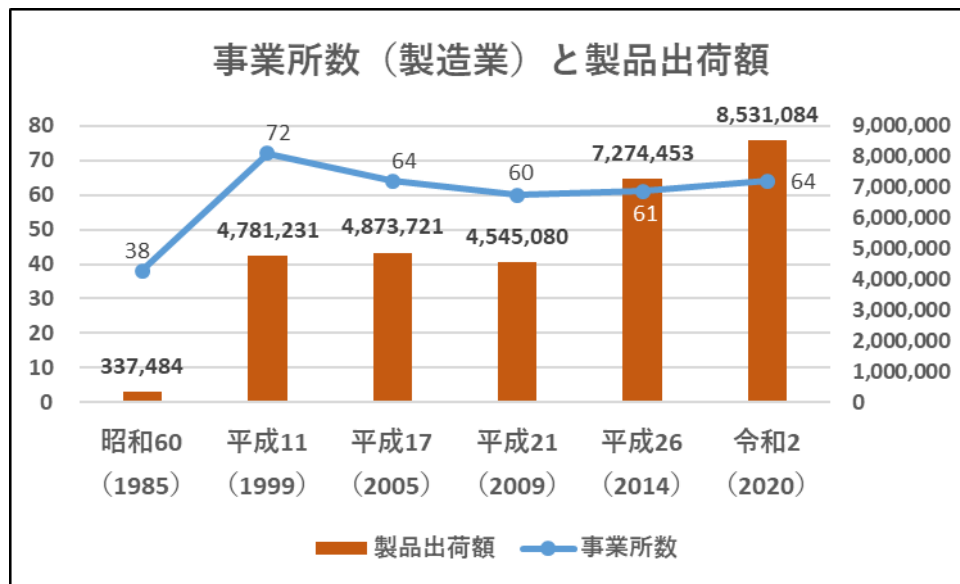
(5) 産業

町内の産業に関して特筆すべきことは、昭和62(1987)年度の宇治田原工業団地と、平成13(2001)年度の緑苑坂テクノパークの分譲開始です。いずれも民間の事業所集積地として造成され、特に宇治田原工業団地の造成以来、町内の製造業の事業所数と製品出荷額が飛躍的に増加しています。

【図9 事業所数の推移】(宇治田原町統計書をもとに作成)

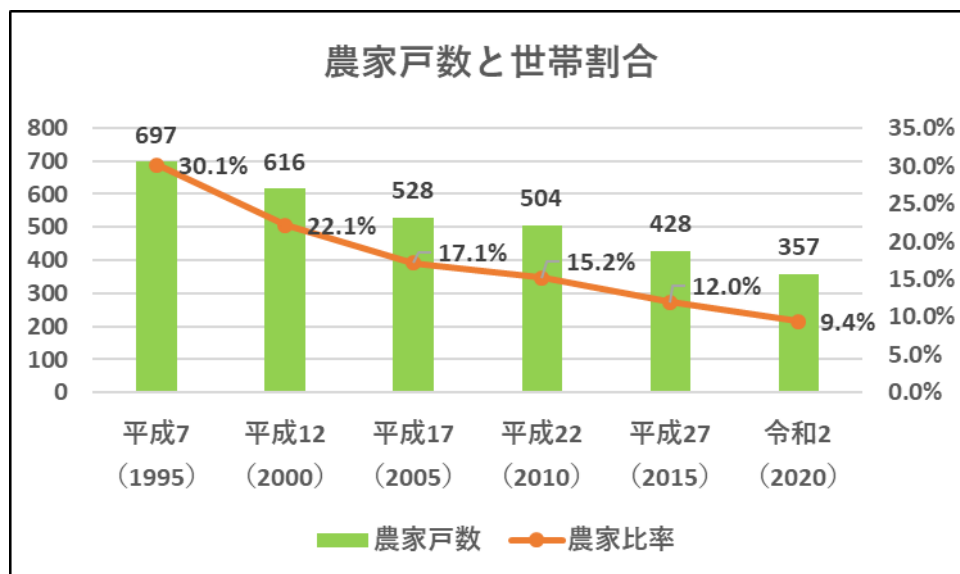


【図 10 事業所数（製造業）と製品出荷額の推移】（宇治田原町統計書をもとに作成）



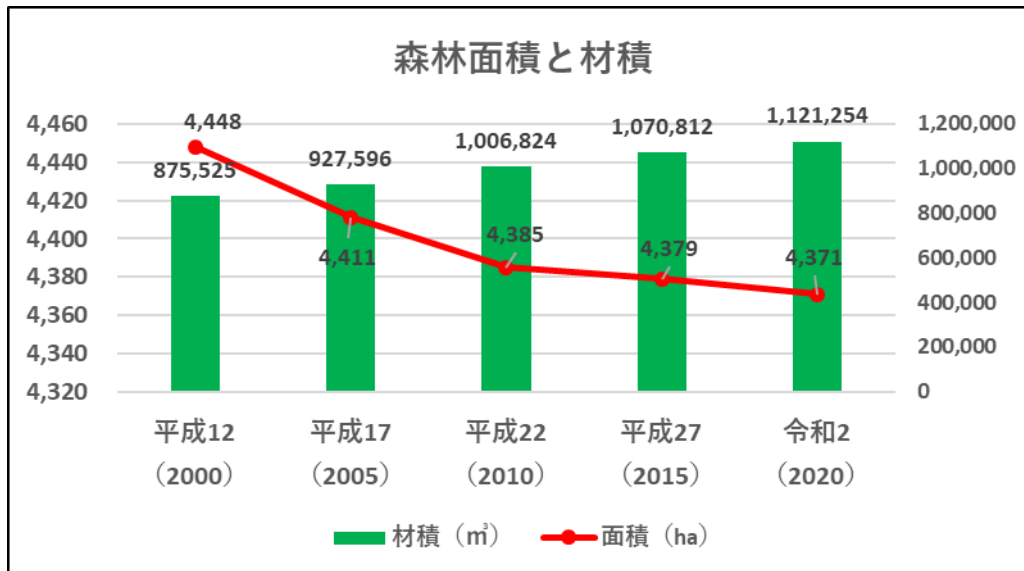
一方、町内の農家戸数と全世帯に占める割合は減少しつづけています。

【図 11 農家戸数の推移】（宇治田原町統計書をもとに作成）



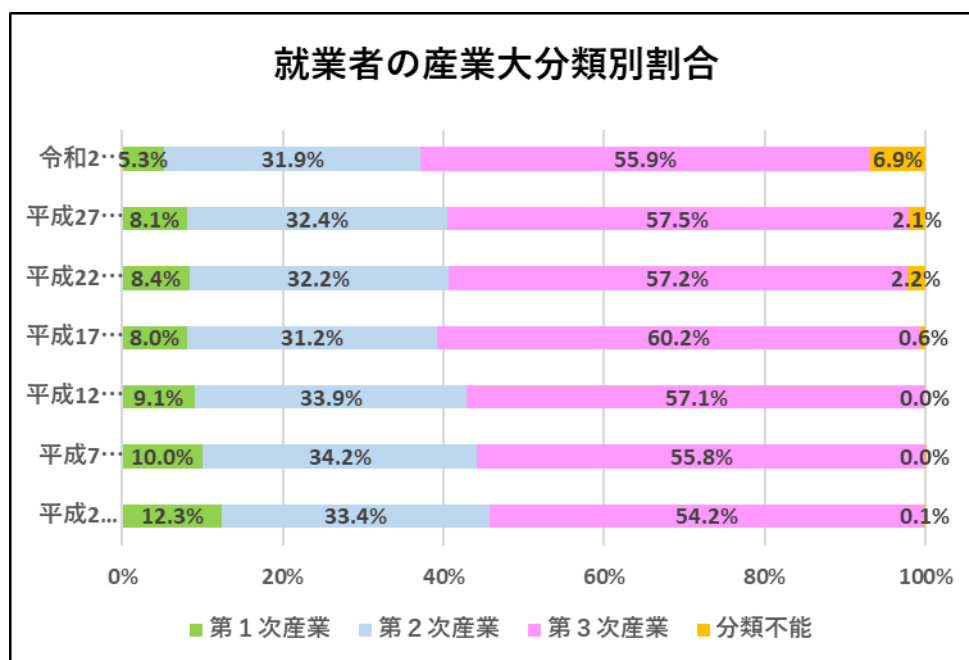
林業に関しては、森林面積は減少傾向が続いていますが、樹木の成長とともに山林に蓄積されている木材の量は増加しています。

【図 12 森林面積と材積の推移】（宇治田原町統計書をもとに作成）



町内での就業者全体では、第1次産業（農林業）従業者の割合が減少している一方、第2次産業（製造業等）、第3次産業（サービス業等）の割合は大きく変化していません。

【図 13 就業者の産業大分類別割合の推移】（宇治田原町統計書をもとに作成）

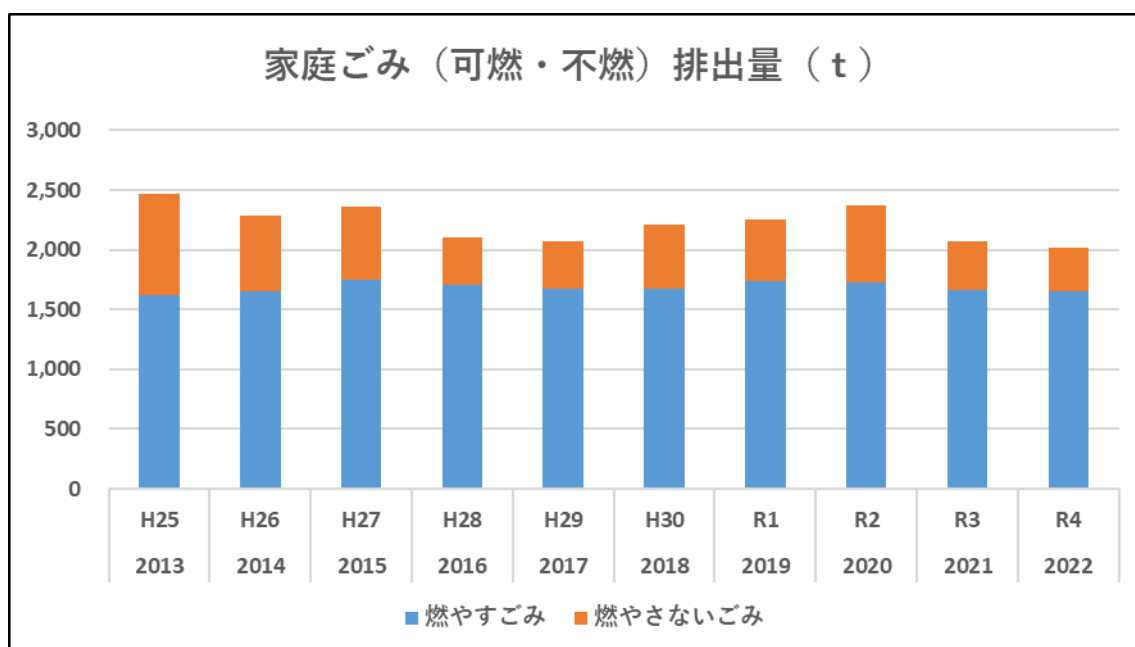


(6) ごみの処理量

家庭ごみは町（直営又は委託）が収集運搬し、城南衛生管理組合の処理場へ搬入しています。資源物として収集されたものはリサイクルされ、「燃やさないごみ」は破碎処理のうえ、金属等リサイクルし、その他は焼却または埋立処分されています。最終的に焼却灰と埋立処分されるものは大阪湾等の最終処分地に搬入されています。

燃やすごみと燃やさないごみの排出量は、平成 28（2016）年 1 月からのプラスチック製容器包装物（プラマーク）※22 の分別収集開始により燃やさないごみが減少しましたが、その後増加し、令和 2（2020）年 12 月からの自己搬入有料化により再び減少しました。

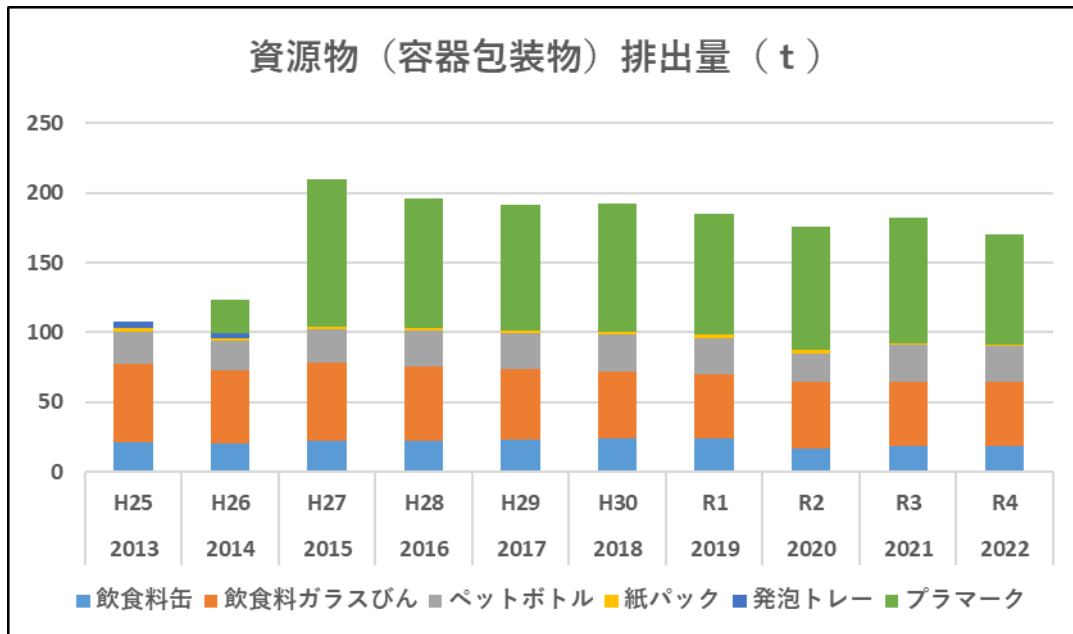
【図 14 家庭ごみの排出量推移】



(城南衛生管理組合一般廃棄物処理実績書をもとに作成 (火災搬入除く))

町が収集している資源物のうち、「飲食料缶」「飲食料びん」「ペットボトル」「紙パック」の排出量は、平成 25（2013）年度から令和 4（2022）年度にかけて大きな変化はありませんが、2015（平成 27）年 1 月から「発泡トレイ」が「プラスチック容器包装物（プラマーク）」となり、それまで燃やさないごみとして処理されていたものを幅広く回収することとなりました。

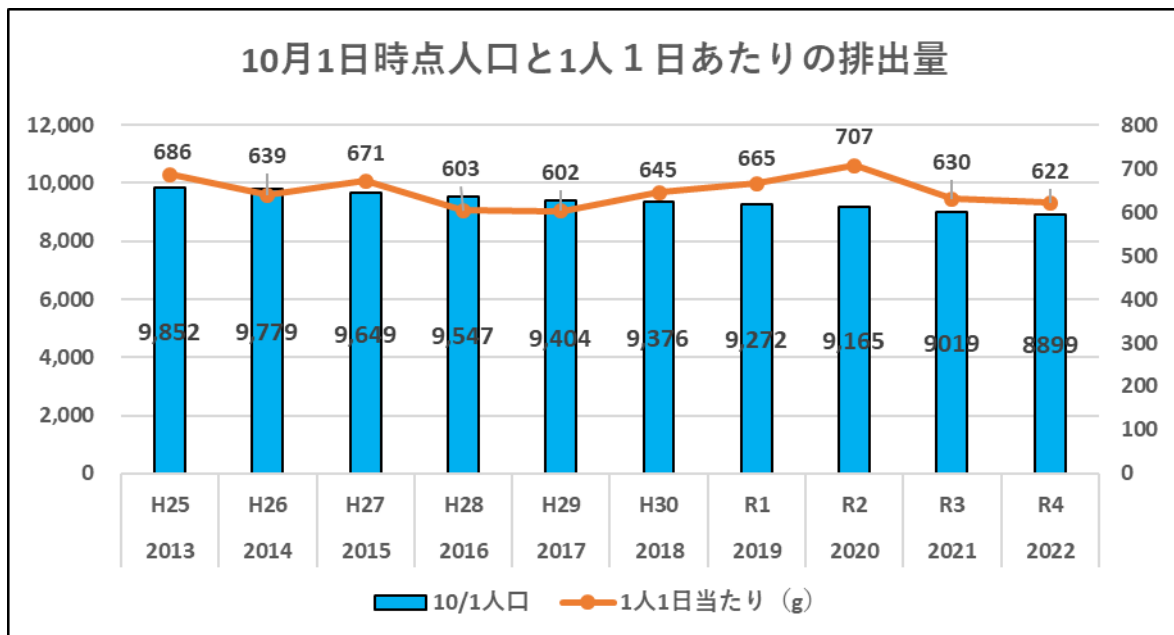
【図 15 容器包装物排出量の推移】



（城南衛生管理組合一般廃棄物処理実績書をもとに作成）

1人1日あたりの家庭ごみ（燃やすごみと燃やさないごみの合計）は、排出量の合計と比例して増減しています。

【図 16 1人1日あたりの排出量推移】



（城南衛生管理組合一般廃棄物処理実績と宇治田原町住基人口をもとに作成）

4 第2期計画の取組

第2期計画で掲げた基本理念の基本目標ごとの主な取組と、期間中の実績をまとめました。

(1) 自然環境

基本目標 1-1 豊かな緑を守り育てよう

森林の保全	
取組計画	<input type="checkbox"/> 森林の適正な管理を推進する。 <input type="checkbox"/> 施業路整備に対し支援する。 <input type="checkbox"/> 町有林を活用した森林に対する意識啓発を行う。 <input type="checkbox"/> 住民や事業者との協働による森づくりを推進する。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 間伐等の施業により森林の適正管理を推進した。 ● 施業路の敷設等に補助金を交付し支援した。 ● 町有林で「モデルフォレスト協会」会員企業との森づくりを実施した。
林業の振興	
取組計画	<input type="checkbox"/> 地域林産物の特産化に向けた取組を推進する。 <input type="checkbox"/> 木質バイオマスなどの新たな木材の有効活用について検討する。 <input type="checkbox"/> 林業後継者の確保・育成を図る。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 原木栽培シイタケを町の特産品としてPRした。
緑化の推進	
取組計画	<input type="checkbox"/> 公共空間・住宅・事業所における緑化を推進する。 <input type="checkbox"/> 広葉樹の植栽等により、多様な生物が生息できる豊かな森林づくりを推進する。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所の設置や住宅地の開発では、一定割合の緑地の設置を義務付けている。

基本目標 1-2 農地を守り育てよう

農地の保全	
取組計画	<input type="checkbox"/> 荒廃農地や遊休農地の解消を推進する。 <input type="checkbox"/> 農地の保全に関する情報提供を行う。 <input type="checkbox"/> 認定農業者などの農業後継者に農地の集積を図る。 <input type="checkbox"/> 有害鳥獣による被害低減対策を推進する。 <input type="checkbox"/> 農薬や化学肥料の使用における環境への配慮について意識啓発を行う。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 荒廃農地調査を実施し、地域の担い手に農地の利用集積を推進した。 ● 近隣農地に影響を及ぼす農地に草刈り指導を行うなど、適正な農地利用を推進した。 ● 担い手農業者へ農地利用集積や規模拡大に関する意向を確認し農地集約化に関する取組を実施した。 ● 猟友会や猿追い払い隊による、有害鳥獣の駆除や追い払いを行った。 ● 有害鳥獣捕獲用檻、追い払い用電動ガン・受信機を貸し出した。 ● 猿を追い払う「モンキードッグ」の育成を2名の飼い主に委嘱した。
農業の振興	
取組計画	<input type="checkbox"/> 農業後継者の確保・育成を図る。 <input type="checkbox"/> 環境にやさしい農業への取組を推進する。 <input type="checkbox"/> 農業の体験イベントを推進する。 <input type="checkbox"/> 農業振興に関する情報提供を行う。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規就農者や若手農業者の農業経営、農地規模拡大等に関する相談を受け、関係機関とともに育成・確保につなげた。 ● 有機農業や低農薬・化学肥料低減に関する各種施策の周知を行い、環境にやさしい農業の推進に取り組んだ。 ● 農業関係団体と連携し茶を中心とした体験イベントを実施し、町内外に日本緑茶発祥の地をPRした。 ● 関係機関と連携し農業関係情報の発信に取り組んだ。
地産地消の推進	
取組計画	<input type="checkbox"/> 学校給食で安全な地元の農産物使用を推進する。 <input type="checkbox"/> 地元農産物の販売促進と地産地消のPRを推進する。 <input type="checkbox"/> 地元農産物を使用した料理等のPRを推進する。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 地元産の米や茶を使った学校給食を提供し、地産地消について啓発した。 ● JAや商工会など関係団体と連携し、地元農産物や料理について様々な媒体を通じてPRした。

	●観光施設「宗円交遊庵やんたん」で、「茶汁」など郷土料理を来訪者に提供した。
--	--

基本目標 1-3 自然とふれあい、多様な生き物を守ろう

生物多様性の保全	
取組計画	<input type="checkbox"/> 生物多様性についての情報提供や啓発を行う。 <input type="checkbox"/> 動植物の生息する優良な自然地の保護と保全を推進する。 <input type="checkbox"/> 新名神高速道路建設をはじめとする開発や事業活動の際には、自然環境への配慮に努めるよう指導する。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ●主にエコパートナーシップうじたわらを通じて、生物多様性の保全について啓発した。 ●「宇治田原町の自然環境」（エコパートナーシップうじたわら）を発行した。 ●開発計画の事前協議に対し、周辺環境への配慮を求めた。
外来生物対策	
取組計画	<input type="checkbox"/> 外来生物の持ち込み抑制の啓発や、駆除など生態系の保全に関する取組を推進する。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ●主にエコパートナー会報誌等を通じて、外来生物について情報発信した。 ●「宇治田原町の自然環境」（エコパートナーシップうじたわら）を発行した（外来生物ブラックリスト掲載）。 ●外来生物（アライグマ等）捕獲用檻を希望者に貸し出した。
自然とのふれあい	
取組計画	<input type="checkbox"/> 生物観察会や自然とふれあうイベントを開催する。 <input type="checkbox"/> 公園や遊歩道など自然とふれあえる空間の整備を推進する。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ●エコパートナーや、教育委員会による環境学習会を実施した。 ●末山及びくつわ池自然公園の再整備を行った。

	目標指標	2012 (平成24)	2022 (令和4)	目標値 (2023)	達成状況
森林施業面積	累計数値	35ha	403ha	350ha	A
担い手認定農業者数	単年度数値	39人	48人	40人	A

※達成状況：「A」達成済み、「B」達成見込み、「C」達成困難、「D」後退

(2) 生活環境

基本目標 2-1 きれいな空気を大切にしよう

大気汚染・悪臭防止	
取組計画	<input type="checkbox"/> 大気の測定監視を行う。 <input type="checkbox"/> 大気汚染や悪臭に関して関係法令に基づき監視・指導を行う。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 工業団地内で年に1回、大気質測定を実施した。 ● 住民等からの通報に基づき大気汚染や悪臭の原因者に指導した。
野外焼却防止	
取組計画	<input type="checkbox"/> 野外焼却に関する指導・啓発を行う。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 違法なごみの野焼きには警察・消防と連携して指導した。 ● 農地等での野焼きによる煙・臭気の苦情に対して改善指導をした。
排気ガス対策	
取組計画	<input type="checkbox"/> エコドライブを実践し、エコドライブ講習会等を開催するなど普及啓発を行う。 <input type="checkbox"/> エコ通勤を実践し普及啓発を行う。 <input type="checkbox"/> 公共交通機関を利用し、普及啓発を行う。 <input type="checkbox"/> 低公害車や低燃費自動車などのエコカーを導入し普及啓発を行う。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 月に1回の「エコ通勤」を実施した。

基本目標 2-2 きれいな水を確保しよう

水質汚染防止	
取組計画	<input type="checkbox"/> 公共下水道の整備を進め、公共下水道への接続を推進する。 <input type="checkbox"/> 公共下水道が接続できない区域では、合併浄化槽への転換を推進する。 <input type="checkbox"/> 浄化槽の適正な維持管理が行われるよう指導・啓発を行う。 <input type="checkbox"/> 町管理施設では、排水処理施設を適正に維持管理する。 <input type="checkbox"/> 生活排水による水質汚濁防止の啓発を行う。 <input type="checkbox"/> 河川等の水質の測定監視を行う。 <input type="checkbox"/> 水質汚濁に関して関係法令に基づき、監視・指導を行う。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画的に公共下水道を整備した。 ● 補助金制度を活用し、合併浄化槽の設置を促進した。 ● 京都府と連携し、浄化槽の適正管理について指導啓発した。 ● 町内河川の水質及び地下水の水質検査を実施した。 ● 河川への濁水等の漏洩に対し、原因者へ指導を行った。

水の確保	
取組計画	<input type="checkbox"/> 節水意識や雨水利用の啓発を行う。 <input type="checkbox"/> 森林の保全を通じて地下水の涵養を図る。 <input type="checkbox"/> 良好な水道水を供給するため水道施設を適切に維持管理する。 <input type="checkbox"/> 河川や水辺周辺の美化活動やふれあいイベントを通じ、清潔で快適な水辺空間づくりを推進する。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 補助金を交付し、自宅への雨水貯留施設の設置を推進した。 ● 水源涵養のため森林の適正管理を推進した。 ● 計画的に水道配水管を更新した。 ● 「不法投棄やっつけ隊」など河川等での美化活動を推進した。

基本目標 2-3 快適でやすらぎのある暮らしを守ろう

騒音振動など迷惑行為対策	
取組計画	<input type="checkbox"/> 騒音や振動など迷惑行為防止の啓発を行う。 <input type="checkbox"/> 道路騒音の測定監視を行う。 <input type="checkbox"/> 迷惑行為や公害苦情を受けたときは、現状確認・調査・指導など適正な対応を行う。 <input type="checkbox"/> 迷惑行為や公害を防止するため適切な指導を行う。 <input type="checkbox"/> 新名神高速道路建設をはじめとする開発や、事業活動の際には公害に関して関係法令に基づき監視・指導を行う。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 国道沿いで騒音測定を実施した。 ● 公害に関する苦情に対し現地確認、原因調査、指導などを実施した。 ● 開発計画に対し、関係法に基づく公害防止について指導した。
動物の適正飼育	
取組計画	<input type="checkbox"/> 犬の登録、狂犬病予防注射の普及・啓発を行う。 <input type="checkbox"/> 適正なペット飼育の啓発を行う。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 町HPやチラシ等で犬の適正飼育について啓発した。 ● 飼い犬の集団予防接種を実施した。 ● 犬の登録情報を精査した。 ● 犬以外のペットについても適正飼育について啓発した。
環境美化の推進	
取組計画	<input type="checkbox"/> 環境美化の普及・啓発を行う。 <input type="checkbox"/> 空地等の雑草などの適正管理への指導を行う。 <input type="checkbox"/> 違法駐車や自転車の放置に対し適切な対応を行う。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報等で環境美化に取り組む団体の活動を紹介した。 ● 雑草が繁茂するあき地の管理者に、適正管理を指導した。

	●町営駐輪場に放置された持ち主不明の自転車を撤去した。
--	-----------------------------

基本目標 2-4 ごみは適切に処理し、ごみのないまちを目指そう

ごみの適正処理	
取組計画	<input type="checkbox"/> ごみの適正処理に関する啓発・指導を行う。 <input type="checkbox"/> 家庭ごみの適正な収集を行う。 <input type="checkbox"/> 不法な野外焼却について適正な指導を行う。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ●「ごみの出し方ハンドブック」を作成し住民に配布した ●「ごみの分け方・出し方」チラシを適時更新し住民に配布した ●不適切な排出ごみに違反シールを貼付し適正処理を促した
不法投棄対策	
取組計画	<input type="checkbox"/> 定期的なパトロールや、監視カメラ・啓発看板の設置により不法投棄対策を行う。 <input type="checkbox"/> 警察など関係機関と連携し、不法投棄の解決を図る。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ●不法投棄が横行する箇所へ看板を設置した。 ●不法投棄が頻発する箇所に監視カメラを設置した。 ●公共用地への不法投棄に対し、警察に捜査を依頼した。
ごみのないまちづくり	
取組計画	<input type="checkbox"/> ごみのポイ捨て禁止や、ペットのフンの適正処理などマナー向上の啓発を行う。 <input type="checkbox"/> まちをきれいにする条例に基づき、まちをきれいにする推進員の活動と清潔できれいなまちづくりを推進する。 <input type="checkbox"/> 住民や事業者と環境美化活動を推進する。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ●ポイ捨てや犬のフン放置をしないよう啓発した。 ●「まちをきれいにする推進員」を委嘱し、環境美化についての啓発や不法投棄等の情報集を行った。 ●「クリーンキャンペーン」などの環境美化活動に対し、物品提供やごみの回収で支援した。

	目標指標	2012 (平成24)	2022 (令和4)	目標値 (2023)	達成状況
下水道整備面積	累計数値	132ha	298.5ha	330ha	C
汚水衛生処理率	累計比率	72%	82.8%	90%	C

(3) 資源循環

基本目標 3-1 ごみを減らし、資源化を進めよう

3 Rの推進	
取組計画	<ul style="list-style-type: none"> □ごみの3 Rに関する情報提供・啓発を行う。 □プラスチック容器包装物の分別収集を行うなど、ごみの減量や3 R推進の体制づくりを推進する。 □エコ推進員を中心とした地域でのごみの減量・再資源化を推進する。 □住民や事業者が行う3 Rの取組を支援する。 □公共施設におけるごみの分別と3 Rを推進する。 □公共工事や物品調達において再生資材や再利用製品の利用を推進する。 □ごみの量や分別状況・問題点などの情報提供を行い、住民や事業者のごみ問題への意識の高揚を図る。 □古紙・廃食油・エコキャップ回収を推進するとともに、新たな資源物の回収を推進する。 □家庭での生ごみ処理を進めるため、生ごみ処理機やコンポスト容器への補助制度の啓発・周知を行う。 □事業系ごみの減量や資源化を推進するため、事業者への情報提供・指導を行う。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ●資源物のリサイクル促進について啓発した。 ●「プラスチック容器包装物」の分別収集を開始した。 ●エコ推進員を委嘱し、ごみの適正な分別や減量について啓発した。 ●地域で実施する古紙回収など集団回収に対し、補助金を交付し資源物のリサイクルを促進した。 ●毎年のごみの回収量について、町HPなどで情報を提供した。 ●廃食用油やペットボトルキャップの拠点回収を実施した。 ●使用済み小型家電製品の拠点回収を実施した。 ●生ごみ処理機を設置する家庭に補助金を交付した。

	目標指標	2012 (平成24)	2022 (令和4)	目標値 (2023)	達成状況
清掃活動参加人数	単年度数値	2,659人	5,247人	4,000人	A
1人当たりの1日ごみ量	単年度数値	641g	622g	468g	C
年間ごみ排出量	単年度数値	2,292t	2,019t	1,624t	C
廃食油回収量	単年度数値	2,062ℓ	2,265ℓ	3,000ℓ	C
まちをきれいにする推進員数	単年度数値	110人	105人	130人	D
生ごみ処理機・雨水タンク購入補助制度利用台数	累計数値	297台	335台	350台	C
エコ推進員数	単年度数値	34人	38人	50人	C

(4) 地球温暖化防止

基本目標 4-1 エネルギーを大切にしよう

省エネルギーの推進	
取組計画	<input type="checkbox"/> 省エネルギーや節電の取組を推進するため、住民・事業者へ情報提供と意識啓発を図る。 <input type="checkbox"/> 公共施設におけるエネルギー使用量の低減と、節電の取組を推進する。 <input type="checkbox"/> 公共施設への省エネ型設備の導入を推進する。 <input type="checkbox"/> クールビズやウォームビズなどの省エネルギー行動を実践する。
取組実績	● 省エネ家電への買い替えや、自宅の断熱化などに関する情報を提供した。 ● 夏期と冬期に公共施設での節電に取り組んだ。 ● 「夏のエコスタイル」などに取り組んだ。
再生可能エネルギーの利用促進	
取組計画	<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーの普及促進に向けた情報提供や、啓発活動を行う。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電や薪ストーブなど公共施設における再生可能エネルギーの導入を促進する。 <input type="checkbox"/> 使用済み廃食用油を回収し、廃食用油から精製されたバイオディーゼル燃料の公用車への活用を図る。 <input type="checkbox"/> 新たな再生可能エネルギーの利用について検討する。
取組実績	● 再生可能エネルギーの導入に関する制度等の情報提供を行った。 ● 自宅への太陽光発電及び蓄電設備への設置に対し、補助金を交付した。 ● 自宅等への薪ストーブ・ペレットストーブの設置に対し、補助金を交付した。 ● 廃食用油をリサイクルしたバイオディーゼルの、公用車（ごみ収集車）に使用した。

基本目標 4-2 地球にやさしい行動に努めよう

地球温暖化対策	
取組計画	<input type="checkbox"/> 地球温暖化防止実行計画（事務事業編・区域施策編）に基づく取組を推進する。 <input type="checkbox"/> 温室効果ガスの排出量の低減を推進する。 <input type="checkbox"/> 地球温暖化防止活動推進員と連携し、住民・事業者へ地球温暖化対策の取組について啓発する。 <input type="checkbox"/> 家庭で実践できるエコ行動の啓発を行う。 <input type="checkbox"/> フロンを使用している製品の適正処理を啓発する。 <input type="checkbox"/> グリーン製品やエコ製品の購入を図る。

	<input type="checkbox"/> グリーン購入に関する情報提供・意識啓発を行う。 <input type="checkbox"/> 環境マネジメントシステムの取組を推進する。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 30 年度に区域施策編の中間見直しを行い、平成 29 年度、令和 4 年度に事務事業編を改定した。 ●家庭で実践できる省エネ対策などについて啓発した。 ●冷蔵庫等の家電リサイクル対象品の適正処分について啓発した。

	目標指標	2012 (平成24)	2022 (令和4)	目標値 (2023)	達成状況
薪ストーブ設置費補助制度利用総数	累計数値	3基	20基	33基	C
電気使用量□(1世帯当たり)	単年度数値	6,325kWh	5,358kWh	5,251kWh	C
地球温暖化防止活動推進員登録者数	単年度数値	5人	9人	10人	C
「エコ行動宣言」登録者数	累計数値	50人	58人	100人	C
温室効果ガス排出量□(区域)	単年度数値	76.00千t-CO2	76.00千t-CO2	85.25千t-CO2	A

(5) 環境学習・教育

基本目標 5-1 環境について学習しよう

環境学習・環境教育の推進	
取組計画	<input type="checkbox"/> 環境学習に関する情報を収集し、ホームページや広報紙を用いて情報発信を行う。 <input type="checkbox"/> 地域・家庭・行政における環境学習を推進する。 <input type="checkbox"/> 環境学習や環境イベント、環境に関する出前講座を開催する。 <input type="checkbox"/> 環境に関する啓発展示を通じて環境学習を行う。 <input type="checkbox"/> 学校における環境教育の充実を推進する。 <input type="checkbox"/> 地産地消や食育の取組を推進する。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙やHPにより、環境学習に関する情報を提供した。 ● エコパートナーシップうじたわら等とともに環境学習を開催した。 ● ふるさとまつり等のイベントで環境に関する啓発展示を実施した。 ● 地域の特産品を使用した健康レシピを作成・発表した。

基本目標 5-2 協働で環境にやさしいまちをつくろう

環境活動の推進	
取組計画	<input type="checkbox"/> 地域の環境保全活動への協力・支援を行う。 <input type="checkbox"/> 環境保全活動を推進する人材育成・発掘を行う。 <input type="checkbox"/> エコパートナーシップうじたわらをはじめ、住民・事業者と連携した環境活動を推進する。 <input type="checkbox"/> クリーンキャンペーンを促進し、環境美化の意識高揚を図る。 <input type="checkbox"/> 地域住民やボランティアによる環境活動を支援・推進する。 <input type="checkbox"/> 環境マネジメントシステムの取組を推進する。 <input type="checkbox"/> 開発や事業活動の際に地域の自然環境や生活環境保全のため十分配慮するよう指導する。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の環境保全活動を支援した。 ● エコパートナーシップうじたわらや、住民・事業者と連携し環境活動を実施した。 ● 地域での清掃活動に物品提供やごみの回収などにより支援した。 ● 地域での清掃美化ボランティアの活動を支援した。 ● 開発計画に対し地域の周辺環境に配慮を求めた。

	目標指標	2012 (平成24)	2022 (令和4)	目標値 (2023)	達成状況
環境学習会等参加者数	単年度数値	317人	125人	400人	D
エコパートナーシップうじたわら会員数	単年度数値	130 [人・団体]	103 [人・団体]	150 [人・団体]	D

5 環境の現状と課題

1 温暖化対策	
1-1 温暖化緩和策	
(1) 温暖化対策計画の推進と意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・カーボンニュートラル目標設定と施策 ・住民や事業者への意識啓発
(2) 再生可能エネルギーの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・促進区域指定等の検討 ・再生可能エネルギー設備の導入推進 ・低公害車の普及促進
(3) 省エネルギー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や事業所の省エネルギー化の推進 ・省エネ家電への買い替え促進
(4) 公共交通の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の利用促進と支える体制づくり
(5) 森林の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・森林譲与税を活用した森林施業の促進 ・二酸化炭素吸収量の算定とクレジット化 ・木材の利用促進
(6) 廃棄物の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却処分ごみの削減
1-2 温暖化適応策	
(1) 熱中症対策	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症警戒アラートの周知
(2) 災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画の策定 ・防災情報の提供
2 循環型社会	
2-1 ごみの削減と適正処理	
(1) ごみの排出量削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの排出量削減 ・食品ロス問題
(2) 家庭ごみの適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみの適正分別と排出 ・「ふれあい収集」の実施 ・外国人住民への対応
(3) 事業ごみの適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・町許可業者による適正処理 ・事業ごみと家庭ごみの区分
(4) ごみの野焼き対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの野焼き習慣の見直し
2-2 資源のリサイクル促進	
(1) 資源物のリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックリサイクルの推進 ・古紙等の集団回収の推進 ・小型家電、家電リサイクルの適正処理 ・バッテリー・充電池の適正処理 ・廃食用油、ペットボトルキャップ、剪定枝のリサイクル

3生活環境	
3-1環境汚染の防止	
(1)公害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全協定の遵守と事故時の対応 ・特定施設等の手続きと基準の遵守 ・ごみの焼却処分
(2)環境汚染の監視	<ul style="list-style-type: none"> ・河川水質等公害の監視継続 ・環境の変化による監視体制
(3)汚水処理	<ul style="list-style-type: none"> ・合併浄化槽や公共下水道への切り替え推進 ・浄化槽の適正管理
3-2生活環境の保全	
(1)ごみのポイ捨て・不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ポイ捨て、不法投棄への監視と予防
(2)地域の美化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境美化活動への支援
(3)あき地・空家の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・あき地及び空家の適正管理推進
(4)動物の適正飼育	<ul style="list-style-type: none"> ・犬の登録、予防注射の適正実施 ・猫の適正飼育啓発
4生物多様性	
(1)自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・野生生物等の現況確認とその周知 ・生物多様性地域戦略の策定
(2)開発と保全の調和	<ul style="list-style-type: none"> ・開発調整、環境施設の設置
(3)自然とのふれあい	<ul style="list-style-type: none"> ・自然とふれあう機会の提供
(4)外来生物・有害鳥獣対策	<ul style="list-style-type: none"> ・生物の野外放出 ・有害鳥獣対策、耕作放棄地の解消
5学習・協働	
5-1環境教育・学習の推進	
(1)環境に関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の提供
(2)学びの機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習の機会提供
5-2協働による活動の推進	
(1)環境活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動団体への支援
(2)環境基本計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画の推進

1 温暖化対策

1-1 温暖化緩和策

(1) 温暖化対策計画の推進と意識啓発

産業革命以降の平均気温の上昇を1.5℃未満に抑えるため、国の温暖化対策計画や京都府温暖化対策推進計画では2050年までに経済活動に伴う温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」を目指すとしています。

本町では、平成25(2013)年度に策定した第2期宇治田原町環境保全計画において、温暖化対策にかかる項目を「宇治田原町地球温暖化防止実行計画(区域施策編)」に位置付けており、今回の改定でどのような目標設定を行うのか、それを達成するためどのような施策を行うのか、検討する必要があります。また、協働で推進するため住民や事業者に対し計画の趣旨や重要性を伝え啓発していく必要があります。

(2) 再生可能エネルギーの利用促進

温暖化対策は温室効果ガスの排出を抑制するための「緩和策」と、現に進行する温暖化への対応である「適応策」が両輪とされています。

温室効果ガス排出の要因としてエネルギーの使用が大きな割合を占めており、再生可能エネルギーの利用促進が温室効果ガス排出量削減の大きなカギとなっています。

国は脱炭素化の取組を加速するため、「脱炭素先行地域」の認定や、自治体による「促進区域」の指定に関する環境配慮方針を策定し、再生可能エネルギーの導入を促進しています。今後、本町においても、先行地域への申請や促進区域の指定について検討していく必要があります。

太陽光発電設備の設置場所として、既存の建物の屋根や空き地等を活用することが注目されており、町では、自宅に太陽光発電設備と蓄電設備を同時に設置する住民に対し補助金を交付し、京都府では事業者には府民の自宅へ設備を設置してもらうことで住民の初期投資を軽減させる「京都0円ソーラープラットフォーム」を開始しています。今後、費用面から設置を躊躇する住民や事業者に対し、PPA※23による再生可能エネルギー設備の設置を促す方策を検討していく必要があります。

事業活動に伴う温室効果ガスの排出量は、排出総量の大部分を占めており、排出量の削減のためには事業所における対策が重要となってきます。

京都府では中小企業等を対象にソーラーカーポート等の設置に対する補助制度を実施しており、町内の事業所にも制度について周知を図っていく必要があります。

国内での温室効果ガス排出量のうち、運輸部門が占める割合が約17%で、う

ち自動車は86%以上を占めています。乗用車の走行に伴う温室効果ガス排出量を削減するためには、電気自動車等の低公害車の普及促進が必要で、EV※24やPHV※25などの購入費用や充電設備の整備に対する補助事業も行われていますが、本町では充電設備が民間施設に設置された1か所のみであるため、電気自動車の普及促進を図るためには、公共施設等への充電設備の整備を検討する必要があります。

(3) 省エネルギー化の推進

再生可能エネルギーの推進と並び重要なのが省エネルギー化の推進で、そのためには省エネルギー型の電気製品等の導入と、住宅や事業所の省エネルギー化を推進する必要があります。

日本の住宅は断熱性が低いと言われていますが、窓の断熱性能を高めるだけでも効果が大きいとされます。

国ではZEH※26基準の住宅や事業所のZEB※27化に対する支援制度を実施しており、有効活用できるよう、周知を図っていく必要があります。

家電製品の省エネ性能は年々向上しており、家電製品の更新は家庭の省エネ化を推進するだけでなく、製品劣化による火災などを予防するためにも有効な手段です。家庭で使用を続けられている古い家電の更新を促し、買い替えに伴う処分も適切に行われるよう、制度の整備を検討する必要があります。

(4) 公共交通の利用促進

自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量を削減するためには公共交通機関の利用促進が必要ですが、本町には鉄軌道がなく、公共交通はバスに依存しています。そのバス便も乗降客の減少などから路線の廃止や減便が行われており、町では独自の公共交通手段として町営バス等を運行するとともに、町外の鉄道駅と町内の観光地を結ぶバス路線を運行するなど、公共交通の利用促進を図っています。しかし、人口の減少やコロナ禍の影響、燃料費の高騰や担い手不足等の課題が山積しており、地域、交通事業者、行政の連携と役割分担による広域的な公共交通を支える体制づくりを検討する必要があります。

(5) 森林の適正管理

樹木は成長の過程で二酸化炭素を吸収し固定するため、温室効果ガスの削減で重要な役割を担っています。二酸化炭素の吸収量は林齢の若い樹木ほど高いとされ、植栽と伐採を繰り返すことにより、多くの二酸化炭素を固定することになるため、森林の適正管理による温室効果ガスの吸収は町域の約7割を森林が占める本町らしい取り組みであるといえます。

本町では、山林のおよそ半数を人工林（スギ・ヒノキ）が占めており、林齢が50年生を超え利用期を迎えた山林が増加している中、森林組合や地域の生産森林組合を中心に山林所有者が間伐等の管理に努めていますが、燃料費や労務費が上昇しており、施業により利益を確保することが難しい状況が続いています。

植栽した苗木が成長し出荷できるようになるまで、長期にわたる計画的な管理が必要であり、加えて、施業のために山に入り、伐採した樹木を搬出するための林道・作業道・施業路の整備も必要となるため、山林所有者には大きな負担となっています。

本町では、森林環境譲与税を活用し、いわゆる放置森林を整備する「森林経営管理事業」※28にも取り組んでおり、森林の適正管理に努めています。

カーボンニュートラルは温室効果ガス排出量そのものの削減と森林等による吸収分をあわせ、排出量が実質0になることを目指すもので、将来の実質排出量を求めるためには森林施業による吸収量の算定が不可欠です。そのため、森林所有者と町の林業担当部署、環境担当部署が連携し、施業による吸収量の見える化を推進する必要があります。

適正な森林管理は木材等の林産物の生産だけでなく、カーボンオフセット※29を目指す事業者に対する経済的付加価値（「J-クレジット」）を生み出すもとなるため、森林所有者の収入源としてその創出と活用について検討していく必要があります。

森林の適正な管理を推進するためには、施業により供給される地元産木材を住宅や公共施設などへの利用促進を図る必要があります。

（6）廃棄物の削減

ごみを焼却処理すると温室効果ガスを排出します。リサイクルの推進や減量化を図ることは、温室効果ガス排出量の削減につながるため、焼却処理されるごみの排出量を抑制する必要があります。

1-2 温暖化適応策

（1）熱中症対策

近年、熱中症による救急搬送や死亡が増加傾向にあり、熱中症への対策は気候変動に対する「適応策」として重要と考えられます。環境省と気象庁では、令和3（2021）年度から全国を対象に「熱中症警戒アラート」の発表を開始し、熱中症との相関が高い「暑さ指数」が一定以上となることが予想された際に気象庁の府県予報区等を単位として発表されます。

熱中症を予防するためには水分補給などとともに空調を用いて室温を適切な温度にする必要がありますが、特に高齢者のいる住宅ではエアコンを使わず熱

中症になる事例が発生しているため、節電意識も大切である一方で、命と健康を守ることを第一に行動することを心がけるよう啓発することが必要です。

警戒アラートは環境省の「熱中症予防情報サイト」で発表されるほか、メールでの配信サービスも行われているため、住民に対して利用促進を啓発するとともに、町のSNS※30 アカウントを用いた発信等、住民への情報発信の手段についても検討する必要があります。

（２）災害対策

近年の台風大型化、豪雨による水害や土砂災害の発生等は気候変動の影響によるものと考えられています。土砂災害の発生を正確に予測することは困難ですが、日常的に防災に関する情報を様々な方法で発信する必要があります。ひとたび災害が発生すると、大量の廃棄物が発生し、復興や環境衛生の保全に大きな影響を与える可能性があります。災害廃棄物は一度に大量に発生する一方、通常のごみ処理体制では短期間で処理することができないため、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の収集から処分までの一連の流れや廃棄物の集積場・仮置き場の想定などについて関係機関及び地域住民と連携し、災害の発生に備えた体制作りを行う必要があります。

近年、無謀な造成や盛り土が災害発生の原因となることがあるため、開発を計画する事業者に対して適切な指導を行う必要があります。また、町内の危険箇所を防災パトロール等で把握し、改良工事等必要な措置を講じる必要があります。

２ 循環型社会

２－１ ごみの削減と適正処理

（１）ごみの排出量削減

資源循環と温室効果ガス排出量削減のためにも、「ごみ」として排出されるものをできるだけ削減する必要があります。

従来、家庭ごみの自己搬入は城南衛生管理組合処理場に支払う処理手数料を免除していましたが、町廃棄物条例の改正により、家庭系廃棄物の搬入時も城南衛生管理組合が規定する処理手数料を支払うものとするとともに、「大型ごみ」の排出個数と収集回数を制限したところ、「燃やさないごみ」の排出量が大幅に減少したことから、一定の効果があつたものと思われます。

ごみ排出量のさらなる削減のためには、生ごみ処理機※31 の利用促進や家庭ごみと事業ごみの区別の徹底、資源物のリサイクル推進等検討すべき課題が多くあります。

近年はまだ食べられるのに廃棄される「食品ロス」問題が課題とされており、ごみとして排出されている中にも相当量が含まれていると推測されます。食品

ロスの解消のため啓発を推進することはごみの排出量削減にもつながります。

（２）家庭ごみの適正処理

家庭から排出される一般廃棄物（家庭系一般廃棄物）をスムーズに処理するためには、適切に分別して排出されることが重要であるため、「ごみの出し方ハンドブック」や「ごみの分け方・出し方」チラシを適時更新する他、町のホームページでのごみの分別方法の検索機能により適切な排出が行われるよう啓発する必要があります。

収集運搬したごみは一部事務組合「城南衛生管理組合」で処理しており、適正な処理のため、同組合や他の構成市町と協調していく必要があります。

高齢化と核家族化の進行により町内でも高齢者のみの世帯が増加しており、日常のごみ出しに苦労される方に対して直接自宅へ伺う「ふれあい収集」を実施しています。今後利用者が増加することも予想されますが、自力でのごみ出しが困難な方を支援する必要があります。

自宅のごみを一度に多量に処分したい場合は処理場へ自己搬入するか、ごみ収集業者に処理を委託する方法がありますが、処理を委託できるのは町が許可した一般廃棄物処理業者だけであるため、適正な方法で処分するよう、啓発する必要があります。

年々、町内の事業所で勤務する外国人が増加しており、言葉や生活習慣の違いから、ごみが適切に排出されないトラブルが発生しています。町では各国語版の「ごみの分け方・出し方」チラシを制作し、町のホームページからもダウンロードできるようにしています。自ら雇用する外国人従業員を町内の空家に居住させる事業所が増えているため、町内で生活するうえでルールを守るよう指導するのは雇用主の役割です。そのため、事業者に対して啓発を進める必要があります。

（３）事業ごみの適正処理

事業所が排出する一般廃棄物（事業系一般廃棄物）は処理場への自己搬入または町が許可する一般廃棄物処理業者への委託により処理されています。城南衛生管理組合では、搬入された事業系廃棄物の抜き打ち検査を実施し、産業廃棄物の疑いのあるものなど、不適切なものが混入している場合は排出事業者及び収集運搬事業者に指導しており、適切な廃棄物処理が行われるよう監視していく必要があります。

個人事業主や小規模事業者の中には職住一体の事業所であることが多く、家庭ごみと事業ごみが明確に区別されずに排出されている可能性があるため、同じような種類のごみでも排出理由により区別する必要があることを啓発する必要があります。

(4) ごみの野焼き

城南衛生管理組合などのごみ焼却施設は、ダイオキシン※32などの有害物質が発生しないよう設計された高度な処理能力を備える設備ですが、一般家庭等で小型の焼却炉を用いる場合は一定の基準を満たしたものでなければなりません。基準を満たさない焼却炉や野焼きで処理すると、ダイオキシンやPM2.5などの有害物質が発生し、煙や臭いが近隣住民の迷惑となるおそれがあります。農地ではもみ殻や刈り取った草をその場で燃やす習慣があり、煙などに関する苦情の多くがそうした野焼きに伴うものです。そのため、主に農家に対し、昔からの習慣を見直し、野焼きを控えるよう、啓発する必要があります。また、その他の事業所でも廃棄物を焼却処理しないよう、啓発する必要があります。

2-2 資源のリサイクル促進

(1) 資源物のリサイクル促進

本町を含め城南衛生管理組合構成市町では、「飲食料びん」「飲食料缶」「ペットボトル」「紙パック」「プラスチック製容器包装物(プラマーク)」を資源物として処理し、リサイクルを促進しています。今後は幅広いプラスチック製品を回収することとなるため、その具体的な方法等について城南衛生管理組合及び構成市町で検討しています。

城南衛生管理組合では、令和4(2022)年4月から、ペットボトルをペットボトルへ再生する「ボトル to ボトル」事業に取り組まれており、リサイクル率を高めるためには住民に対し適切に排出するよう一層の啓発を進める必要があります。

古紙類や古布は区や自治会が古紙回収業者と契約し集団回収に取り組んでいただいています。実施団体には回収量の実績に応じて補助金を交付し、地域での環境活動などに活用していただいています。城南衛生管理組合の分析では、現在も燃やすごみへの紙ごみ含有量は相当程度あることから、紙ごみの集団回収をより一層推進するよう啓発する必要があります。

パソコンやスマートフォン・携帯電話、デジタルカメラ等の使用済み小型家電製品には金など希少金属が含まれており、その含有量は鉱山から採掘される鉱石よりも多いことから、「都市鉱山」とも呼ばれています。本町では平成27(2015)年からの試行期間を経て、翌年から使用済み小型家電製品の回収を開始しました。現在は回収した小型家電製品を城南衛生管理組合が集約し認定リサイクル事業者に一括で引き渡しているため、回収対象製品を拡大しました。資源循環を促進するため、さらなる回収拡大を図る必要があります。

テレビ、エアコン、洗濯・乾燥機、冷蔵・冷凍庫は家電リサイクル法の規定に基づき処理することが定められていますが、適正な処理が行われないと、フロンガス等の有害物質が放出される場合があります。機械部品等を取り除いたもの

が不法投棄される可能性もあります。また、「不用品回収業者」によるトラブルも発生しており、適正な処理を行うよう啓発を進める必要があります。

小型の電気製品の普及により、充電電池・バッテリーの廃棄も増加していますが、他のごみに混入すると、収集運搬や処理中に火災が発生するため、町では充電電池、バッテリー、ボタン電池を廃水銀製品と同様に役場庁舎で回収しています。住民へは他の廃棄物に混入させないこと、発火事故も多い非純正品を使用しないことなどを周知する必要があります。

他にも廃食用油やペットボトルキャップを地域で拠点回収し、城南衛生管理組合処理場へ搬入された剪定枝はチップ化されて地域住民に配布されており、これらのリサイクルを促進するため、住民に協力を呼び掛ける必要があります。

3 生活環境

3-1 環境汚染の防止

(1) 公害の防止

本町では「宇治田原工業団地」と「緑苑坂テクノパーク」が整備され、多くの事業所が立地しています。これらが設置されるにあたり、河川の水質汚濁や騒音の発生等を防止するため、町と一定の条件を満たす事業者が「宇治田原町環境保全協定」を締結し、法に規定する規制基準を遵守、規制対象項目以外は環境基準を尊重することとしました。それでも、事故による油や濁水の流出が発生した場合は、現地の状況を確認し、油膜の拡散防止等の手立てを講じた上で原因者に指導を行う必要があります。

また、新たに事業場を設置する場合や「特定施設」※33を設置する事業者に対しては、必要な届出等の手続きを行うほか、規制基準の遵守や周辺環境への配慮を求める必要があります。

近年は公害に関するトラブルが減少しているものの、事業所からの騒音や臭気等について苦情があった場合は、当該事業所に対し対策の実施と改善を求める必要があります。

基準に沿った設備以外でごみを焼却すると、大気汚染の原因となることから、野焼きなどを行わず、適切に処理するよう事業者へ啓発する必要があります。

(2) 環境汚染の監視

町では田原川水系及び奥山田水系で水質調査を実施しており、環境基準（水質）を維持するため引き続き監視していく必要があります。

今後、新名神高速道路などの道路網が整備されるとともに、沿線で事業所の設置や開発が促進され、交通量の増加により騒音や大気汚染が発生することが懸念されますが、町が工業団地内で大気質の調査を実施した結果、過去21年間で有害物質が基準値を超えたことはありません。京都府では府内各地に測定ポ

イントを設定し、大気汚染の発生状況を常時監視していますが、本町については周辺地域と比較しても交通量や事業所数が少ないため、深刻な大気汚染が発生する可能性が低いとして、常時監視の対象エリアとはなっていません。今後、交通量や事業所数が増加する場合は、独自に監視することを検討する必要があります。

(3) 汚水処理

河川の水質を保全するためには、生活排水や事業所からの排水を適切に処理する必要がありますが、家庭のし尿処理方法は、くみ取りから浄化槽や公共下水道への切り替えが進んでいます。令和4(2022)年度の生活排水処理率※34は82.8%まで増加していますが、公共下水道整備区域での下水道未加入世帯の接続と未整備区域での合併処理浄化槽※35への切り替えを促進していく必要があります。また、浄化槽の処理能力を維持するためには年に一度の法定検査を受ける必要があります、適正な処理が維持されるよう結果が不良な管理者に対して改善を指導していく必要があります。

3-2 生活環境の保全

(1) ごみのポイ捨て・不法投棄の防止

国道307号はごみのポイ捨てが多く、林道で家電製品などの不法投棄が発生しています。

町では「宇治田原町まちをきれいにする推進員」を委嘱し、ごみのポイ捨てや犬のフン放置、落書き行為を発見された場合は町への情報提供をいただいています。実際に推進員からの情報により不法投棄事案が解決した事例もあります。ごみのポイ捨てや犬のフン放置に悩まされている住民へは町から警告看板を提供し、不法投棄が頻発する場所へは「不法投棄重点監視区域」看板を設置しています。

道路や河川等に不法投棄が行われた場合は管理者が適正に処分していますが、山間部に位置する本町は人目に付きにくい場所に不法投棄が行われることが多く、土地所有者に防止への啓発をする一方で、監視を強化していく必要があります。

(2) 地域の美化活動の推進

町内ではボランティア団体が地域の環境美化のため活動されています。また、地域住民が参加する「クリーンキャンペーン」や「道づくり」などの清掃活動を実施されており、物品の提供やごみの回収などにより支援する必要があります。

(3) あき地・空家の適正管理

宅地等あき地の雑草が繁茂することで近隣住民に迷惑が及ぶ場合があります。町では「あき地の除草に関する条例」に基づき所有者に対して指導を行います。また、町内でも住民のいない空家が増えており、中には老朽化して倒壊の危険性が指摘されるものもあります。町では、居住可能な空家を「空家バンク」に登録し、居住希望者と所有者の橋渡しをする一方、老朽化した家屋を解体する場合は補助金を交付しています。今後もあき地や空家が増加することが予想されるため、所有者等に適正な管理を求めていく必要があります。

(4) 動物の適正飼育

犬を飼育する場合は狂犬病予防法により登録と予防接種が義務付けられていますが、すべての飼い犬で実施されるよう、地域での集団接種や、飼い主への啓発により接種率の向上を図る必要があります。また、鳴き声などしつけの問題、散歩時のフン放置やノーリードなど、飼い主のモラルやマナーに関する相談・苦情もあるため、適正飼育に関する啓発を進める必要があります。

以前から町内ではたびたび「野犬」※36 の目撃情報があり、保健所へ捕獲を依頼するとともに、情報提供等について連携しています。その起源は捨てられた飼い犬や猟犬と考えられるため、ペットの終生飼育について啓発していく必要があります。

住民から野良猫への餌付けなどについて相談を受けることがありますが、犬と異なり登録の義務がないため、行政では猫の引取や保護を行うことができません。責任をもって飼育することができない猫に対して餌付けしたりしないよう、飼い猫の安全のため室内飼育を推進するよう啓発する必要があります。また、自治体によっては望まぬ繁殖を抑制するため、ペットの去勢・避妊に対して補助金を交付している場合もあり、野良猫問題の解決に向けた方策の一つとして検討します。

4 生物多様性

(1) 自然環境の保全

本町は町域のおよそ7割を森林が占めていますが、近年は開発の進展により、森林面積は減少傾向にあります。それでもなお、集落周辺には山林や農地が広がり、豊かな自然を身近に感じることができます。

生物多様性の保全はその地域にどのような生物が生息しているのか把握できなければ保全することはできません。本町ではこれまで「宇治田原町の野生生物（レッドデータブック）」と「宇治田原町自然環境」を発行していますが、町内全域を対象とした大規模な調査は近年実施されていないため、住民等の協力を得ながら町内の自然環境の実態を調査し、その価値を広く周知する必要があります。

あります。

生物多様性国家戦略 2023-2030 では、自然資本の保全と活用するための行動計画として、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30 目標」に沿って国立公園等の保護地域以外で社寺林や企業有林など幅広い場所を対象に、生物多様性保全に貢献する場所（OECM）として認定するとしており、本町でも、生物多様性地域戦略を策定することで野生生物の過剰採取や区域外からの放出の防止、農薬や肥料を適切に使用した環境負荷の低い農業の振興など、生物多様性の保全を図りながら、地域や住民への生態系サービスの充実を図る必要があります。

（２）開発と保全の調和

今後開発が促進されていくことが予想されますが、開発と保全が調和し、無秩序な開発が行われないう、都市計画で土地利用の在り方を示し、開発計画に対し、生物多様性保全への配慮や緑地等の環境施設の設置などを求め、違法な開発が行われないう、監視や指導を強化する必要があります。

また、公共事業においても、生物多様性の保全に配慮した工法や材料の使用に努める必要があります。

（３）自然とのふれあい

本町では、豊かな自然に触れながら野外活動を行える「末山及びくつわ池自然公園」や、京都モデルフォレスト協会※37 を通じた企業の力で森林整備を行う御林山（町有林）、大阪から東京までを結ぶ「東海自然歩道」、町内の歴史や自然をテーマとした散策ルート「宇治田原歴史の道」が設定されており、これらの施設等を活用し、人々が楽しみながら豊かな自然に触れる機会を設けていく必要があります。

（４）外来生物・有害鳥獣※38 対策

山間部の盆地に位置する本町は、近隣地域と比べ外来種の侵入が少ないと思われませんが、アライグマやヌートリアをはじめ、特定外来生物に指定されている動植物の繁殖が見られます。近年は海外からヒアリ等の侵入が頻発していますが、特定外来生物に指定されている生物の多くは人間の手で移入されたものです。海外との人や物資の往来が活発な現代社会において、外来種の侵入を阻止することは容易ではありませんが、ペットや園芸植物として輸入された生物を野外に放出しないよう心がけるだけで被害を軽減させることができます。また、国内に生息する生物であっても、本来の生息地以外の場所へ移入することは遺伝的攪乱をもたらすおそれもあるため、ペットとして飼育していた動物（哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫、魚類等）や水槽・池などに入れていた植物を野

外に放出しないよう、啓発をする必要があります。

外来生物の把握や駆除方法の検討にあたっては、環境省や京都府等関係機関との連携が必要です。

町内では外来種以外の野生鳥獣の生息数も増加しており、しばしば国道などで鹿による交通事故が発生し、農作物や山林の植物が食害を受けています。山林の下層植生が減少すると保水力が低下し、土砂崩れなどの発生が懸念されます。また、野生動物とともにマダニやヤマビルも増加することになり、野生生物の進出に伴い集落近くでも人に対する被害が増加するおそれがあります。

町内でも耕作放棄地が増加しており、適切な管理が行われず原野化すれば、野生動物にとっても都合のいい環境となり、ますます人間の生活の場に近づきやすくなります。また、人家に隣接している場所では雑草の侵入や花粉・種子の飛来、害虫の発生などが問題となります。農地の集約化や適正管理への支援、後継者の育成などにより耕作放棄地の解消を図るとともに、猟友会等と連携し、地域住民による有害鳥獣対策を支援する必要があります。

5 学習・協働

5-1 環境教育・学習の推進

(1) 環境に関する情報の提供

住民や事業者に対し、環境問題に関する意識を高めるため、また、本町の豊かな自然環境に関する情報をまちの魅力の一つとしてPRするため、様々な媒体を通じて広く情報を発信していく必要があります。

(2) 学びの機会の提供

本町では、住民（成人・子供）に向け、主に教育委員会やエコパートナーシップうじたわらが環境学習の機会を提供してきました。また、森林組合をはじめ、農林業にかかる団体等がイベントなどを開催し、ふるさとの自然にふれる機会を設けてきました。

小中学校では、城南衛生管理組合の施設見学や農園での特産品に関して学び、校区では地域在住の講師を招いて自然環境や環境問題に関する学習会が開催されています。

教育委員会では生涯学習の一環として、町内の自然環境に関する環境学習を、エコパートナーシップうじたわらは「エコクッキング」や、町立保育所への出前講座、自然観察会やハイキングを通じて身近な環境問題について学ぶ機会を設けてきました。しかし、令和2（2020）年以降は新型コロナウイルス感染症の拡大で休止を余儀なくされ、令和4（2022）年度からは感染状況を見ながら屋外で実施できる自然観察会を再開しています。

環境問題に関心を持ち、身近な自然環境等の価値を理解してもらうためには、

町内の環境の現状やどのような生物が生息しているのかなどを知ることが大切であるため、環境に関する学習の機会提供を図っていく必要があります。

5-2 協働による活動の推進

(1) 環境活動への支援

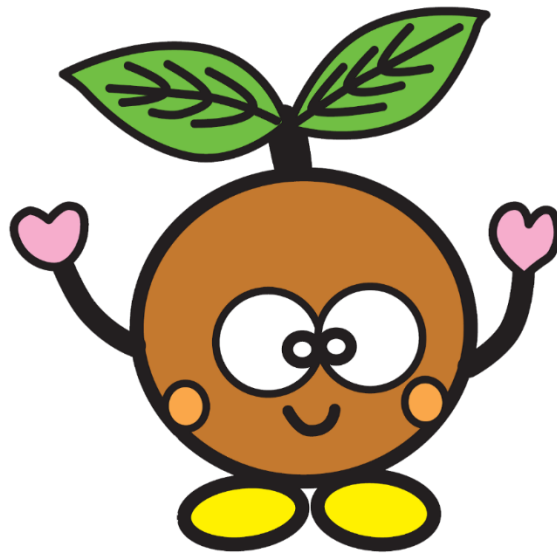
本町では平成16(2004)年、住民・事業者・行政が協働により環境活動に取り組む「エコパートナーシップうじたわら」が設立され、住民に対する啓発活動、環境学習の実施、町内の野生生物の調査等に取り組んでいます。設立当初は約130名の会員数でスタートしましたが、現在は100名程度となっています。近年はコロナ禍で活動機会が減少していたこともあり、今後は入会への動機づけを行うとともに、次代の運営を担う人材の発掘等、会を持続発展させるための方策を検討する必要があります。

町内では環境保全や美化清掃に取り組む団体・グループがありますが、世代交代や人材確保が課題であり、その活動が継続されるためにはどのように支援していくのか検討する必要があります。その一環として、住民や事業者に環境活動への参加に関する情報を提供する必要があります。

(2) 環境基本計画の推進

環境基本計画は進行管理を行いながら推進していく必要があります。計画期間を10年間としています。その間、国や京都府の環境施策、その他環境を取り巻く状況を見ながら、必要な見直しを図る必要があります。

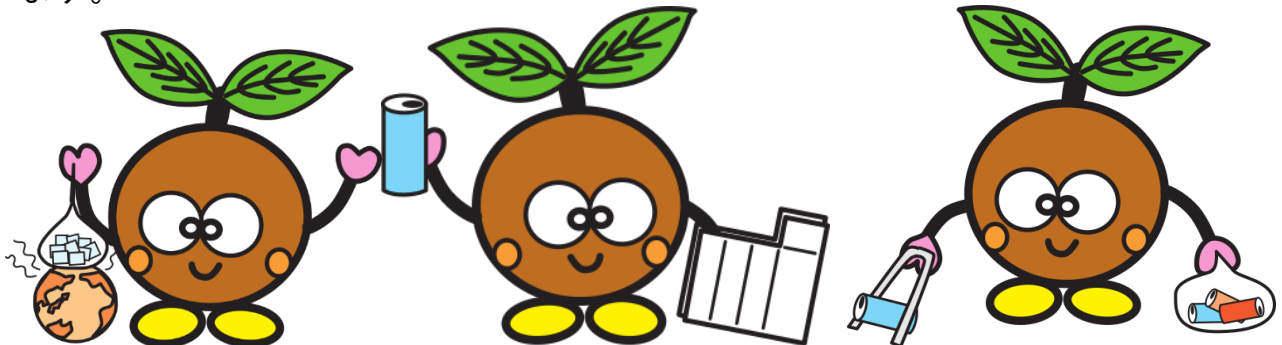
環境基本計画は本町の環境施策の基本方針を示すものであるため、計画に沿って各種環境施策を実施していく必要があります。



宇治田原町のマスコットキャラクター「茶ッピー」

「茶ッピー」は宇治田原町の特産品、お茶の実をモデルにしたマスコットキャラクターで、様々な媒体で活躍する、まちの人気者です。

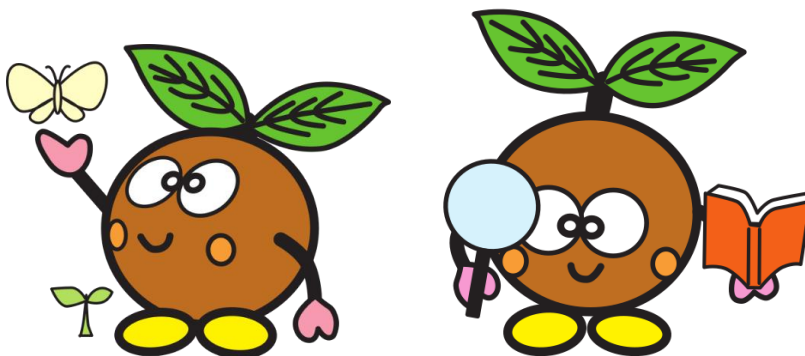
この計画書では、5つの基本理念ごとにいろいろな姿の茶ッピーが登場しています。



暑くなった地球を冷やそう
としている茶ッピー

ごみを減らすためリサイクル
に取り組む茶ッピー

まちをきれいにするため
清掃活動する茶ッピー



いろいろな生き物とふれあ
う茶ッピー

好奇心旺盛に勉強してい
る茶ッピー

第3章

目指すべき環境像と 基本計画の構成

1 目指すべき環境像

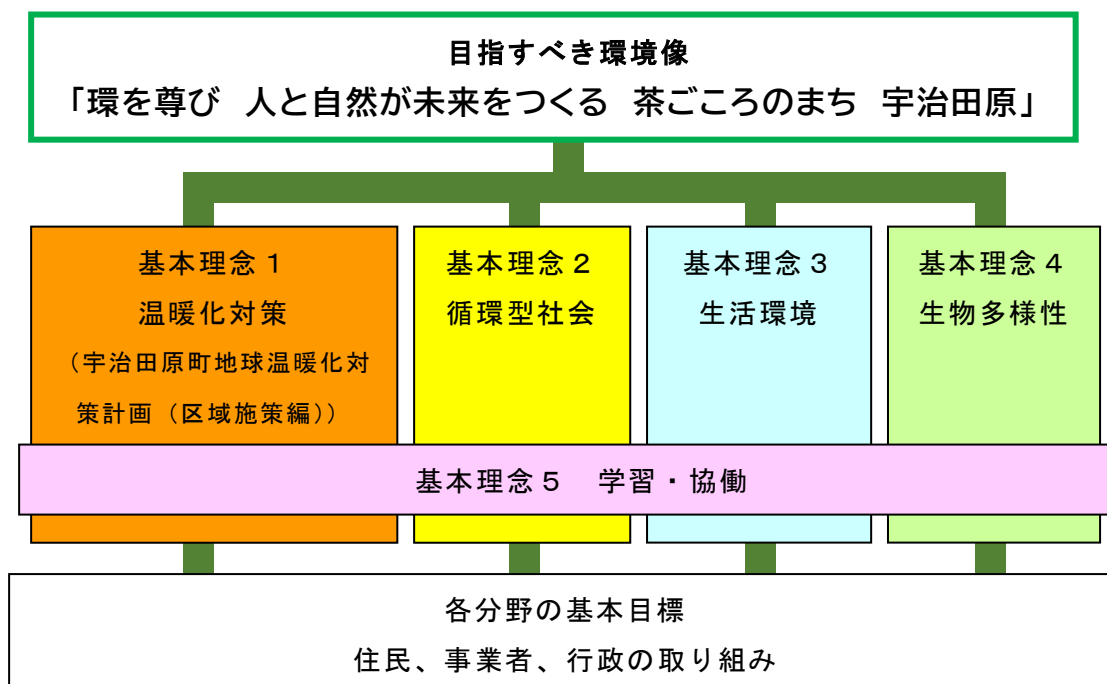
第3期計画では、環境を取り巻く情勢の変化と、今後重要となるキーワードをもとに新たに目指すべき環境像を「環を尊び 人と自然が未来をつくる 茶ごころのまち 宇治田原」と設定しました。

その意味は、人と自然が調和して共存し、ともに未来（循環型社会）を作るというものであり、「茶ごころ」とは、心を落ち着かせ、ゆとりをもって行動し、製茶法を惜しみなく広めた永谷宗円のようにすべてにやさしい広い心の持ち方をいいます。こうした精神性は、「ハートのまち」宇治田原にふさわしいものといえます。

2 基本理念と計画の構成

本町が目指すべき環境像を実現するため、環境分野ごとの基本理念を設定します。

【図17 環境基本計画の構成】



第4章

目指すべき環境像を 実現するための取組

目指すべき環境像を実現するため、本計画では分野ごとに5つの基本理念を、またそれぞれに基本目標を設定し、町、事業者、住民が取り組むべきことを示します。

【表4 基本理念及び基本目標、取組の体系】

基本理念	基本目標	町の取組(施策)
1 脱炭素化に取り組むまち(温暖化対策) (宇治田原町地球温暖化対策計画(区域施策編))	1-1 温室効果ガス排出量を削減する	(1) 温暖化対策計画の推進と意識啓発
		(2) 再生可能エネルギーの利用促進
		(3) 省エネルギー化の推進
		(4) 公共交通の利用促進
		(5) 森林の適正管理
		(6) 廃棄物の削減
2 ごみの削減に取り組むまち(循環型社会)	1-2 進行する気候変動に適応する	(1) 熱中症対策 (2) 災害対策
	2-1 ごみを削減し適正に処理する	(1) ごみの排出量削減 (2) 家庭ごみの適正処理 (3) 事業ごみの適正処理 (4) ごみの野焼き対策
	2-2 資源のリサイクルを促進する	(1) 資源物のリサイクル促進

基本理念	基本目標	町の取組(施策)
3 快適で暮らしやすいまち(生活環境)	3-1 環境汚染を防止する	(1) 公害の防止
		(2) 環境汚染の監視
		(3) 汚水処理
	3-2 生活環境を保全する	(1) ごみのポイ捨て・不法投棄の防止
		(2) 地域の美化活動の推進
		(3) あき地・空家の適正管理
(4) 動物の適正飼育		
4 豊かな自然と共生するまち(生物多様性)	4-1 自然環境の保全と活用	(1) 自然環境の保全
		(2) 開発と保全の調和
		(3) 自然とのふれあい
		(4) 外来生物・有害鳥獣対策
5 とともに学び行動するまち(学習・協働)	5-1 環境教育・学習の推進	(1) 環境に関する情報の提供
		(2) 学びの機会の提供
	5-2 協働による活動の推進	(1) 環境活動への支援
		(2) 環境基本計画の推進

基本理念 1



脱炭素化に取り組むまち

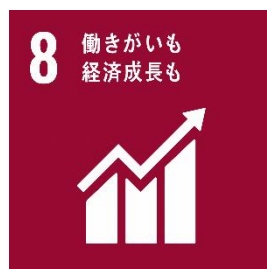
(温暖化対策)

(宇治田原町地球温暖化対策計画 (区域施策編))

基本目標 1-1 温室効果ガス排出量を削減する (緩和策)

基本目標 1-2 進行する気候変動に適応する (適応策)

目標管理項目			
項目	基準 (2013 年度実績)	中間目標 (2025 年度目標)	最終目標 (2030 年度目標)
温室効果ガス排出量	9 7 千 t-CO2	6 4 千 t-CO2	5 2 千 t-CO2
森林整備面積 (単年度)	1 6 ha	2 3 ha	3 0 ha



■地球温暖化対策計画（区域施策編）とは

「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」では「地方自治体はその事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するもの（第21条）」とされており、本町では平成18（2016）年から5年ごとに「宇治田原町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」を策定しています。

また、「その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努める（第19条）」ため、平成25（2013）年策定の「宇治田原町環境保全計画（第2期）」中の温暖化対策に関する項目を「宇治田原町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」に位置付けました。

第3期計画でも地球温暖化対策に関する項目を「宇治田原町地球温暖化対策計画（区域施策編）（以下、「区域施策編」という。）」に位置付けています。

■計画の期間

区域施策編の計画期間は、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間とし、環境基本計画同様、必要に応じて期間の中間（5年）で見直しを行います。

■計画の対象区域、対象とする温室効果ガス及び把握する排出量

区域施策編の対象区域は、宇治田原町内全域です。また、対象とする温室効果ガスの種類と把握すべき区域の温室効果ガス排出量は、宇治田原町内の排出量のうち、把握可能な部門・分野とします。

【表5 対象とする温室効果ガスの種類】

温室効果ガスの種類	温暖化係数	用途・排出源	性質
二酸化炭素（CO ₂ ）	1	化石燃料の燃焼など	代表的な温室効果ガス
メタン（CH ₄ ）	25	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。
一酸化二窒素（N ₂ O）	298	燃料の燃焼、工業プロセスなど	窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物などのような害はない。
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	1,430など	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。
パーフルオロカーボン（PFCs）	7,390など	半導体の製造プロセスなど	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。
六フッ化硫黄（SF ₆ ）	22,800	電気の絶縁体など	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。
三フッ化窒素（NF ₃ ）	17,200	半導体の製造プロセスなど	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。

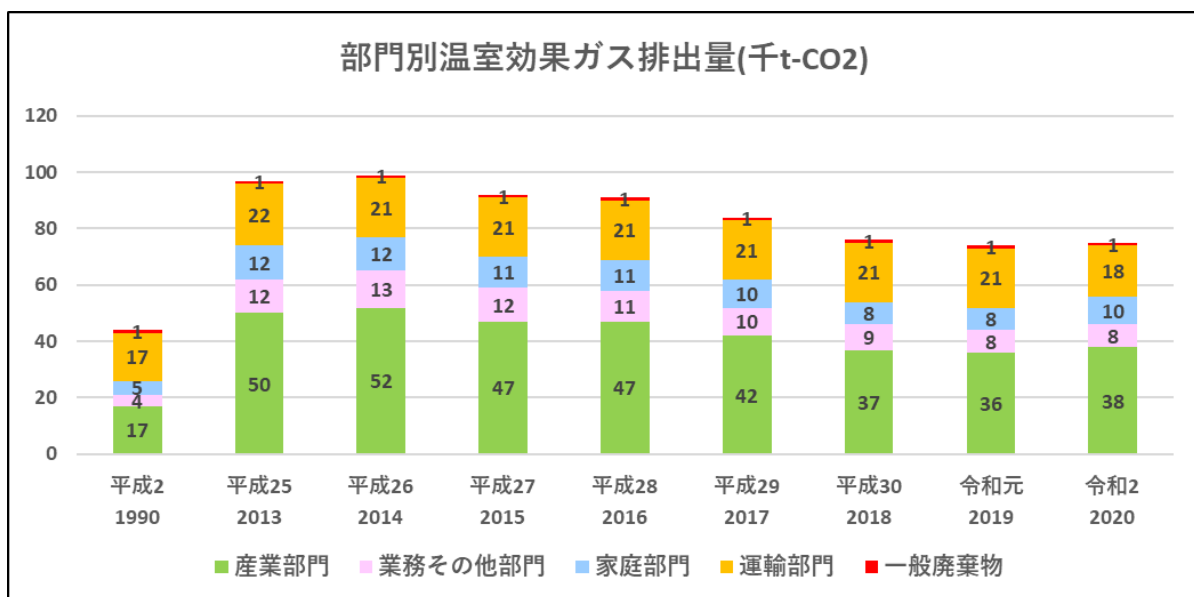
（全国地球温暖化防止活動センター資料から作成）

■ 温室効果ガス排出量の推移

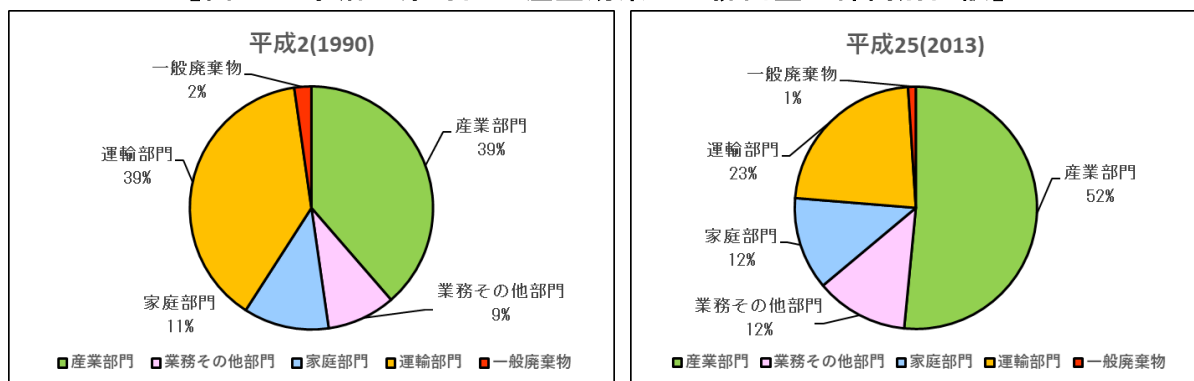
第1期計画期間の最終年度であり、現在の温室効果ガス排出量削減目標の基準年とされる平成25(2013)年度の温室効果ガス排出量はおよそ97千t-CO₂で、温室効果ガス排出量の集計が開始された平成2(1990)年度と比較して約54.6%増加しています(最高は平成26(2014)年度の99千t-CO₂)。平成初期は工業団地や住宅地が造成され、事業所や人口が増加した時期です。また、平成23(2011)年の東日本大震災で原子力発電所が停止され、火力発電が増加したことから、温室効果ガス排出量が増加しています。その後、太陽光等再生可能エネルギーの普及や原子力発電所の再稼働などにより温室効果ガス排出量は減少し、令和2(2020)年度は75千t-CO₂と、平成25(2013)年度から22.7%減少しています。

なお、本計画に用いる温室効果ガス排出量は環境省が提供する「自治体排出量カルテ」によります(1990年度分は環境省地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトより)。

【図18 宇治田原町内の部門別温室効果ガス排出量の推移】



【図19 宇治田原町内の温室効果ガス排出量の部門別内訳】



(自治体排出量カルテより作成)

平成 2（1990）年度と平成 25（2013）年度の温室効果ガス排出量の部門別内訳を比較すると、業務その他部門や家庭部門はあまり変化がないのに対し、産業部門が大幅に増加しています。産業部門の中では製造業に関する排出量が大幅に増加しており、その結果、運輸部門の排出量は増加しているものの、産業部門が増加したため、排出量全体に占める割合が低下しています。原因として宇治田原工業団地や緑苑坂テクノパークが造成され、事業所が大幅に増加したことが考えられます。

【表 6 部門別温室効果ガス排出量（千 t-CO2）】

		平成2 1990	平成25 2013	令和2 2020	
産業部門	製造業	16	48	34	
	建設・鉱業	1	1	0	
	農林水産業	0	1	4	
	小計	17	50	38	
業務その他部門		4	12	8	
家庭部門		5	12	10	
運輸部門	自動車	旅客	7	11	8
		貨物	9	10	9
	鉄道	1	1	1	
	小計	17	22	18	
一般廃棄物		1	1	1	
合計		44	97	75	

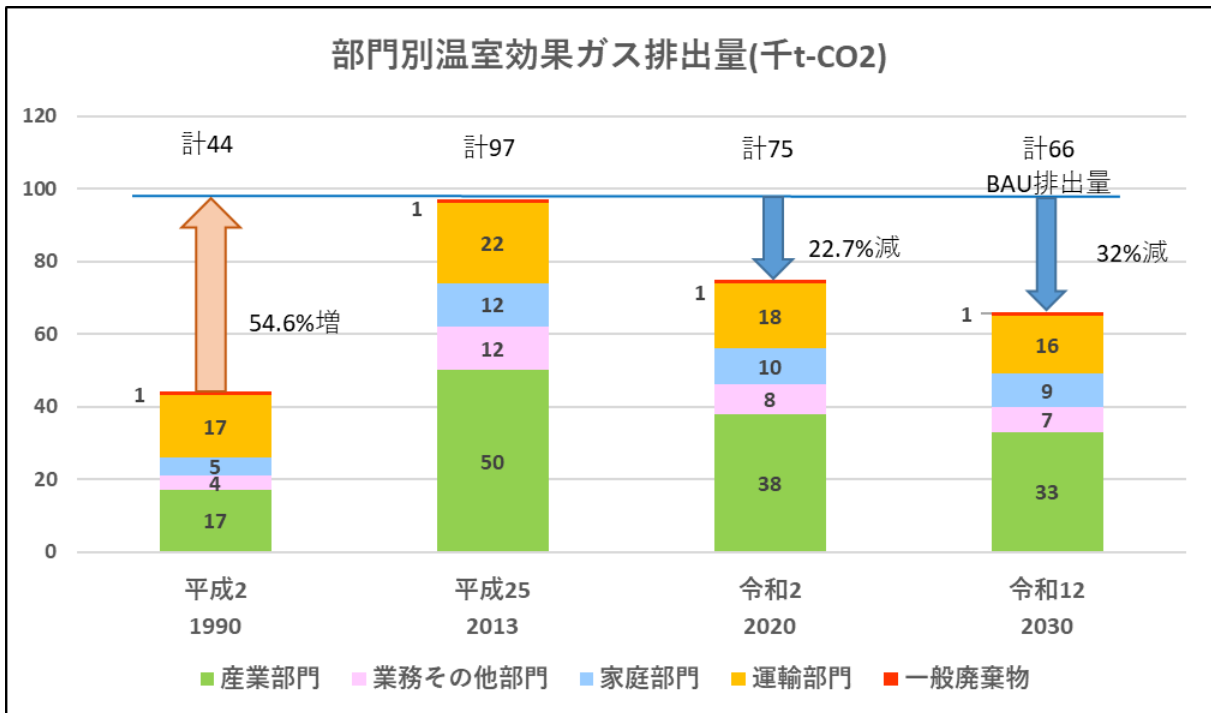
（自治体排出量カルテより作成）

■温室効果ガス排出量の将来推計

環境省「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」では、実行計画の策定をサポートするための各種マニュアルやツールが提供されており、将来の温室効果ガス排出量の推計や削減目標作成を行うことができます。最新の排出量である令和 2（2020）年度実績をもとに、対策を実施しなかった場合の排出量として、2030（令和 12）年度の排出量を推計したものが「BAU排出量」※39です。令和 12（2030）年度の活動量（推計人口）が 7,786 人となった場合の排出量は約 66 千 t-CO2 になるものと推計され、平成 25（2013）年度と比較して 32%、令和 2（2020）年度と比較して 12%削減されていることとなります。

なお、令和 12（2030）年度の「BAU排出量」は、社会保障・人口問題研究所が作成した令和 12（2030）年度の推計人口により算出したものです。

【図 20 温室効果ガス排出量の実績及び 2030 年度の BAU 排出量】



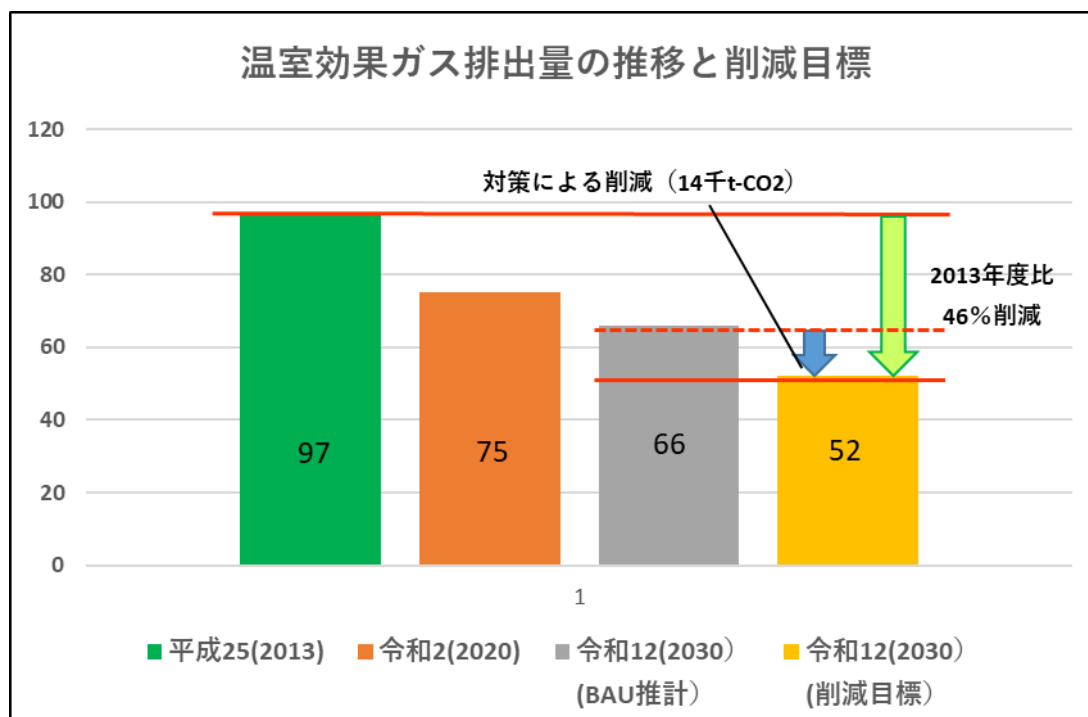
(自治体排出量カルテより作成)

■ 温室効果ガスの削減目標

国の温暖化対策計画及び京都府地球温暖化対策推進計画では、中期的目標として温室効果ガス排出量を 2030 年までに 2013 年比 46%削減することとしており、本町も同じ削減率を目指すものとします。そのためには 2030 年の BAU 推計排出量である 66 千 t-CO₂ からさらに 14 千 t-CO₂ 削減し、52 千 t-CO₂ とする必要があります。

この削減目標を達成するためには、様々な取組が必要となります。

【図 21 温室効果ガス排出量の削減目標】



(自治体排出量カルテより作成)

■温室効果ガス排出量削減のための対策

電力使用に伴う温室効果ガスの排出量は、町内での年間排出量の3割以上を占めており、再生可能エネルギーの導入量を増加させることは排出量の削減にとって重要と考えられます。

人口の減少に比例して電力使用量が減少し、さらに、電力の使用に伴う温室効果ガスの排出係数を国の地球温暖化対策計画で目標とする令和12

(2030)年度の係数を適用することで一定の削減が見込めますが、削減目標を達成するために必要な太陽光発電など再生可能エネルギーによる発電量は、町の補助金で設置される家庭用太陽光パネル分を差し引いてもおよそ15,000MWhとなります。ただし、これは単純に人口の減少率から算出した数値であるため、実際には事業所や設備の増減、省エネ化などにより変動すると考えられます。

今後、再生可能エネルギーによる発電量を増加させるためには、家庭用だけでなく、公共施設や事業所への設備の設置を推進することが重要です。

基本目標 1-1 温室効果ガス排出量を削減する

再生可能エネルギーの利用促進や家庭・事業所の省エネルギー化、森林の適正管理により温室効果ガス排出量の削減を図ります。

町の取組（施策）

（１）温暖化対策計画の推進と意識啓発

- ・宇治田原町地球温暖化対策計画（区域施策編）の進行管理を行い、適時見直しながら目標達成に向けて計画を推進します。
- ・町広報等を活用し、住民や事業者温暖化対策の推進等に関する意識を高めるための啓発を行います。

（２）再生可能エネルギーの利用促進

- ・「脱炭素促進地域」への認定申請や「再生可能エネルギー促進区域」の指定等、再生可能エネルギーの利用促進を図る方策を検討します。
- ・国、府、町の支援制度を最大限活用し事業所や家庭への再生可能エネルギー設備の導入を推進します。
- ・PPA などによる公共施設や事業所への再生可能エネルギー施設の設置を促進する方法を検討します。
- ・公共施設への充電設備の設置などにより電気自動車等低公害車の普及促進を図ります。

（３）省エネルギー化の推進

- ・国の支援制度等を活用し、事業所や住宅の省エネルギー化を促進する方法を検討します。
- ・省エネ家電への買い替え促進を図る方策を検討します。
- ・新設する公共施設には BEMS や ZEB を導入します。

(4) 公共交通の利用促進

- ・ 町営バス等、住民の足となる公共交通を確保し、その利用促進を図るとともに、地域、交通事業者、行政の連携と役割分担による広域的な公共交通を支える体制づくりを検討します。

(5) 森林の適正管理

- ・ 森林環境譲与税※40 を最大限活用し、放置林での森林施業を促進します。
- ・ 森林施業による二酸化炭素の吸収量を算出し、クレジット化等森林所有者の利益を確保する方策を検討します。
- ・ 町内産・府内産木材の利用を促進します。

(6) 廃棄物の削減（基本目標2関連）

- ・ 焼却処理される一般廃棄物の排出量を削減します。

事業者の取組

- ・ 町が実施する温暖化対策に協力します。
- ・ 事業所の省エネルギー化や断熱化に努めます。
- ・ 事業所に再生可能エネルギー施設を設置するよう努めます。
- ・ 事業所での節電や廃棄物の削減に努めます。
- ・ 原料や物品の調達、製品製造や出荷において環境負荷の低減に努めます。
- ・ 低公害車の導入に努めます。
- ・ 地域での温暖化対策への取り組みに貢献するよう努めます。

住民の取組

- ・ 不要な照明や電源を落とすなど意識して節電に努めます。
- ・ 無駄な買い物や食品ロスの発生を防ぎ、ごみの削減に努めます。
- ・ リサイクル可能なものはできるだけ資源物収集や古紙回収などに出します。
- ・ 家電製品を省エネ性能の高いものに更新し、家電リサイクル対象品は温室効果ガスが大気中に放出されないよう、適正にリサイクルします。
- ・ 自宅の省エネルギー化や断熱化に努めます。
- ・ 電気自動車等、低公害車の導入に努めます。
- ・ 環境負荷の低い商品の購入や地元農産物の利用に努めます。
- ・ 公共交通機関の利用に努めます。
- ・ 地球温暖化に関する公的機関の情報に関心を持ち、常に意識して行動するよう努めます。

コラム:デコ活

「デコ活」とは、環境省により「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」として推進されているもので、公募により決定された愛称です。その意味は、「二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)炭素(Decarbonization)と、環境によりエコ(Eco)を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた」新しい言葉です。

「地球温暖化」「脱炭素」というワードは広く浸透していますが、国民・消費者の間ではまだ具体的な行動に結びついていない状況であるため、10年後の「生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康で、2030年の温室効果ガス削減目標も達成する、新しい暮らし」を提案しています。

具体的な「デコ活アクション」として、まずは「デ(電気も省エネ 断熱住宅)」「コ(こだわる楽しさ エコグッズ)」「カ(感謝の心 食べ残しゼロ)」「ツ(つながるオフィス テレワーク)」を推進し、企業・自治体・団体等と協力し、国民・消費者の行動変容、ライフスタイルの転換を後押しし(「デコ活応援団」)、脱炭素製品・サービス等の需要を強力に創出するため、国民の間でも実践と拡散への協力を呼び掛けています。

コラム:温室効果ガス

●温室効果ガスとは

温室効果ガスとは、地表面から放出される赤外線を吸収し、大気圏外に放出されにくくすることで地表面付近の大気を温める効果(温室効果)をもつガスのことです。。

●温室効果ガスの種類と温暖化係数

温室効果ガスには多くの種類があり、最も代表的なものは二酸化炭素(CO₂)で、人間の活動に由来する温室効果ガス排出量の約 90%を占めています。次いでメタンが 2.3%、一酸化二窒素が 1.7%で、フロン類はまとめて 5.1%となっています(2021 年度の日本国内排出量)。

温室効果ガスによりその効果の強さは異なり、二酸化炭素を1とすると、メタンは 25, 一酸化二窒素は 298 などですが、フロン類の中で最も強い六フッ化硫黄(SF₆)は 22,800 となり、この強さのことを温暖化係数と言います。

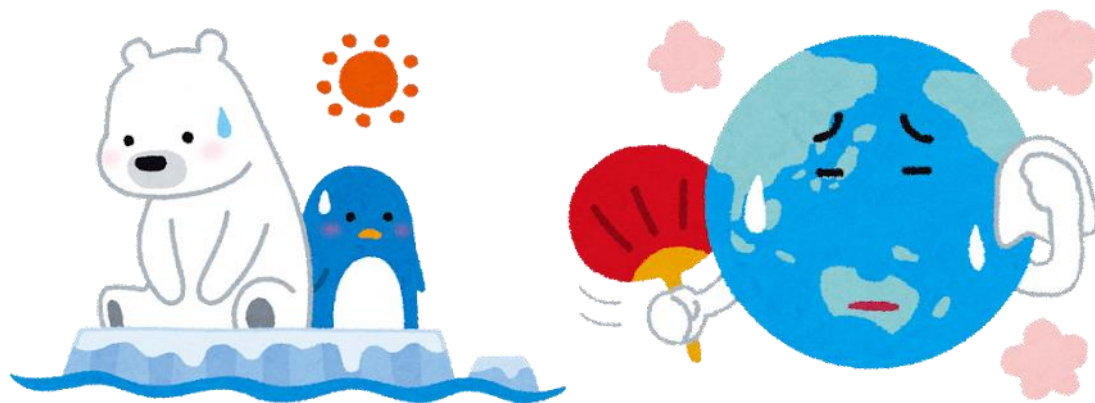
●温室効果ガスの発生源

人間を含む動物の呼吸や家畜のゲップ、ものを燃やしたり腐敗した時、機械の冷媒から漏れ出したものなど、発生源は様々です。特に、産業革命以降、石炭や石油などの「化石燃料」の使用が増加したことが大きな要因となっています。

●温室効果ガスの量

一度大気中に放出された温室効果ガスは自然に減少することではなく、そのうちの二酸化炭素は植物の光合成などにより吸収されますが、原則として増加する一方となります。

産業革命前の約 200 年前は地球の二酸化炭素濃度は約 280ppm であったものが、2013 年には 400ppm を超えています。



コラム:地球温暖化の弊害

現在の地球の平均気温は 14℃前後ですが、温室効果ガスがなければマイナス 19℃ほどになりますので、温室効果ガスは必要なものと言えます。しかし、温室効果ガスの濃度がさらに上昇すると、気温が上昇し、様々な弊害をもたらします。

●海水面の上昇

海面は 20 世紀中に 19cm 上昇し、熱膨張や氷河の融解などにより 21 世紀中に最大 82cm 上昇すると予想されています。海面の上昇によって沿岸地域は水没の危機に直面し、特に小さな島々で構成される南洋の国々では、国家そのものが存亡の危機にさらされています。

●熱中症のリスク増大

令和5(2023)年夏の気温は過去最高を記録し、京都府南部の7~9月の最高気温平均と真夏日・猛暑日の日数は平成 27(2015)年度以降で最高・最多となりました。気温の上昇とともに熱中症のリスクが高まり、高齢者を中心に救急搬送が増加しました。

●生態系や農林漁業への影響

農作物の品質低下や栽培に適した地域の変化、海水温の上昇による魚介類の分布域が変化、高温を好む生物の分布域の拡大北上など、身近な自然環境の変化や産業への影響が懸念されています。

●感染症の拡大

気温の上昇により、感染症を媒介するが増加し、マラリア、デング熱などの熱帯性の感染症が増加することが懸念されています。

●自然災害の増加

台風の大型化や極端な大雨の増加で、土砂崩れや洪水などの災害発生のリスクが高まります。



コラム:再生可能エネルギー

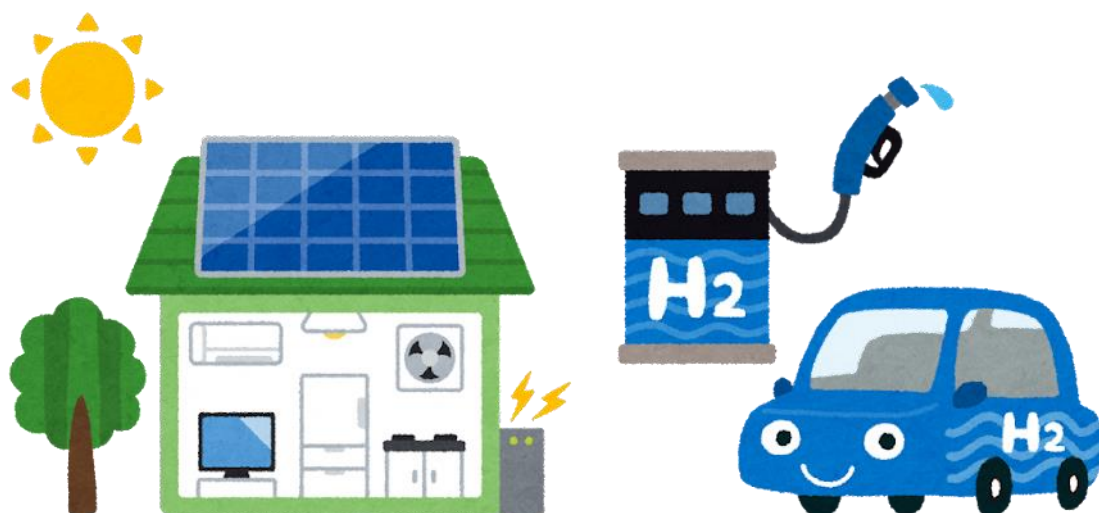
「再生可能エネルギー」とは、平成 21(2009)年8月に施行された「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用および化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(再エネ法)」および同施行令により定義された非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用できると認められるもの(法第2条第3項)で、

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存在する熱、バイオマス(動植物に由来する有機物)の7種類(施行令第4条)が規定されています。ただし、規定されてはいませんが、波力、潮汐力なども含めることがあります。

石油や石炭、天然ガスなどの有限な化石エネルギーと異なり、地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーで、その大きな特徴は、「枯渇しない」「どこにでも存在する」「CO₂を排出しない(増加させない)」の3点です。

特に太陽光発電は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)により発電設備と発電量が増加していますが、一方で広大な山林を切り開いて発電設備を設置することによる自然環境の破壊や災害の発生が懸念されています。

とはいえ、再生可能エネルギーの導入推進は温室効果ガス排出量の削減には有効な手段であるため、国では導入促進を図る一方で、無秩序な設置が行われないよう、ガイドラインの策定などを行っています。



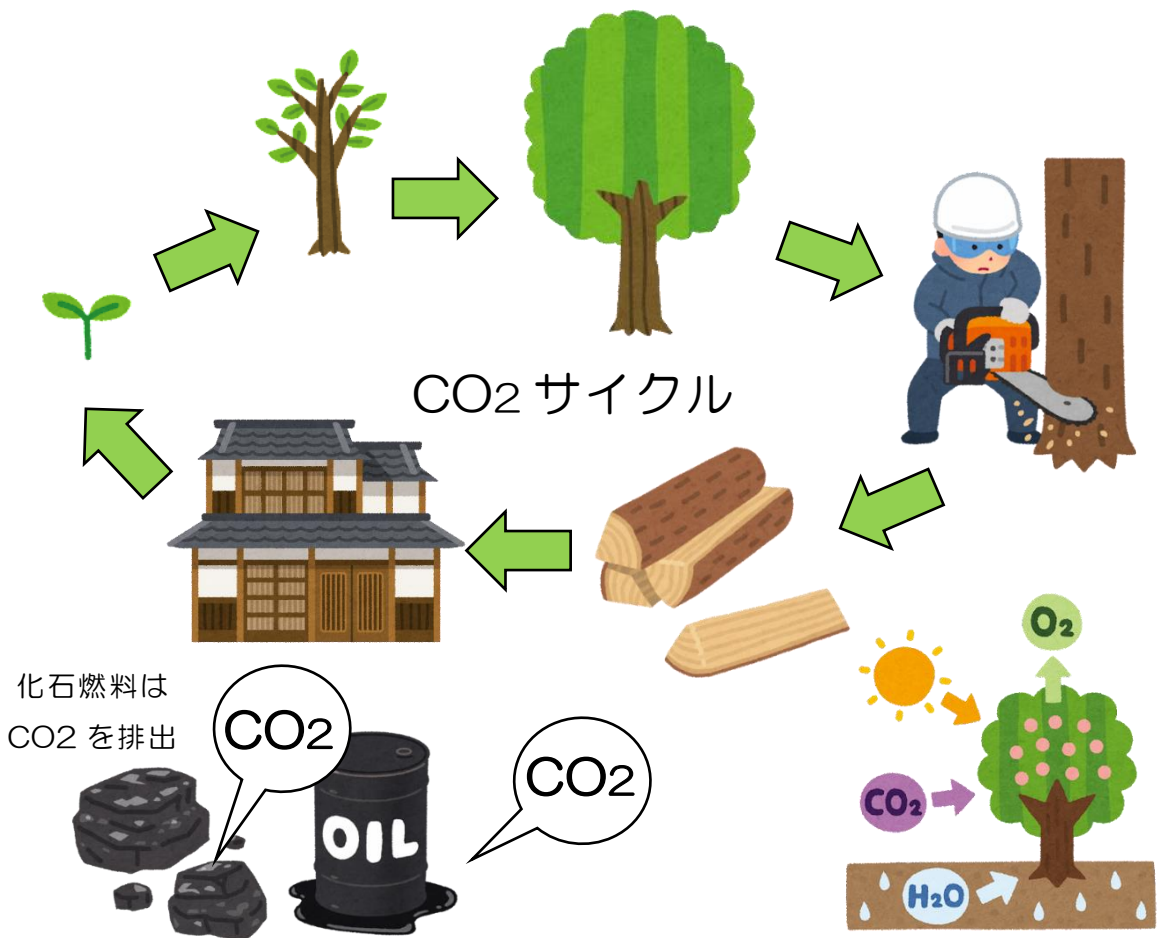
コラム:木材利用による温室効果ガスの吸収

石油や石炭といった化石燃料は、太古の動植物の遺体(炭素を含む有機物)が地中や海底で長い時間をかけて変化したもので、それを採掘し、燃焼させると、二酸化炭素が放出されるため、大気中の二酸化炭素濃度が高まり、地球温暖化の原因となります。

植物は二酸化炭素と水を吸収し、太陽光により光合成の働きで有機物を作り出します。そして、成長することで炭素を体内に蓄積します。

樹木を燃焼したり、植物体が腐敗して分解すると二酸化炭素が放出されますが、もともと大気中から吸収したものであるため、総量が増加することにはなりません。樹木を木材に加工し、建築物などに利用すると、二酸化炭素を長期間閉じ込めることとなります。そのため、樹木を育て、木材として利用し、また新たに植樹して育てることを繰り返すことは、大気中の二酸化炭素の削減に貢献することとなります。

なお、二酸化炭素の吸収量は、大きく成長した樹木よりも生長途中の若い樹木の方が高いとされているため、植樹、育成、伐採のサイクルを継続することは温室効果ガスの削減や温暖化の防止のために大きな意味があります。



基本目標 1-2 進行する気候変動に適応する

現に進行する温暖化による気候変動に対し、命や健康、産業などを守るための手立てを講じる必要があります。

町の取組（施策）

（１）熱中症対策

- ・町広報等を通じて夏期の熱中症予防について啓発します。
- ・環境省の「熱中症警戒アラート」の活用を推進します。
- ・町の公式アカウントからSNSを活用した情報発信に努めます。

（２）災害対策

- ・様々な手段を用いた災害対策に関する情報を発信します。
- ・災害廃棄物処理計画を策定し、災害発生時の廃棄物処理体制の構築を図ります。
- ・災害の要因となる無謀な開発が行われないよう監視し、事業者に必要な指導を行います。
- ・防災パトロール等で町内の危険箇所を把握し、改良工事等必要な措置を行います。

事業者の取組

- ・ 事業所の適切な温度管理等労働環境の整備により従業員の熱中症の予防に努めます。
- ・ 事業所内を常に点検し、災害発生時の事故のリスク低減に努めます。
- ・ 災害発生時に危険物や有害物質が漏洩しないよう安全管理に努めます。
- ・ 悪天候等災害発生の可能性が高い場合は自宅待機や早退等従業員の安全確保に努めます。

住民の取組

- ・ 気象情報や熱中症警戒アラートなどの情報を収集し、猛暑日での不要な外出を控える等、熱中症の予防に努めます。
- ・ 防災マップ等で町内の危険箇所を把握し、災害発生時のリスク低減に努めます。
- ・ 日ごろから避難体制や避難箇所等について想定し、災害発生時に速やかに行動できるよう備えます。
- ・ 住宅内を整理し、不用品を処分することで災害廃棄物の発生を抑制するよう努めます。

コラム:熱中症の予防

温暖化で気温が高い日が続くと、「熱中症」になる危険性が増大します。

熱中症は、気温や湿度が高く、強い日差しや風が弱い屋外や、冷房の効いていない室温が高い屋内で(環境要因)、高齢者や乳幼児、疾病や体調不良の方などが(身体要因)、激しい運動や作業、水分補給ができない状態が重なり(行動要因)、体温の上昇と調整機能のバランスが崩れて体内の熱が排出できなくなり発生します。

熱中症を予防するためには

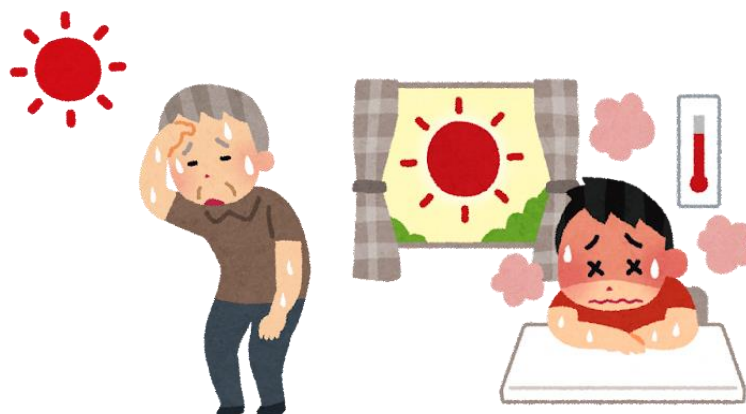
- ・気温の高い屋外での激しい運動を避ける
- ・日陰に入る、帽子の着用や日傘を利用する
- ・適度な水分や塩分を補給する
- ・涼しい屋内に入る、エアコンで適切な室温に調節する
- ・涼しい服装にする

ということを心がける必要があります。特に、夏の屋外での活動の際には飲み水の携行を忘れないようにすることが必須です。

環境省と気象庁では、令和3(2021)年度から、「暑さ指数」が 33 を超え、熱中症の危険性が極めて高くなると予想されると、「熱中症警戒アラート」を発表しています。熱中症警戒アラートは「熱中症予防情報サイト」で発表されるほか、メール配信サービスも利用できます。



熱中症予防情報サイト



自分なりに基本目標に関する取組を考えてみましょう。

目標設定	達成

基本理念 2



ごみの削減に取り組むまち (循環型社会)

基本目標 2-1 ごみを削減し適正に処理する

基本目標 2-2 資源のリサイクルを促進する

目標管理項目			
項目	基準 (2022 年度実績)	中間目標 (2027 年度目標)	最終目標 (2032 年度目標)
家庭ごみ排出量 (1人1日あたり)	620 g	600 g	580 g

※町が家庭ごみとして収集した可燃及び不燃ごみの合計（埋立・土砂除く）



基本目標 2-1 ごみを削減し適正に処理する

環境衛生を保持し人の健康を守るためにはごみを適正に処理する必要があり、収集運搬体制の整備や意識啓発を進めます。

町の取組（施策）

（１）ごみの排出量削減

- ・住民や事業者に対し資源物のリサイクルを促進し、ごみとして処分される量が削減されるよう啓発を行います。
- ・「食品ロス」を削減する方策を検討します。
- ・生ごみが削減されるよう、「生ごみ処理機」の設置を促進します。
- ・城南衛生管理組合及び構成市町とともにごみの削減方法について検討します。

（２）家庭ごみの適正処理

- ・「ごみの出し方ハンドブック」や「ごみの分け方・出し方チラシ」を発行し、ごみの分別や適切な処理について啓発します。
- ・町の広報紙やホームページで適時テーマ別の情報を発信します。
- ・町ホームページのごみ分別検索機能の充実を図ります。
- ・適切に分別し排出された家庭ごみを直営または委託により収集運搬します。
- ・近隣の市町とともに一部事務組合城南衛生管理組合を運営し、一般廃棄物を適正に処理します。
- ・「ふれあい収集」でごみの排出が困難な方を支援します。
- ・大量にごみを処分する場合は城南衛生管理組合処理場への自己搬入や、町が許可した一般廃棄物処理業者へ委託するよう啓発します。

(3) 事業ごみの適正処理

- ・事業者に対し、事業活動で発生した一般廃棄物を自己搬入または町の一般廃棄物処理業許可業者に委託して適切に処理するよう啓発します。
- ・零細業者や個人事業者に、事業系一般廃棄物を家庭ごみと区別して処理するよう啓発します。

(4) ごみの野焼き対策

- ・家庭や事業所のごみを法の基準を満たさない設備で焼却処理しないよう啓発します。
- ・農家に対し農地等での野焼きを実施しないよう啓発します。

コラム：城南衛生管理組合

城南衛生管理組合は、宇治市、八幡市、城陽市、久御山町、井手町、そして宇治田原町で構成され、一般廃棄物を処理するため設置された一部事務組合です。

構成市町で収集された家庭系または事業系一般廃棄物は組合の処理施設へ搬入され、焼却、破碎、選別などの中間処理が行われています。

処理された廃棄物のうち、金属、ガラス、ペットボトルなどリサイクル可能なものは再生事業者に引き渡され、焼却灰や埋め立て処分するものは大阪湾などの最終処分場まで運搬されます。

処理施設では構成市町の住民や事業者からの直接搬入を受け付け、剪定枝は木材チップに加工し、住民や農家に配布されています。

組合は構成市町の市町長が正副管理者を努め、構成市町議会から選出された議員により組合議会を構成します。

組合ではごみだけでなく、し尿の汲み取り処理を行い、ごみとし尿の処理や組合の運営に係る費用の一部は構成市町が負担しています。

事業者の取組

- ・リサイクル可能なものはできるだけ再資源化に努め、ごみの排出量削減に努めます。
- ・一般廃棄物と産業廃棄物を区別して適切に処分します。
- ・家庭ごみと事業ごみを区別して処分します。
- ・一般廃棄物は自己搬入または町の一般廃棄物処理業許可業者に委託して処分します。
- ・廃棄物を不適切な方法で焼却処分しません。
- ・町が実施する一般廃棄物処理施策に協力します。

住民の取組

- ・無駄な消費を減らし、食品ロスの削減に努め、ごみの排出量を削減します。
- ・生ごみ中の水分を減らし、軽量化に努めます。
- ・リサイクルできるものはできるだけ再資源化に努めます。
- ・町の分別や排出ルールに従い、適切に排出します。
- ・一度に大量のごみを処分する必要があるときは、城南衛生管理組合処理場への自己搬入または町の一般廃棄物処理業許可業者に委託します。
- ・ごみステーションを利用者で維持管理し清潔の保持に努めます。
- ・ごみを自ら不法投棄しないよう、また、不法投棄されるおそれのある違法な処理業者に処理を依頼しません。
- ・町が実施する環境衛生保全事業に協力します。

コラム:ごみの分類

一口に「ごみ」といっても、生ごみ、紙くず、空き缶など様々ですが、ごみ(廃棄物)の分類は法律(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」)で定義されており、「産業廃棄物(事業活動で発生する金属やプラスチックなど)」以外のものは「一般廃棄物」となります。

また、町の条例(「宇治田原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」)では、一般廃棄物のうち家庭生活中で発生するものを「家庭系一般廃棄物」、事業活動で発生するものを「事業系一般廃棄物」と定義しています。

産業廃棄物と一般廃棄物は処分するためのルールが定められており、廃棄物の収集運搬や処分を事業として行う場合は、一部例外の除き、産業廃棄物は都道府県の一般廃棄物は市町村の許可を受けなければなりません。

宇治田原町では、一般廃棄物のうち、家庭系は町が、事業系は事業者自身または町の許可業者が収集運搬を行い、「中間処理(選別、破碎、焼却等)」は一部事務組合の「城南衛生管理組合」が担っています。

町が収集するごみは、処理作業をスムーズに行えるよう、分別ルールを定めて排出してもらっています。なお、空き缶やペットボトルなどは「資源物」としてリサイクルを推進しています。

大まかなごみ(廃棄物)の分類

廃棄物	産業廃棄物		金属、プラスチック、廃油、汚泥など
	一般廃棄物	事業系	紙くず、木材等(業種によっては産業廃棄物)
		家庭系	「燃やすごみ」紙くず、生ごみ等
			「燃やさないごみ」資源物以外の金属、ガラスなど
			「資源物」(飲食料缶、飲食料びん、ペットボトル、プラマーク、紙パック)
その他(し尿、動物の死体、剪定枝、家電リサイクル対象品など)			

※家庭系の分別は令和5(2023)年度時点

コラム:家庭ごみと事業ごみの区別

家庭生活中で発生するごみは「家庭系一般廃棄物」、事業活動で発生するごみは「産業廃棄物(産廃)」または「事業系一般廃棄物(事業系一廃)」ですが、処理方法が異なるため、区別して処理しなければなりません。

「事業所の従業員が出すごみ」

事業所から出るごみはすべて産廃もしくは事業系一廃です。従業員が飲食して発生する金属やプラスチックは産廃として処理します。業種によっては紙や木くずも産廃になる場合があります。



「事業所と住居を兼ねている場合」

事業活動に伴い発生したごみは産廃または事業系一廃で、家庭生活中で発生したごみは家庭系一廃となります。

商品の在庫や梱包、製造で発生したもの、伝票などの物品や、飲食店の食品残渣は家庭ごみとして排出することはできません。

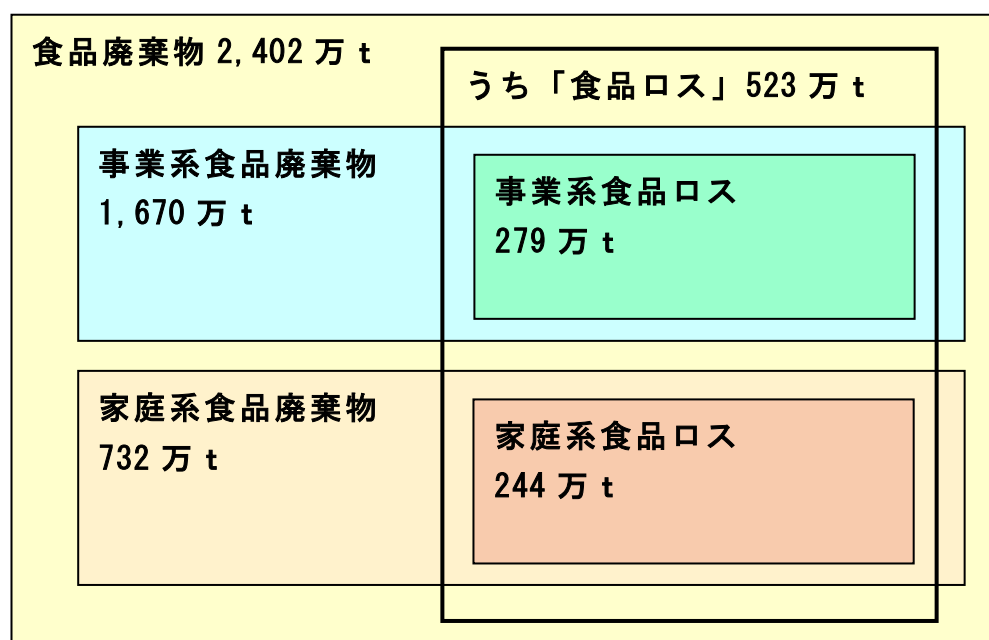


コラム:食品ロス

「食品ロス」とは、「食べられるのに捨てられる」食品のことで、骨や殻、野菜や果物の皮、種など「可食部」以外の部分や、収穫されずに廃棄される農産物等は含みません。

日本国内では、令和3(2021)年度中に約 523 万t、一人あたり年間で42kg、1日あたり114gが食品ロスとなっています。これは年間一人あたりのお米の消費量、毎日おにぎり1個分に相当する量です。食品製造・販売業や飲食店からと家庭からの排出量はおよそ半量ずつとなり、家庭からの排出の大部分は利用せず直接廃棄されるものと食べ残しによるもので占められています。

国内の食品ロス



食品ロスが増加すると、処理するごみが増加し、処理費用や処理する過程で発生する温室効果ガスも増加することになります。

食品ロスを削減するためには

- ・必要以上に買いすぎない、作りすぎない
- ・外食での必要な量の注文、食べきり

などを心がけることが重要で、食品製造・販売業者、飲食店、家庭での取り組みが必要です。

コラム:なぜ「野焼き」はいけないのか？

「廃棄物処理法」では、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならないとしています(第16条の2)。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

政令では「国や地方公共団体が施設の管理のために必要なもの(堤防除草等)」「災害の予防、応急対策又は復旧のために必要なもの」「風俗慣習上又は宗教上の行事に必要なもの(護摩焚き、とんど等)」「農林漁業を営むためにやむを得ないもの」「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの」と規定されていますが、「農林漁業のやむを得ないもの」とは、伝統的な焼き畑農業や草原の維持のための火入れなど、現地での焼却以外に手段がない場合です。

伝統的に田畑で刈草やもみ殻を焼却してきましたが、野焼きによる低温の焼却ではダイオキシンやPM2.5等の有害物質が発生し、大気汚染や健康被害の要因となるため、見直す必要があります。



コラム:ごみを減らすために

ごみを処理する場合、排出されたごみを収集運搬し、中間処理(焼却等)を行い、最終処分(埋立等)するまでの一連の過程で、温室効果ガスが排出されるとともに多額の費用を要し、また、最終処分のための処分場が必要となります(現在は大阪湾などに埋め立て)。再資源化の環境が整備され、以前よりもごみの量は減少傾向であるものの、環境面や費用面の負担は小さくありません。どうしてもリサイクルできないものもあるため、ごみの発生量を抑えることが最良の方法です。

「燃やすごみ」の中にはリサイクル可能な紙ごみが相当量含まれていることがわかっているため、紙ごみリサイクルを進める他、生ごみに含まれている水分含有量を減少させることでごみ全体の重量を軽減できれば、収集運搬にかかる燃料や焼却量も削減できます。

生ごみの量や水分量を減少させるためには、

- ①ごみとなる食品を減らす(食品ロスの削減)
- ②たい肥化や乾燥で発生量や重量を軽減する

等の方法があり、宇治田原町では、生ごみのたい肥化や乾燥処理機の購入に対して補助金を交付しています。

基本目標 2-2 資源のリサイクルを促進する

「ごみ」として処理されるものを減らし、循環型社会を構築するためには、できるだけ資源としてリサイクルを促進する必要があります。

町の取組（施策）

（1）資源物のリサイクル促進

- ・ 町が資源物として指定している分別方法に従って排出されるよう住民に啓発します。
- ・ 紙ごみ等、地域の古紙回収で対象としているものはできるだけごみとして排出しないよう啓発します。
- ・ 地域での古紙等の集団回収に対して補助金を交付し、その活動を支援します。
- ・ 廃食用油及びペットボトルキャップの拠点回収を推進します。
- ・ 小型家電製品を役場等で拠点回収しリサイクルを推進します。
- ・ 家電リサイクル対象品の処理方法を周知し、適切なりサイクルを推進します。
- ・ 充電電池及びバッテリー等の処理困難物を拠点回収し、適切なりサイクルを推進します。
- ・ 城南衛生管理組合による剪定枝チップ化物の配布について広報し、資源循環を推進します。
- ・ 容器包装物以外のプラスチック製品の分別回収を城南衛生管理組合及び構成市町と協調し推進します。
- ・ 城南衛生管理組合の「ボトル to ボトル事業」に協力し、再資源化率が向上するよう適切な排出方法について啓発します。

事業者の取組

- ・リサイクル可能なものはできるだけ再資源化に努めます。
- ・リサイクルしやすい素材や構造の製品開発や販売に努めます。
- ・町が実施するリサイクル促進事業に協力します。

住民の取組

- ・紙ごみは地域の古紙回収に出すように努めます。
- ・資源物は正しく分別しそれぞれの収集日に排出します。
- ・町が実施するリサイクル促進事業に協力します。

コラム: ボトル to ボトル

家庭から排出されたペットボトルは「資源物」として収集し、キャップとラベルを取り除いてから圧縮し、「容器包装リサイクル協会」に引き渡され、他のプラスチック製品としてリサイクルされてきました。しかし、新たなペットボトルを製造するためには、原料として新たに石油を使用する必要がありました。

近年、飲料メーカーでは、使用済みのペットボトルを直接ペットボトルの原料としてリサイクルする「水平リサイクル」への取組が進められており、城南衛生管理組合では、令和4(2022)年度から管内の飲料メーカーの工場と協定を締結し、構成市町から収集されたペットボトルを引き渡す「ボトル to ボトル」事業に取り組んでいます。

水平リサイクルは使用済みペットボトルを直接次のボトル製造の原料とするため、新たに石油を使用する必要がありません。

リサイクル率を高めるためには、排出時に「中身を空にし水ですすぐ」「キャップとラベルを取り外す」ことに心掛けましょう。

コラム:環のくらし地域活動促進事業

宇治田原町では、区や自治会(実施団体)が回収業者と契約し、古紙回収に取り組んでいただいています。令和4(2022)年度の回収実績は、新聞、雑誌、段ボール、古布、紙パックの合計で 331,880kg でした。町では、回収実績に応じ、1kg あたり5円の補助金(「環のくらし地域活動促進事業補助金」)を交付し、実施団体の環境保全活動などに役立てられています。

城南衛生管理組合の分析では、令和3(2021)年度中に「燃やすごみ」として搬入されたごみをサンプリング調査したところ、リサイクル可能な紙が重量の約 21%を占めており、年間に換算すると約 11,000t にも及びます。その内訳は、きれいな段ボール、雑誌、新聞、カタログ等で、これらがリサイクルされていけば、排出される温室効果ガスやごみの処理費用が大幅に削減できるとともに、地域の古紙回収に出されれば、それだけ実施団体の収入につながります。

すべての団体が実施しているわけではありませんが、町が資源物として収集している空き缶や紙パックも古紙回収の一環として回収されれば、温室効果ガスの削減、ごみの処理費用(住民負担)の削減、実施団体の収入増となり、これは「一石三鳥」といえます(空き缶は町補助金の対象外)。

なお、古紙回収の対象となる「紙ごみ」は、汚れていない、プラスチックやビニール、アルミなどがついていない、コーティングされていない紙で、名刺大以上の大きさであれば対象となります。



コラム:小型家電リサイクル

従来「燃やさないごみ」として処理されてきた家庭用電気製品(家電)の中には、多くの金属が使用されており、中でも、金などの希少金属の含有率は自然の鉱山を上回る場合があり、「都市鉱山」とも呼ばれています。こうした資源のリサイクルを促進するため、平成 25(2013)年に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」が施行されました。

本町を含む城南衛生管理組合の構成市町では、平成 27(2015)年 10 月からの実証事業を経て、翌年度から公共施設等での小型家電の拠点回収に取り組み始めました。

本町では、役場と総合文化センターに専用の回収容器を設置し、投入された小型家電を回収して国が認定しているリサイクル事業者に引き渡しました。令和3(2021)年に開催された「東京オリンピック・パラリンピック 2020」では、小型家電から回収されリサイクルされた金や銀を材料に、選手に授与するメダルを製作する「都市鉱山でつくる！みんなのメダルプロジェクト」にも参加しました。

当初は回収品目が限られていましたが、現在では、デスクトップパソコンやモニター、掃除機など、幅広い品目を回収し、城南衛生管理組合を通じて認定事業者を引き渡されています。

なお、事業で使用していたもの※1、電池やバッテリー※2、加熱式たばこ、「家電リサイクル対象品※3」は回収していません。

※1事業で使用したものは産業廃棄物

※2充電電池やバッテリーは役場建設環境課窓口で回収

※3家電リサイクル対象品は処理方法が異なる



コラム:家電リサイクル

家電製品に含まれる金属などをリサイクルし、埋め立て処分量を削減するため、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」が平成10(1998)年に施行され、対象品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・乾燥機)の引き取りを小売業者に、リサイクルを製造業者・輸入業者に義務付け、消費者(排出者)がリサイクル料金と収集運搬料金を負担する仕組みが整備されました。

本町では、対象品目を①販売業者による引き取り、②排出者自身が指定の処分場へ搬入する、③町が排出者宅から引き取る、のいずれかの方法で処分していただいています。

処分方法

①同等品に買い替える場合または元の販売業者がわかる場合

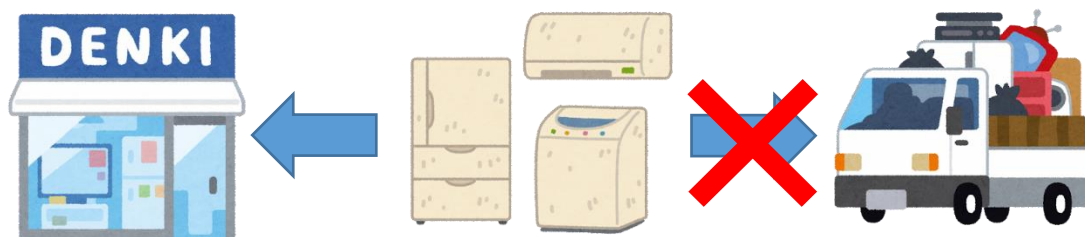
- ・この場合、販売業者には対象品を引き取る義務があります。
- ・リサイクル券を用意するか、リサイクル料を支払うことで処分してもらえます(別途運搬料が必要な場合あり)。

②買い替えではなく不要な家電製品を処分するだけの場合

- ・リサイクル券を用意し、指定の処分場へ自分で運搬します。
- ・自分で運搬できない場合は町が引き取ることができます(リサイクル料とは別途1台あたり3,000円が必要)。
- ・元の販売業者が不明な場合も同様です。

リサイクル料は家電の種類や大きさ、メーカーにより異なり、引き取りを依頼する前に必要な金額のリサイクル料を郵便局で支払う必要があります(リサイクル券)。

町中を巡回したり広告を入れるなどし、「不用品回収」をうたう業者がいますが、法外な料金を請求されたり、不適切な処理で不法投棄するおそれがあるので、正規の手順で処分してください。



自分なりに基本目標に関する取組を考えてみましょう。

目標設定	達成

基本理念 3



快適で暮らしやすいまち (生活環境)

基本目標 3-1 環境汚染を防止する

基本目標 3-2 生活環境を保全する

目標管理項目			
項目	基準 (2022 年度実績)	中間目標 (2027 年度目標)	最終目標 (2032 年度目標)
田原川の水質	「河川」類型 A を維持	同	同
汚水衛生処理率	82.8%	85%	87%以上
狂犬病予防 注射接種率	65%	67%	70%以上

※田原川の水質は最下流の調査地点である「蛸橋」による

※維持すべき水質は「生活環境の保全に関する環境基準（河川）」とする



基本目標 3-1 環境汚染を防止する

開発の進展に伴い事業所や交通量が増加すると、環境汚染が懸念されますが、良好な生活環境を守るためには様々な対策が必要です。

町の取組（施策）

（１）公害の防止

- ・ 事業所の設置計画に対して、規制基準を遵守し、周辺環境の保全に配慮するよう指導します。
- ・ 規制の対象となる「特定施設」を設置する事業所に届け出を行い、規制基準を遵守するよう指導します。
- ・ 「環境保全協定」※41 を締結した事業所に協定内容の遵守を求めます。
- ・ 騒音や臭気等について周辺から苦情があった場合は、発生源の事業所に対策と改善を求めます。
- ・ 事業場から汚染物質や濁水等の漏洩があった場合は原因者に対策と今後の事故防止を指導します。
- ・ ごみの野焼きをしないよう啓発し、行為者に指導します。

（２）環境汚染の監視

- ・ 町内の河川や地下水を検査し、水質を監視します。
- ・ 交通量の増加で騒音の増大が懸念される場合は騒音測定を行います。
- ・ 環境汚染の検査結果の情報を公開します。

（３）汚水処理

- ・ 事業所や民家からの排水が適切に処理されるよう、公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を促します。
- ・ 浄化槽の機能が適切に維持されるよう、管理者に指導します。

事業者の取組

- ・ 各種公害防止法や京都府環境を守り育てる条例に規定する特定施設を設置する場合は、規定に基づき設置届等の手続きを行います。
- ・ 騒音や振動等の規制基準を遵守するとともに、環境基準に配慮し、周辺環境の保全を図ります。
- ・ 地域住民等から騒音や臭気について苦情があった場合は対策を講じて解決に努めます。
- ・ 公害防止の設備は早めに更新し、公害の発生を防止するよう努めます。
- ・ 事業場内を点検し、濁水や汚染物が場外に漏洩しないよう努めます。
- ・ 有害物質等の保管状況を把握し、不要になったものを速やかに適切に処分することで環境汚染の防止を図ります。
- ・ 漏洩事故等が発生した場合は関係機関に速やかに連絡し、その指示に従って対応します。
- ・ 地域住民の声に耳を傾け、信頼を得られるよう努めます。

住民の取組

- ・ 公共下水道整備区域では下水道に接続し、その他の地域では合併処理浄化槽を設置して、生活排水を適正に処理します。
- ・ 浄化槽は法定検査を受検し、必要なメンテナンスにより適正に維持管理します。
- ・ 汚水や油等を直接河川等に流さないようにします。
- ・ 自宅からの騒音や臭気等、近隣の迷惑とならないよう注意します。
- ・ ごみや草などを野焼きしません。

コラム:し尿の処理

家庭や事業所からの排水をそのまま河川等に流出させると水質汚濁の原因となります。特にし尿は法律に規定する方法(下水道や浄化槽等)により処理されたものでなければ、公共用水域等に放流してはならないとされています(浄化槽法)。

し尿の処理方法としては

- ・公共下水道
- ・浄化槽
- ・くみ取

のいずれかとなりますが、町では公共下水道と浄化槽の整備を順次進めており、公共下水道が整備された区域(処理区域内)ではくみ取便所が設けられている建築物の所有者は、下水道法により公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を公共下水道に接続された水洗便所に改造しなければなりません。

ただし、町の下水道事業計画の予定処理区域以外の区域で、当分の間下水道の整備が見込まれない区域に専用住宅で処理対象人員が10人以下の浄化槽を設置する場合は町が補助金を交付しています。また、浄化槽により汚水の処理を行おうとする区域については、町が浄化槽を設置し管理します。

浄化槽にはし尿のみを処理する「単独処理浄化槽」と、その他の生活排水とあわせて処理する「合併処理浄化槽」がありますが、法律上の「浄化槽」とは合併処理浄化槽のことを指します。

浄化槽を設置する建築物を新築する場合は、建築確認とともに浄化槽の設置届を行います。既存の建築物に浄化槽を新設する場合や、浄化槽を変更・廃止する場合は、町に届け出る必要があります。

浄化槽が適切にし尿を処理できるようにするには、浄化槽法により法定検査(「水質検査(7条検査)」と「定期検査(11条検査)」)を受けるなど、メンテナンスを行う必要があります。なお、水質検査の結果は検査者から京都府に通知され、結果が「不適」とされた浄化槽の管理者には適切な管理を行うよう指導されます。

基本目標 3-2 生活環境を保全する

わたしたちが健康で快適な生活を送るためには、日常生活の場である地域を清潔な状態に保つ必要があります。そのためには、住民や事業者がそれぞれの立場で生活環境の保全に努める必要があります。

町の取組（施策）

（１）ごみのポイ捨て・不法投棄の防止

- ・ポイ捨てに悩む住民へポイ捨て禁止看板を提供します。
- ・不法投棄が頻発する箇所に警告看板や監視カメラを設置し監視します。
- ・山林や農地の所有者や管理者に不法投棄の予防について啓発します。
- ・関係団体等の協力を得て不法投棄の情報を収集します。
- ・不法投棄の行為者に対し行為の中止や廃棄物の回収を指導します。

（２）地域の美化活動の推進

- ・地域で実施されるクリーンキャンペーンや清掃活動を支援します。

（３）あき地・空家の適正管理

- ・あき地の所有者に対し、除草するなど適切に管理するよう指導します。
- ・空家の利活用を支援し、適正な管理を促します。

(4) 動物の適正飼育

- ・ 犬の飼い主に対し、登録や各種手続きを行うよう啓発します。
- ・ 狂犬病の予防接種をしていない飼い主に指導し、接種率の向上を図ります。
- ・ 動物の飼い主に対し、終生飼育や周囲への配慮について啓発します。
- ・ 動物を餌付けしないよう啓発します。
- ・ 猫の室内飼育を推奨し、去勢・避妊手術への補助制度創設を検討します。

事業者の取組

- ・ 事業所内の清潔を保持し、事業所周辺の環境保全に努めます。
- ・ 地域の環境保全活動に協力します。

住民の取組

- ・ 日常的に居住地周辺の清潔保持を心掛け、地域で実施される清掃や環境保全活動に協力します。
- ・ 山林や農地など所有・管理する土地への不法投棄の防止に努めるとともに、不法投棄された場合は自らごみを適切に処分します。
- ・ 外出先にごみ箱等がない場合は自宅へ持ち帰ります。
- ・ 所有・管理している土地や家屋を適切に管理します。
- ・ 動物は責任をもって終生飼育に努めます。
- ・ 犬を飼育する場合は登録等の手続きや予防接種を実施します。
- ・ 動物の飼育にあたり、周辺に配慮します。
- ・ 自ら責任をもって飼育できない動物を餌付けしたり、捨てたりしません。

コラム:まちをきれいにする推進員

「まちをきれいにする推進員」は、宇治田原町まちをきれいにする条例に基づき町が委嘱しており、町内で活動する美化清掃ボランティア団体のメンバーおよそ 100 名の方で構成されています。

主な役割は、地域で発生したポイ捨てや犬のフン放置、落書き行為の情報を町役場に伝えるというものです。

実際に推進員が発見した不法投棄の情報をもとに行為者を特定し、解決に至った事例もあります。

普段は美化清掃ボランティア団体として活動し、地域での清掃活動などに取り組まれています。町からもゴミ袋などの資材を提供し、集めていただいたごみを回収して処分しています。



コラム:あき地の除草等に関する条例

「あき地(人家及び道路に近接した宅地化された状態の土地又はそれに準ずる土地)」の所有者等は常に適正な管理につとめ、町は住民から不良状態のあき地がある旨の申出を受けたときは、あき地の所有者等に対し、除草するなどの措置を講じるよう指導します。

町では所有者等に連絡して適正に管理するよう依頼し、必要に応じて除草を委託できる事業者を紹介しています。

なお、該当するあき地等が農地である場合は、農業委員会を通じて所有者に適正な管理を依頼しています。

コラム:空家に関する制度

町では居住可能な空家を移住定住などに活用するため、所有者と移住希望者を結びつける空家情報マッチング制度「宇治田原町空家バンク」を開設しています。

所有者は売買・賃貸が可能な物件情報をバンクに登録し、利用希望者は町に利用登録を行い、登録されている物件の売買等を担当する協力宅建事業者を選びます。町では利用希望者と協力事業者の顔つなぎや物件の内覧等に職員の同行が可能です。

なお、利活用ができないような空家を解体除去する場合は費用の一部を補助しています。



コラム：犬は適切に飼いましょう

狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生・まん延を防ぐため、生後 91 日以上の犬の飼い主は、犬を所有した日から 30 日以内に犬の登録（生涯に 1 回のみ）と毎年 1 回の狂犬病予防注射が義務づけられています。

犬の登録は、人間の住民票にあたります。登録した犬には、鑑札（金属プレート）をお渡ししますので、首輪につけましょう。すでに他市区町村で登録されている犬を購入・譲り受けた場合や町外から犬を伴って転入された場合は、所有者の住所・犬の所在地の変更届を、飼い犬が死亡した場合は、死亡届を役場へ提出してください。

また、令和 4（2022）年 6 月 1 日より、犬・猫を販売する業者（ペットショップやブリーダーなど）は、販売する犬・猫のマイクロチップ装着と環境省が定める登録データベースへの登録が義務づけられました。そのため、ペットショップ等からマイクロチップが装着された犬を購入した飼い主も所有者情報の変更登録が義務となっていますので、市町村への犬の登録手続きと合わせて、必ず手続きをしてください。

狂犬病予防注射は、毎年 1 回必ず受けましょう。注射を受けた際に「狂犬病予防注射済票（金属プレート）」をお渡ししますので、鑑札とともに首輪につけましょう。「注射済票」の交付を受けないと、注射が済んでいる記録が登録台帳に残りません。

登録や予防注射以外にも、周囲の迷惑にならないよう、飼い犬へのしつけや飼い主のマナーは欠かせません。周囲からの苦情に対しても、誠意をもって対応することが飼い主の責任です。特に多い苦情は、以下のとおりです。

●犬のほえる声がうるさい

⇒犬にとってもほえ続けることは負担になるため、ほえる理由を見つけ、原因から対処しましょう。

●放し飼い・リードをつけずに散歩している

⇒犬はしっかりつなぐか室内で飼い、外に出ないようにしましょう。リードは、犬にとってシートベルトです。必ず犬を制御する人がリードを持って散歩をしてください。

●道路や私有地にフンが放置されている

⇒犬のフンは飼い主が自宅へ持ち帰って処分するのがマナーです。また、散歩の前に自宅でトイレを済ます習慣をつけましょう。



コラム：狂犬病ってなに??

日本では長い間、狂犬病の発生がないため、その恐ろしさは薄れがちですが、狂犬病は人を含めてすべての哺乳類に感染の可能性があります、いったん発症するとほぼ 100%死に至る恐ろしい病気です。世界のほとんどの地域では、依然として野生動物（犬・猫・キツネ・コウモリなど）の間で流行し、感染した野生動物にかまれた犬が狂犬病を発症しています。また、海外渡航中の方が犬に咬まれ、帰国後に発症し死亡している事例もあります。発症した人から人へ感染することはありませんが、海外との行き来が多くなった現代では、いつ狂犬病ウイルスが侵入してもおかしくない状況です。



万が一、国内で狂犬病が発生した場合、すばやく発生の拡大とまん延の防止に努めなければなりません。そのためには、犬の飼い主が狂犬病の正しい知識を持ち、責任を持って犬の登録、毎年 1 回の狂犬病予防注射を確実に行うことが重要です。



狂犬病予防法では、犬の登録や予防注射をしていない犬は捕獲の対象になるほか、その所有者は 20 万円以下の罰金の対象となることが明記されています。

コラム：猫は適切に飼いましょう

猫は犬のように市町村への登録は義務づけられていませんが、ペットショップ等でマイクロチップが装着された猫を飼った場合は、環境省が定める登録データベースの所有者情報の変更登録が必要になります。

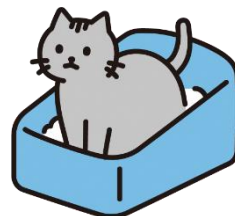
猫は完全室内飼育できる動物です。交通事故や病気、けがなどの危険から猫を守るために、以下のように環境を整えて、室内で飼うようにしましょう。

●立体的な運動ができる場所を設ける

⇒高い場所によじ登る行動は、猫のエネルギー発散につながります。外を眺める場所を設けるなどして、気を紛らわせることも必要です。

●トイレのトレーニングをする

⇒子猫のときは、浅いプラスチックトレイを代用し、大きくなれば市販の猫用トイレを使うと便利です。トイレはいつも清潔にしましょう。



●名札・マイクロチップをつける

⇒屋外に出て、迷子になったときのことを考え、名札やマイクロチップをつけましょう。

●避妊・去勢手術をする

⇒性格がおだやかになったり、望まない妊娠を防ぐことができます。発情行動もなくなり、病気の予防にもなります。手術については、動物病院に相談しましょう。

市町村や保健所等に、猫に関する苦情が多く寄せられています。特に多いのが、無責任なエサやりやフン尿被害です。困っているからと言って、行政では猫を捕獲することはできません。野良猫をかわいそうと思うのと同じように野良猫による被害で困っている人もいます。エサを与えるなら、少なくともフンの管理（トイレの設置・清掃）、置きエサをしない、避妊・去勢手術をするなど、愛情をかけてください。地域の理解のないままのエサやりはトラブルの元となるので、やめましょう。

コラム：京都動物愛護センター【愛称：動物愛ランド・京都】

京都動物愛護センターは、全国初の都道府県と政令市が共同して設置、運営する動物愛護・管理施設です。

【主な役割】

- 収容動物の適正な飼養管理
- 動物愛護啓発事業
- 犬・猫の譲渡事業
- 動物に関する情報発信
- 夜間動物救急センターの設置
- 災害時における動物の保護
- 被災動物のための救援物資の保管及び配布

保健所等で引取られた犬・猫は、一定期間保健所で飼い主から連絡を待った後、センターに移送され、専門家による健康状態、けがの有無、感染症の検査や譲渡に適しているかなど、詳細なチェックを行い、新たな飼い主との出会いに向け、トレーニング等がされます。

センターでは、定期的に保護された犬や猫の見学会や譲渡会が開かれています。センターのホームページには、新しい飼い主さんを待っている犬や猫の写真も掲載されていますので、ペットを飼おうと考えられた時には、一度ご覧になってはいかがでしょうか。

《お願い》

ペットは飼い主が責任をもって、終生飼養してください。保健所や動物愛護センターは不要になったペットを引き取る施設ではありません！

- 所在地：〒601-8103 京都市南区上鳥羽仏現町 11 番地
- 電話：075-671-0336
- ホームページ：<https://Kyoto-ani-love.com/>



自分なりに基本目標に関する取組を考えてみましょう。

目標設定	達成

基本理念 4



豊かな自然と共生するまち (生物多様性)

基本目標 4-1 自然環境の保全と活用

目標管理項目			
項目	基準 (2022 年度実績)	中間目標 (2027 年度目標)	最終目標 (2032 年度目標)
レッドリスト等の更新	2004 作成 (2018 一部修正)	分野ごとに順次作成・公開	
生物多様性地域戦略	未策定	調査研究	策定・公開
担い手認定農業者	48 人	50 人	53 人



基本目標 4-1 自然環境の保全と活用

豊かな生物多様性に支えられた生態系は、人類に食料や安全、文化などの恵みをもたらすものであり、多様な生物の生息・生育環境を将来世代に引き継ぐことは我々の責務です。

町の取組（施策）

（１）自然環境の保全

- ・ 町内の野生生物の生息状況を継続的に調査し、希少生物等の情報を蓄積します。
- ・ 調査や保全にあたり、環境省や京都府その他の研究機関、団体等と連携します。
- ・ 生物多様性保全の基本方針となる「宇治田原町生物多様性地域戦略」を策定します。
- ・ 生物多様性の価値や保全の重要性について啓発します。
- ・ 野生生物の過剰な採取や生息区域外からの持ち込み、放出を行わないよう啓発します。
- ・ 町有林を生物多様性保全の場として保全管理します。
- ・ 農薬や肥料を適正に使用することで環境負荷の低い農業を振興します。

（２）開発と保全の調和

- ・ 開発計画に対し町内の自然環境の保全に配慮を求めます。
- ・ 公共事業では生物多様性の保全に配慮した工法や材料を用います。
- ・ 調和のとれた開発が行われるよう、適正な土地利用を都市計画で誘導します。
- ・ 違法な開発行為を監視し、行為者には適正な対応をとるよう指導します。

(3) 自然とのふれあい

- ・ 町有林や末山及びくつわ池自然公園を生物多様性の保全や自然とのふれあいの場として活用します。
- ・ エコツーリズム等により豊かな自然にふれる機会を提供します。

(4) 外来生物・有害鳥獣対策

- ・ 特定外来生物の指定や拡散についての情報を提供し注意喚起を行います。
- ・ 環境省や京都府等と連携し、外来生物の分布状況の把握や防除方法の検討を行います。
- ・ 猟友会や猿追い払い隊、モンキードッグ飼育者等と連携し、地域住民による有害鳥獣対策を支援します。
- ・ 農地の集積化や農業後継者の育成により荒廃農地を解消し、有害鳥獣の進出を防止します。

事業者の取組

- ・ 生物多様性の保全を経営課題ととらえ事業活動を行うよう努めます。
- ・ 「きょうと生物多様性センター」や「京都モデルフォレスト協会」の活動に賛同し、生物多様性の保全に資する活動に参加するよう努めます。
- ・ 事業所の設置や開発事業計画では、地域の自然環境保全に配慮します。
- ・ 事業所内に緑地帯を設け、多様な生物が生息できるよう管理します。
- ・ 事業所で特定外来生物を確認した場合は関係機関に連絡し、防除に協力します。

住民の取組

- ・ 町内の自然環境の調査や保全活動に協力します。
- ・ 過剰な野生生物の採取や生息環境を破壊しないよう努めます。
- ・ 野生動物を餌付けしたり、ペットと接触する機会がないよう注意します。
- ・ 商品の購入やサービスの契約等において、自然環境や生物多様性の保全に取り組む事業者を選ぶよう努めます。
- ・ 飼育している生物や町外から持ち込んだ生物を野外に放出しません。
- ・ 自宅で特定外来生物を確認した場合は関係機関に連絡し、防除に協力します。

コラム:きょうと生物多様性センター

生物多様性に関する情報を継続的に把握し、理解促進や担い手育成、地域や企業、保全に係る様々な主体の連携・協力関係を構築することを目的に、令和5(2023)年4月1日、京都府と京都市の連携により設立されました。

その事業内容は、生物多様性情報や標本・文献等の保有状況の把握、情報・資料の集積・データベース化(収集)、研究機関・企業・団体等のネットワーク化や活動に対する相談、助言、支援、生物多様性に関する研究(利活用)、環境学習や人材育成、情報発信(継承)と多岐にわたります。

センターは生物多様性地域連携促進法に基づき設置する「地域連携保全活動支援センター」として位置づけられ、京都府立植物園内に本部オフィス、左京区役所内に交流オフィス(交流、発信等)、京都府立大学に情報オフィス(情報の集積・データベース化)を設置しています。

センターの設置母体は行政ですが、運営は行政、研究機関、経済団体、保全団体等で構成する運営協議会が担っています。



きょうと生物多様性センター

コラム:生物多様性

●生物多様性とは

地球上の生物は、最初の生物の誕生から 40 億年という長い時間をかけて様々な環境に適応して進化し、現在では 3,000 万種ともいわれる膨大な数の種に多様化しています。これらの生物は一つ一つに個性があり、直接的に間接的につながりをもって生きています。

「生物多様性」には、森林、河川、海洋などの生態系の多様性、細菌等の微生物から大型の動植物まで様々な種が存在するという種の多様性、同じ種の中には異なる遺伝子を持つ個体が存在するという遺伝子の多様性、という「3つのレベルの多様性」があるとされます。

●生物多様性の恵み

私たちは生物多様性の恵み(生態系サービス)を受けて暮らしています。酸素を生み出し、気候を安定させ、土壌を豊かにする(基盤サービス)、食料や木材などの原料、工業製品等への生物のもつしくみの導入(供給サービス)、季節や地域により多彩な自然と一体となった伝統文化を育み(文化的サービス)、土壌流出防止や災害の軽減など私たちの暮らしを守る(調整サービス)は人類の生活に欠かせないものです。

しかし、その生物多様性も過去の自然災害等とは異なる人類の活動に起因する危機に瀕しています。

●生物多様性の危機

観賞や商業利用のための乱獲、過剰な開発による生息環境の喪失(第1の危機)、人の手が適度に入ることによって保たれていた里地里山環境の変化による生態系バランスの崩壊(第2の危機)、外来種による在来種の生存危機や化学物質の影響(第3の危機)、地球温暖化の影響で気温や海面が上昇することによる生息環境の変化(第4の危機)など、人間活動は自然状態の 100~1,000 倍のスピードで多くの生物の絶滅の危機を引き起こしています。

●生物多様性保全の重要性

同じ種の生物でもそれぞれの個体は遺伝子に差異があり、人類は有史以来、それを利用して病害虫に強く、収量が安定し、味や栄養価が高い農畜産物を作り出してきました。また、数多くの動植物や菌類などから薬などの有用な物質を発見し利用してきました。

生物多様性を保全することは、人類の健康や命を守り、生活に潤いを与え、利益を確保するためにとっても重要です。

●わたしたちにできること

日常生活の中でほんのちょっと意識して行動することが生物多様性の保全につながります。

- ・自然と触れ合い、自然について学ぶ
- ・季節の行事や文化に触れ、体験する
- ・自然や生き物をむやみに傷つけず、他の国や地域から持ち込んだものを放さない
- ・地元の旬の食材を利用し、環境負荷の低い商品・サービスを選ぶ

●生物多様性地域戦略

国では「生物多様性国家戦略(最新は 2023-2030)」を策定し、生物多様性基本法で地方公共団体は「生物多様性地域戦略」を定めるよう努めなければならない(第 13 条)としています。

地球上にはいろんな生き物がいます。私たちはどう生きるか？



コラム:特定外来生物

特定外来生物とは「外来生物(海外起源の外来種)」のうち、生態系や人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼす(おそれのある)もののうち特に影響が大きいものとして「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」により指定されたものです。

指定される生物は「生きているもの」で、卵、種子、器官(植物の葉、茎など)も含まれます。

特定外来生物は輸入・販売、譲渡、無許可飼育、移動、放出などが禁止されています。

町内でもアライグマやヌートリア、オオキンケイギクが生息域を拡大しており、オオクチバス類(ブラックバス)をため池に無断で放流する行為も横行しています。

都道府県は公示を行い、市町村や民間業者は主務大臣の確認・認定を受けることで特定外来生物の防除事業を実施することができます。

令和5年6月からアカミミガメ(ミドリガメ)とアメリカザリガニが「条件付特定外来生物」に指定され、飼育や無償譲渡は可能ですが、販売や放流は禁止されています。



セアカゴケグモ、アライグマ、ヌートリア



オオキンケイギク、オオクチバス、ナガエノツルノゲイトウ

※写真はいずれも環境省提供

コラム:生き物の飼育と責任

犬や猫、うさぎなどの哺乳類に限らず、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫など、生物を飼育する場合は適切に飼育する責任があります。

面倒が見られないからといって、野外に放出することにより、日本の環境下で生きられないものは死亡し、生き残ったものは生態系や農林漁業に被害を及ぼすおそれがあり、中には人間に危害を加えるおそれのあるものもあります。また、国内に近縁の種が成育している場合は交雑により雑種が形成され、在来種が駆逐されてしまうこともあります。

こうした問題は動物に限らず、魚を飼育していた水槽やアクアリウムに入れていた水草や藻についても同様です。

最後まで責任をもって飼育できない場合は、生き物を飼育すべきではありません。なお、令和5年6月からは、飼育しているアカミミガメ(ミドリガメ)やアメリカザリガニの放出は禁止されています。



ボタンウキクサ(ウォーターレタス)、ホテアオイ、アカミミガメ

※写真はいずれも環境省提供



元気で暮らすんだよ！



アライグマも元はペットとして輸入されたものでした

コラム:国内由来外来種

「外来種」という言葉からは、海外から入ってきた生物を指すイメージがあり、アライグマやオオクチバス、アメリカザリガニなど、国外から持ち込まれた外来種の中には「特定外来種」として法律で規制されているものがありますが、「外来種」というのは「本来の生息地以外の場所に人間によって持ち込まれた生物」であるため、国内の他の地域から持ち込まれたものは「国内由来の外来種(国内外来種)」となります。

同じ「種」の生物でも、地域ごとに長い時間をかけて個別の形質をもつように進化してきた遺伝子の差異から、やがて別の種に分化する場合がありますが、それが生物多様性を生み出す源となりますが、人為的に他の地域から持ち込まれた個体と在来の個体が交配すると、長い時間をかけて育まれた地域の固有の形質をもつ遺伝系統が失われることとなります。

「地域で失われた生き物を蘇らせる」「地域の自然を豊かに」「生き物との触れ合いのため」という名目で他の地域から持ってきたホタル、カエル、金魚や錦鯉などを放流した事例がありますが、そうした行為は地域の自然や生態系の復元にはなりません。

水産資源回復のため河川にアユなどの稚魚を放流されることがある一方、放流では長期的に魚は増えず、かえって減少するという研究結果もあります。

日本魚類学会では、「生物多様性の保全をめざした魚類の放流ガイドライン」を策定しています。



魚を放流して昔みたいに
自然の豊かな川にしよう！

コラム:レッドリストとブラックリスト

「レッドリスト」とは、絶滅のおそれのある野生生物種のリストで、国際的には国際自然保護連合(IUCN)が、国内では環境省や地方公共団体が作成しています。

環境省は国内に生息する野生生物を生物学的な観点から、個々の絶滅の危険度を評価し、分類群ごとにとりまとめ、およそ5年ごとに見直しを行ってきました。最新の改訂は令和元(2019)年に公表したレッドリスト 2020 で、平成24(2012)年の第4次レッドリストは平成 27(2015)年度から生息・生育状況の悪化等によりカテゴリーの再検討が必要な種については時期を定めず個別に改訂されており、これまで5回の改訂で令和6(2024)年3月までに絶滅危惧種が40種増加しています。

京都府では、平成 10(1998)年度～同 13(2001)年度にかけて調査を行い、翌年度に「京都府レッドデータブック 2002」として取りまとめました。その後、改訂版の 2015 を発行、さらに近年の調査結果を反映した 2021～2023 リストを分類群ごとに公表しています。

宇治田原町では、平成 15(2003)年度～同 17(2005)年度にかけて「宇治田原町環境生物研究会」による調査結果として「宇治田原町の野生生物～レッドデータブック」を発行し、市町村単位でのレッドリストとしては早くに作成されたものになります。

平成 16(2004)年に設立された「エコパートナーシップうじたわら」は、町のレッドリストに掲載された野生生物リストの分類や学名等に最新の情報を反映させ、地質に関する情報も加えた「宇治田原町の自然環境」を平成 31(2019)年3月に発行しました。

環境省や京都府のレッドリストはそれぞれインターネットで公表されている他、町のレッドデータブック等は町ホームページからダウンロードできます。

環境省では、我が国の生物多様性が直面する重大な危機と位置付ける外来種による生態系への影響に対応するため、侵略性の強い生物種として外来種ブラックリスト(仮称)を作成するものとし、兵庫県等では地方公共団体独自にブラックリストを作成・公表しています(「ブルーリスト」という名称を使用している場合もある)。宇治田原町でも、「宇治田原町の自然環境」に外来種ブラックリストを掲載しています。

コラム:野生動物と感染症

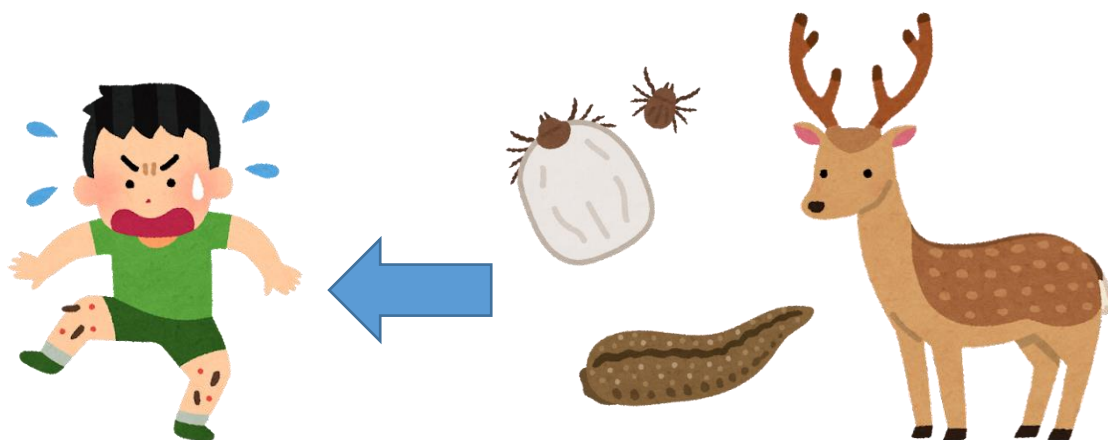
自然豊かな宇治田原町では、以前からイノシシやニホンジカ、ニホンザルなどの野生動物が多く生息しており、特に近年は人家近くで目撃されることが増えています。

野生動物は寄生虫や病原体などを持っている可能性が高いため安易に接触すると、「動物由来感染症」に感染するおそれがあります。動物の体表面に触るだけでなく、唾液や血液に触れる、動物に寄生しているマダニなどを介する、野生動物の肉(ジビエ)を生や不十分な加熱で食べるなど、様々な感染ルートがあります。さらに、動物の糞尿から沢水に溶け込み、それを飲むことで感染するエキノコックスなどの寄生虫や、ハトの糞からの粉塵を吸い込むことで感染するクリプトコッカス症なども知られています。

動物由来感染症は野生動物だけでなく、ペットから感染する可能性もあり、屋外で飼育されているペットに付着したマダニが媒介した「SFTS(重症熱性血小板減少症候群)」に感染、中にはマダニから感染した動物に噛まれて亡くなった方も報告されています。

過去に登場した新興感染症の多く(狂犬病、ペスト、エボラ出血熱等)は動物由来感染症であり、2020年から世界中を席捲した新型コロナウイルスも野生動物が起源といわれ、国内でも鳥インフルエンザや豚熱に家畜が感染、鳥インフルエンザは人間への感染や強毒化が警戒されています。

こうした感染症を防ぐためにも、野生動物にはむやみに触れない、糞尿や土を触った後は手などを洗浄する、ペットに野生動物を接触させない、野菜等を生で食べる場合は表面を洗浄する、ジビエや一部の家畜の肉(鶏肉等)を生で食べない、沢水や湧水を生で飲まない、草むらなどに入ったら、服や体にマダニなどが付着していないか確認し、自宅に戻ればすぐに服を脱いで入浴・洗浄するなど、予防するための行動を心がけましょう。



コラム:有害鳥獣対策

町内では以前から、野生動物による農林産物への被害が多発しており、近年では、道路でニホンジカが自動車と衝突する事故が発生しています。

野生動物、特にニホンジカの増加は全国的な傾向で、天敵の減少、山間部での人口減や荒廃農地の増加、温暖化による越冬、狩猟圧の減少など様々な要因が重なっています。野生動物が増加すると、人間の生活の場に容易に現れるようになり、動物との接触で人的被害や寄生虫症、感染症を発症するおそれもあります。

町では、田畑への有害獣の侵入を防ぐ防護柵設置への補助、猿追い払い隊による見回り、モンキードッグの養成、猟友会の協力による捕獲などに取り組んでいますが、野生動物が人家や耕作地に近寄りにくい環境づくりのため、荒廃農地や空地などの除草、収穫しない農産物や果樹の処分、えさとなるもの（ペットの食べ残しや墓地のお供え）を放置しない、野生鳥獣を餌付けしない、住民自らも猿を見かけたら追い払いを行うなどの対策が必要です。

役場では、猿の出没情報を町ホームページで公開する他、追い払いに使用する電動ガンの貸し出しやロケット花火の配布を行っています。



自分なりに基本目標に関する取組を考えてみましょう。

目標設定	達成

基本理念 5



ともに学び行動するまち

(学習・協働)

基本目標 5-1 環境教育・学習の推進

基本目標 5-2 協働による活動の推進

目標管理項目			
項目	基準 (2022 年度実績)	中間目標 (2027 年度目標)	最終目標 (2032 年度目標)
環境学習の実施 (回数及び参加者数)	13回 125人	16回 160人	20回 200人

※「環境学習」はエコパートナーシップうじたわら主催分（総会、自然観察会等）と教育委員会、学校その他の団体主催分の合計



基本目標 5-1 環境教育・学習の推進

環境を保全し活用するには、町内の環境がどのような状況にあるのか、どのような価値があるのかという情報発信を行い、学ぶ機会を提供する必要があります。

町の取組（施策）

（１）環境に関する情報の提供

- ・環境に関する情報を住民や事業者に対し、あらゆる媒体を通じて発信することで意識を高めるための啓発を推進します。
- ・本町の豊かな自然環境などをまちの魅力の一つとして広く発信します。

（２）学びの機会の提供

- ・次代を担う子どもたちや大人など、様々な世代の住民が環境について学ぶ機会を提供します。
- ・環境省や京都府等が主催する環境学習や体験、自然や環境について学ぶことができる施設に関する情報を広く周知します。
- ・団体等と連携して自然観察会を開催するなど、町内の環境について学ぶ機会を提供します。

事業者の取組

- ・従業員を対象に環境について学ぶ機会を設けるよう努めます。
- ・町内で開催される環境学習に関する情報を従業員に提供するよう努めます。
- ・事業所見学や研修など、環境学習の実施に協力するよう努めます。
- ・環境に関する最新の情報を収集し、知識をアップデートするよう努めます。

住民の取組

- ・町や各種メディアを通じて、環境に関する情報に関心を持ち、知識をアップデートするよう努めます。
- ・町やその他の団体等が開催する環境学習に参加するよう努めます。

コラム:環境学習

生涯学習が推進される中、幅広い世代に向けて環境に関する学習会が開催されています。

エコパートナーシップうじたわらが主催または教育委員会などと共催するものとして、河川の水質調査と水生生物観察、身近な動植物等野生生物の観察会、ごみの分別やリサイクルについての学習会、エコクッキングなど地域の特色を生かした学習会を実施してきました。

また、学校や地域で開催される学習会にエコパートナー会員が講師として派遣される場合もあります。

新型コロナウイルス感染症の拡大で、一部実施が困難となったものもありますが、食品ロスなど新たなテーマを加えて、今後も継続していきます。

基本目標 5-2 協働による活動の推進

環境保全活動は町（行政）だけではなく、事業者や住民等が意識を共有しともに行動することが必要です。

町の取組（施策）

（１）環境活動への支援

- ・「エコパートナーシップうじたわら」に参画し、その活動を支援します。
- ・地域や町内で活動する環境保全や清掃美化団体の活動を支援します。
- ・住民や事業者に環境活動への参加に関する情報を提供します。

（２）環境基本計画の推進

- ・環境基本計画の進捗状況を管理し、計画を推進します。
- ・国や京都府などの環境施策の動向や町内の環境を取り巻く動きを注視し、必要に応じて基本計画の見直しを行います。
- ・計画に基づき環境に関する施策を実施します。

事業者の取組

- ・ 町の環境施策の推進に協力します。
- ・ 地域の環境保全活動に協力します。

住民の取組

- ・ 環境基本計画の趣旨を理解し、町が実施する環境施策に協力します。
- ・ 町内や地域で実施される環境に関する活動に参加するよう努めます。

コラム:エコパートナーシップうじたわら

「エコパートナーシップうじたわら」は、住民、事業者、行政が一体となり地域の自然環境や生活環境の保全、持続可能な社会の実現、地球温暖化の防止に向けて取り組むことを目的として平成 16(2004)年に設立された団体です。総会、環境学習、会報誌の発行などを行うほか、「宇治田原町環境基本計画」の進行管理の役割も担っています。

会員は個人会員、団体会員、賛助会員で構成され、賛助会員からの賛助会費で運営されています。会員は「自然・生活環境部会」「循環型社会・地球温暖化防止部会」「広報部会」のいずれかに属します。

定期的を開催する「運営委員会」で活動方針などについて協議し、事務局は役場建設環境課に置かれています。

活動予定や活動状況を伝える会報誌は年5回程度発行し、町広報誌に挟み込む他、町ホームページのエコパートナーページで過去のバックナンバーを掲載しています。

自分なりに基本目標に関する取り組みを考えてみましょう。

目標設定	達成

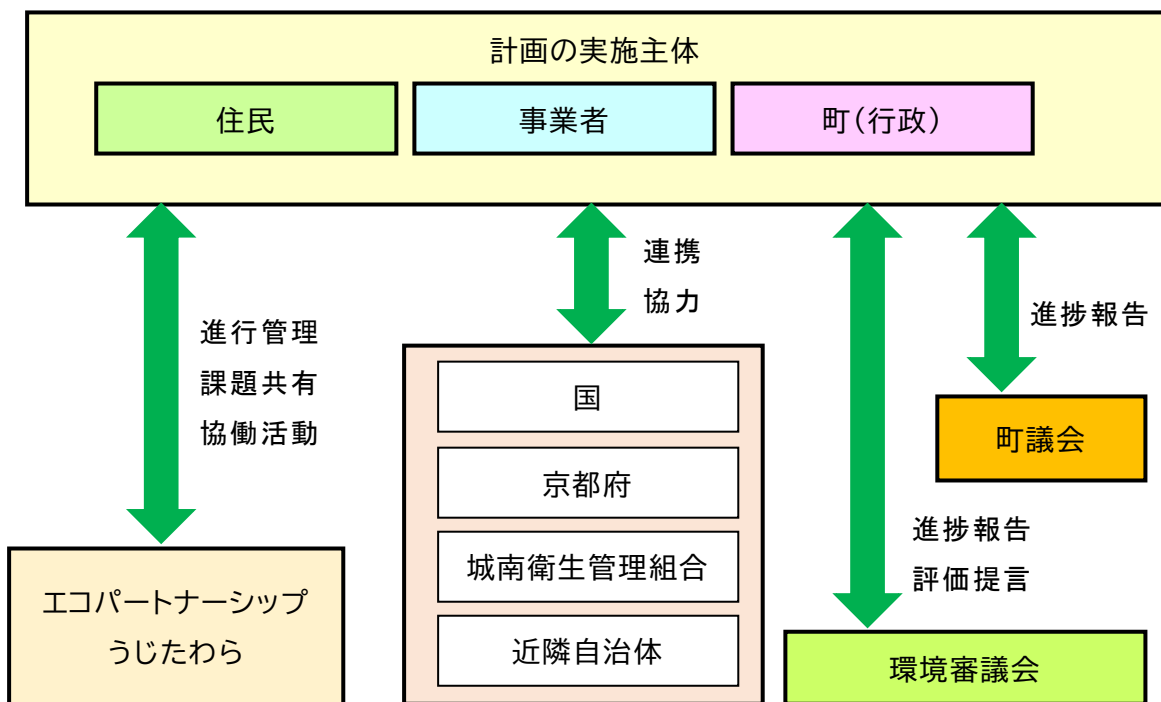
第5章

計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

本計画の実効性を高め、確実に推進するためには、様々な主体が連携して進行管理を行う必要があります。

【図 22 計画の推進体制】



2 計画の進行管理

本計画推進の確実性を確保するためには、定期的に進捗状況を把握し、その情報を広く公開するとともに、取組の結果を客観的に評価し、改善点を見出して速やかに措置を講じる必要があります。

本計画の進行管理にあたっては、エコパートナーシップうじたわらとともに進行管理と課題を共有し、町議会や町環境審議会に進捗状況を報告するとともに、必要に応じて提言を受け、計画の一部見直しなどを行います。

3 目標管理項目

ここでは基本理念ごとに設定した目標管理項目を一覧として再掲します。

基本理念	項目	基準	中間目標	最終目標
1	温室効果ガス排出量	97 千 t-CO2 (2013 年度)	64 千 t-CO2 (2025 年度)	52 千 t-CO2 (2030 年度)
	森林整備面積 (単年度)	16ha (2022 年度)	23ha (2025 年度)	30ha (2030 年度)
2	家庭ごみ排出量 (1 人 1 日あたり)	620g (2022 年度)	600g (2027 年度)	580g (2032 年度)
3	田原川の水質	「河川」類型 A※を維持 (2022 年度)	同 (2027 年度)	同 (2032 年度)
	污水衛生処理率	82.8% (2022 年度)	85% (2027 年度)	87%以上 (2032 年度)
	狂犬病予防注射接種率	65% (2022 年度)	67% (2027 年度)	70%以上 (2032 年度)
4	レッドリスト等の更新	2004 作成 (2018 一部修正)	分野ごとに順次作成・公開	
	生物多様性地域戦略の策定	未策定	調査研究 (2027 年度)	策定・公開 (2032 年度)
	担い手認定農業者数	48 人 (2022 年度)	50 人 (2027 年度)	53 人 (2032 年度)
5	環境学習の実施 (回数及び参加者数)	13 回 125 人 (2022 年度)	16 回 160 人 (2027 年度)	20 回 200 人 (2032 年度)

第6章

資料編

- 1 用語解説
- 2 数値資料
- 3 参照資料
- 4 計画の策定過程
 - (1) 宇治田原町環境審議会構成
 - (2) 宇治田原町環境保全計画策定委員会構成
 - (3) 策定の過程
 - (4) 住民交流会（ワークショップ）
 - (5) パブリックコメント
 - (6) 諮問及び答申
- 5 根拠法令

1 用語解説

<p>※ 1 「再生可能エネルギー」 P1</p>	<p>「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」において「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものとして政令で定めるもの」と定義され、同法施行令（政令）で「太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマス」と定められる。</p>
<p>※ 2 「温室効果ガス」 P5</p>	<p>大気中には、太陽からの放射熱で加熱された地表面から放射された赤外線を吸収する性質を持つ温室効果ガスがあり、吸収された熱の一部は地表と大気上層に向けて放射される。そのため地表面は日射に加えて大気からの放射で加熱され、より高い温度となる「温室効果」が現れる。</p> <p>「京都議定書」では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）の6物質を温室効果ガスとして削減対象にしている。</p>
<p>※ 3 「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」 P5</p>	<p>各国が政府の資格で参加し、地球温暖化問題について議論する公式の場としてUNEP（国連環境計画）とWMO（世界気象機関）の共催で1988年11月に設置された。温暖化に関する科学的な知見、温暖化の環境的、社会経済的影響の評価、今後の対策の在り方について検討しており、約1,000人にのぼる世界中の科学者、専門家の参加による検討作業の結果、1990年8月に第1次評価報告書を公表した。</p>
<p>※ 4 「国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）」 P5</p>	<p>「気候変動に関する国際連合枠組条約（気候変動枠組条約）」とは、地球の気候系に対し危険な人為的干渉を及ぼすことにならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的とした条約で、1992年5月9日に採択され、日本は平成4（1992）年6月13日に署名、1994年3月に発効した。COPは同条約締約国会議が議定書の締約国会合として年1回開催される場合の呼称で、平成9（1997）年12月に日本で開催された第3回会議（COP3）では、2020年までの温暖化対策の国際ルールとなる「京都議定書」が採択された。</p>

<p>※5 「カーボンニュートラル」P6</p>	<p>日常生活や事業活動からの温室効果ガスの排出量と、排出削減や吸収量がイコールの状態になること（炭素中立）。</p>
<p>※6 「地域循環共生圏」P6</p>	<p>「第二次循環型社会形成推進基本計画」（平成20（2008）年3月閣議決定）において、「地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要であり、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させることにより、重層的な循環型の地域づくりを進めていく」として提示された「地域循環圏」の考えに加え、自然の恵みである生態系サービスの需給でつながる地域や人々を一体としてとらえ、連携や交流を深めて相互に支えあっていく「自然共生圏」の考え方を包含するもので、平成30（2018）年4月に閣議決定された「第五次環境基本計画」で新たに提唱された。</p> <p>農山漁村は自然資源や生態系サービスを、都市部は資金や人材など、各地域がそれぞれの特性に応じて補完して支えあい、地域資源を活かした自立・分散型の社会を形成するというもの。</p>
<p>※7 「再生可能エネルギー導入の「促進区域」」P6</p>	<p>令和4（2022）年4月に改正施行された地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が「地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域（促進区域）」を設定し、区域内で事業者が地域協議会での合意形成を図りつつ、市町村の計画に適合するよう再エネ事業計画を市町村に申請し、市町村は事業者に代わって国や都道府県と協議して同意を得たうえで環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業計画を市町村計画に適合するものとして認定する。</p> <p>促進区域を設定するための環境配慮基準は国が定めた基準に基づき都道府県が設定し、あらかじめ景観や動植物の生態系に配慮すべきエリアを除外することで、再エネの開発による自然環境や生活環境への影響を抑え、再エネ発電設備などが増えることによって、地域の経済・社会の持続的な発展が期待できる。</p> <p>全国では長野県箕輪町がはじめて促進区域を設定した。</p>

<p>※8 「3R(スリーアール)」 P6</p>	<p>廃棄物の発生を抑制するリデュース (Reduce)、再使用するリユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の頭文字をとったもので、ごみの処理による環境への影響を低減し、循環型社会を構築するために重要とされる。近年では、使い捨て容器などの提供を断るリフューズ (Refuse) と修理して長く使うリペア (Repair) を加えた「5R」の考え方が提唱されている。</p>
<p>※9 「マイクロプラスチック」 P6</p>	<p>川などに流れ込んだプラスチックごみが波で砕かれたり、紫外線による分解で5mm以下の小さなプラスチック片となったもの。水環境中に存在する残留性有機汚染物質 (POPs) を吸着する性質があると言われ、海洋生態系への影響だけでなく、POPsを吸着したマイクロプラスチックを水生生物が摂取することで生物濃縮され、それらを人が食べることによって人体に害がおよぶことが懸念される。</p>
<p>※10 「アスベスト」 P7</p>	<p>「石綿 (いしわた又はせきめん)」とも呼ばれ、主に蛇紋岩や角閃石の繊維状鉱物。柔軟性や耐熱性があり、ボイラー暖房パイプの被覆や自動車のブレーキ、建築材への吹付による断熱材として広く利用された。しかし、飛散した微細な結晶を吸引することで肺がんや中皮腫の原因となり、大気汚染防止法により特定粉じん指定された。</p>
<p>※11 「PM2.5」 P7</p>	<p>大気中に浮遊する直径が2.5μm以下の微粒子 (1μmは1千分の1mm) で、大気汚染の原因物質のひとつ。従来の浮遊粒子状物質 (直径10μm以下) よりもはるかに微小で、吸入することで人体への影響が懸念されている。中国大陸での大気汚染で注目を浴びたが、たばこや野焼きで発生する煙にも含まれている。現在は大気汚染防止法に基づき全国で常時監視されており、環境省の大気汚染物質広域監視システム (そらまめくん) などで公表されている。</p>

<p>※12 「PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）」P7</p>	<p>有機フッ素化合物のうち、「PFAS」と呼ばれる1万種類以上の物質の中でも、PFOS及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤、フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤など幅広い用途で使用されてきた。</p> <p>難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、現時点では北極圏なども含め世界中に広く残留し、環境や食物連鎖を通じて人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されている。どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについてはいまだ確定的な知見がないため、予防的な取組方法の考え方に立ち、2019年までに廃絶等の対象とすることが決められ、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」に基づき製造・輸入等を原則禁止している。</p> <p>令和2（2020）年、厚生労働省では水道水について、環境省では公共用水域や地下水における水質管理目標設定項目に位置付け、PFOSとPFOAの合算値で50ng/L以下とする暫定目標値を定めている。</p>
<p>※13 「特別管理廃棄物」P7</p>	<p>廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性など人の健康または生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するため、収集運搬や処理では他の廃棄物と区別し、特定の方法による処理を義務付けているもの。廃棄物処理法施行令ではPCB、廃水銀、感染性廃棄物、廃石綿などが指定されている。その排出元から特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物に区分される。</p>
<p>※14 「生物多様性条約締約国会議」P7</p>	<p>生物多様性の保全は人類の生存には欠かせないものであり、世界全体で取り組む必要があるため、1992年5月に生物多様性条約が採択され、翌年12月に発効した。</p> <p>その目的は、生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分であり、先進国の資金で途上国の取組を支援する資金援助と、先進国の技術を途上国に提供する技術協力の仕組みがある。</p> <p>国内では、条約第6条「保全及び持続可能な利用のための一般的な措置」に規定されている「生物多様性国家戦</p>

	<p>略」を平成7（1995）年に閣議決定、平成20（2008）年には「生物多様性基本法」が施行された。</p> <p>条約の締約国会議（COP）はこれまで1994年の第1回から2022年の第15回まで開催されており、特に名古屋市で開催された平成22（2010）年の第10回会議（COP10）では、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する名古屋議定書と、2011年以降の新戦略計画（愛知目標）が採択された。</p>
<p>※15 「ユネスコ」P8</p>	<p>ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）は、諸国民の教育、科学、文化の協力と交流を通じて、国際平和と人類の福祉の促進を目的とした国際連合の専門機関で、1946年11月設立、1951年7月に日本も加盟。国内では、日本ユネスコ国内委員会が「ユネスコ活動に関する法律」に基づき、教育、科学、文化及び情報・コミュニケーションの分野で事業を実施している。よく知られているものには世界遺産活動などがある。</p>
<p>※16 「NPO」P8</p>	<p>NPO法人は「特定非営利活動法人」の略。阪神・淡路大震災（平成7（1995）年）後、ボランティア活動を支援する新たな制度として、平成10（1998）年に特定非営利活動促進法が制定され、同法に規定する特定非営利活動を行う団体に対し法人格を付与する。法人となるための基準のひとつに「営利を目的としないものであること」とされるが、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められており、事業で得た収益は団体の構成員に対し収益を分配したり財産を還元せず、特定非営利活動に充てなければならない。</p>
<p>※17「城南衛生管理組合」P10</p>	<p>宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、井手町及び本町で構成する一部事務組合で、一般廃棄物や資源物の中間処理施設、し尿処理施設を管理し、構成市町の区域内から排出されるし尿の収集処理や一般廃棄物の処理などを行う。構成市町の議会議員から選出された議員により組合議会を構成する。</p>

<p>※18 「外来種」 P11</p>	<p>本来生息地ではなかった場所へ自力で移動できない生物が人為的に移されたもので、明治以降に海外から移入された「国外由来の外来種」と、国内の他の生息地から移された「国内由来の外来種」がある。海外からは、有史以来、多数の動植物が産業や鑑賞目的で移入されてきたが、明治以降は特に海外との交流が活発となり、人や物資の移動が容易になったことで多数の外来種が移入され、日本の野外に生息する外国起源の生物の数はわかっているだけでも約2千種にもなる。中でも、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを特に「侵略的外来種」といい、「生態系被害防止外来種リスト」にはアライグマやオオクチバス、アメリカザリガニなど身近で見られる生物がリストアップされている。特に外来生物法によって規定された「特定外来生物」は、その飼育や移動などについて厳しく制限されている。</p>
<p>※19 「環境基準」 P11</p>	<p>環境基本法に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。環境基準は「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標であるため、「規制基準」と異なり、法により規制されるものではない。人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図り、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものであるとされる。</p>
<p>※20 「規制基準」 P11</p>	<p>規制基準は、公害に関する各種法律に基づき、事業活動に伴い発生する騒音や振動、排水などに関する基準を定めたもので、その適用区域として指定された区域で事業活動を行う事業所が、騒音や振動などを発生させるものとして指定された「特定施設」を設置した場合はその基準を遵守しなければならない。京都府では、法による規制に加えて「京都府環境を守り育てる条例」に基づく規制基準を定めている。</p>

<p>※21 「一般廃棄物」 P11</p>	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、「廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物）」とされるもののうち、同法で規定される「産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物）」を除いたもの。一般廃棄物のうち、家庭生活に伴い排出されるものを「家庭系一般廃棄物」、事業活動に伴い排出されるもののうち産業廃棄物を除くものを「事業系一般廃棄物」として区分する。</p>
<p>※22 「プラスチック製容器包装物（プラマーク）」 P18</p>	<p>高度経済成長に伴う「大量生産・大量消費・大量廃棄」によって生み出された廃棄物は増大の一途をたどり、廃棄物を埋め立てる最終処分場が足りなくなる事態も生じたため、廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物をリサイクルすることによって廃棄物の減量を図ることが重要となり、特に、一般廃棄物のうち容量で約6割、重量で約2割を占める容器包装廃棄物の処理が緊急の課題となった。</p> <p>平成7年（1995）年、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）が制定され、その後の改正により事業者から市町村に資金を拠出する仕組みなどが構築され、城南衛生管理組合構成市町では、平成27（2015）年からプラスチック製容器包装物の分別回収を開始した。</p> <p>プラスチック製品の中でも、商品を梱包・収納するものが対象で、「プラマーク」が表示されていることがひとつの目安とされる。</p>
<p>※23 「P P A」 P32</p>	<p>P P A（Power Purchase Agreement）とは電力販売契約という意味で、企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体の施設で利用することで電気料金と温室効果ガス排出量を削減できる。自らの所有地を貸し出して第三者の事業者が設備を持つため、土地所有者は設備投資をする必要がない。</p>

<p>※24 「EV」P33</p>	<p>電気自動車の略。電気を動力源に動作するため、温室効果ガスを排出せず、使用する部品もガソリン車等よりも少ないため、製造段階においても温室効果ガスの排出を抑制することができる。</p>
<p>※25 「PHV」P33</p>	<p>プラグインハイブリッド車の略。ガソリンエンジンとモーターを使い分けるハイブリッド車のうち、自宅や充電スタンドでの充電が可能な車両。災害時には非常電源として利用することができる。</p>
<p>※26 「ZEH（ゼッチ）」P33</p>	<p>「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」の略。断熱性能を大幅に向上させ、省エネと太陽光発電設備等の導入で年間の一次エネルギー消費量が収支ゼロとなることを目指した住宅。2021年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画において「2030年度以降新築される住宅について、ZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す」、「2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す」という政府目標を掲げている。</p>
<p>※27 「ZEB（ゼブ）」P33</p>	<p>「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル」の略。ビルにおいてZEH同様、一次エネルギー消費量を正味または概ねゼロになることを目指すもの。</p>
<p>※28 「森林経営管理事業」 P34</p>	<p>市町村が森林所有者から、手入れの行き届いていない森林の経営について委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託し、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理する制度。</p>

<p>※29 「カーボンオフセット」 P34</p>	<p>日常生活や経済活動に伴い排出される CO₂ 等の温室効果ガス排出量削減するよう努力し、それでもなお排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるといった考え方。また、カーボン・オフセットに用いる温室効果ガスの排出削減量・吸収量を、信頼性のあるものとするため、国内の排出削減活動や森林整備によって生じた排出削減・吸収量を認証する「オフセット・クレジット（J-V E R）制度」を2008年11月に創設し、2013年度からは、J-V E R制度及び国内クレジット制度が発展的に統合したJ-クレジット制度が開始された。J-クレジット制度とは、環境省、経済産業省、農林水産省が運営するベースライン&クレジット制度であり、省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量を認証することで、家庭・中小企業・自治体等の省エネ・低炭素投資等を促進し、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指す。</p>
<p>※30 「SNS」P35</p>	<p>「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。インターネット上の各種コミュニティサイトで、ユーザーが情報発信や交流を図る。個人だけでなく、公共機関や企業が情報発信やマーケティングに活用し、利用者の多いものに「X（Twitter）」、「Facebook」、「LINE」、「Instagram」などがある。</p>
<p>※31 「生ごみ処理機」P35</p>	<p>家庭で発生する生ごみをたい肥化したり、乾燥させるための機械。屋外で微生物などの力でたい肥化するコンポストなどとともに、町では家庭での購入に対して補助金を交付し、ごみの排出量の削減を図っている。</p>

※32

「ダイオキシン」P37

平成 11（1999）年に公布されたダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）にコプラナー PCB を含めて“ダイオキシン類”と定義されている。

ダイオキシン類は一部の研究目的で作られる以外には、ごみの焼却などの過程で自然に生成され、他に製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガスなどの様々な発生源がある。環境中に出た後の動きの詳細はよくわかっていないが、大気中の粒子などにくっついたダイオキシン類は、地上に落ちてきて土壌や水を汚染し、プランクトンや魚介類に食物連鎖を通して取り込まれていくことで、生物にも蓄積されていくと考えられている。

ダイオキシン類は人工物質としては最も強い毒性を持つといわれるが、日常の生活の中で摂取する量の数十万倍の量を摂取した場合であり、実際に環境中や食品中に含まれる量は超微量であるため、日常の生活の中で摂取する量により急性毒性は生じることはないと考えられる。

全国的なダイオキシン類の汚染実態を把握するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質、土壌の汚染の状況が地方公共団体によって監視されており、現在はほとんどの地点で環境基準を達成している。城南衛生管理組合でも、ごみの焼却施設の周辺地域で毎年ダイオキシン類の測定を行っている。ごみの焼却炉を設置する場合は、燃焼によりダイオキシン類が発生しないよう、構造や焼却方法について一定の基準が設けられている。

<p>※33 「特定施設」 P38</p>	<p>騒音規制法や振動規制法などにより、金属加工機械、空気圧縮機（コンプレッサー）、破砕機などの著しい騒音や振動などを発生させるおそれのあるものとして指定されているもの。バックホウなどを用い、著しい騒音や振動を発生させるおそれのある建設工事は「特定建設作業」とされる。特定施設を設置する工場や事業場を「特定工場等」という。法に基づき指定された区域内（指定区域）に特定施設を設置する場合、または特定建設作業を実施する場合は、特定施設設置届や特定建設作業実施届を事前に提出する必要がある。指定区域内の特定工場等は法に規定された規制基準を遵守しなければならない。なお、京都府では法で指定する特定施設に加えて「京都府環境を守り育てる条例」においても騒音、振動、悪臭に関する特定施設を指定している。</p>
<p>※34 「生活排水処理率」 P39</p>	<p>台所や洗濯、風呂、トイレ等から流れる生活排水は、河川等の水質汚濁の原因の一つとなるため、生活排水処理施設では、微生物の働きなどを利用し生活排水を処理してから公共水域に排出している。「生活排水処理率」は住民基本台帳人口に対する生活排水処理人口の割合で、下水道または合併浄化槽により生活排水を処理している場合が対象。</p>
<p>※35 「合併処理浄化槽」 P39</p>	<p>台所や風呂などからの排水とし尿の両方を処理する浄化槽。し尿のみを処理するものは「単独処理浄化槽」という。平成 13（2001）年の浄化槽法改正により、法律上では、合併処理浄化槽のみが「浄化槽」として位置づけられ、単独処理浄化槽は原則的に新規設置ができない。また、現在設置されている単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に設置替えするよう努めなければならないとされる。</p>
<p>※36 「野犬」 P40</p>	<p>「野良犬」が主に人家周辺で暮らす飼い主のいない犬であるのに対し、野山で人間と接触せず、自ら食料を得て繁殖している犬のこと。「やけん」又は「のいぬ」と呼ばれる。飼い主のもとから逃亡または捨てられた飼い犬や猟犬の子孫と考えられる。</p>

<p>※37 「京都モデルフォレスト協会」 P41</p>	<p>平成 18（2006）年、森林から恵みを受ける府民の参画と協働により、府民共有の貴重な財産である京都の森林を守り育てる活動を行うため「京都モデルフォレスト協会」が発足し、同 21（2009）年に公益社団法人に移行した。会員数は令和 5（2023）年 5 月時点で 265 の法人・団体、個人を数え、正会員、賛助会員、友の会会員で構成される。</p> <p>主な活動に、協会が行政と連携し、地域の森林と府民や企業等をつなぐパイプ役となりながら、企業等に具体的な森林活動の場所等を提示して森林づくり活動への参加を呼びかけるとともに、企業等からの寄付金等による森林づくり基金を設置して運営する「森林づくり基金」、39 団体の企業・大学・団体等（令和 4（2022）年 11 月時点）が森林利用保全協定を締結し、連携を図りながら森林保全活動に取り組む「企業等参加の森林づくり活動」、京都府温暖化対策条例に基づき一定の事業規模以上の事業者による温室効果ガス排出量削減計画書の中で森林整備による二酸化炭素の吸収量の認証を行う「京都府森林吸収量認証」、京都府「豊かな森を育てる府民税」を原資とし、放置され荒廃した森林において、地域住民等が下刈りや間伐などの里山林保全活動に取り組めるよう事前に行う「ふるさとの里山林保全活動推進事業」などがある。</p>
<p>※38 「有害鳥獣」 P41</p>	<p>有害鳥獣とは、農林業の食害や人身等に被害を及ぼす鳥獣のことを指し、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、カラス等を対象としている。鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）は、鳥獣の保護と管理、狩猟の適正化を図ること等を目的とした法律であり、野生鳥獣の捕獲に関しては、同法により原則として禁止されているが、その例外として「狩猟」と「許可捕獲（有害鳥獣捕獲など）」が認められている。野生鳥獣による生活環境、農林水産業、生態系への被害が生じているかそのおそれがあり、各種の被害防止対策では十分でない認められた場合、被害の防止軽減を図るため有害鳥獣捕獲が行われる。捕獲許可申請は、被害を受けている個人、法人（国・地方公共団体、農協、森林組合など）が行うことができる。ただし、一部のネズ</p>

	<p>ミ類（ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミ）とニホンアシカ等を除く海棲哺乳類の多くについては、他の法令で管理されていることから鳥獣保護管理法の対象鳥獣からは除外されている。また、農業または林業の事業活動に伴いやむを得ず行われるネズミ類、モグラ類の捕獲は、許可を要しない。</p>
<p>※39 「BAU排出量」P50</p>	<p>「BAU」とは「Business as usual」の略で、温室効果ガス排出量の算定において、現状から追加的な対策を見込まないまま推移した場合の温室効果ガス排出量（現状すう勢）。</p>
<p>※40 「森林環境譲与税」P54</p>	<p>平成30(2018)年に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出量削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31(2019)年に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」により創設された。</p> <p>森林環境税は令和6(2024)年から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収し、森林環境譲与税は、市町村による森林整備の財源として、令和元(2019)年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されている。</p> <p>森林環境譲与税は、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされ、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされている。</p>

※41

「環境保全協定」 P81

事業活動による公害の発生を防止し良好な環境の保全をはかるため、町と事業者が締結する協定で、昭和 58（1983）年に策定した「宇治田原町公害防止協定」を経て、平成 17（2005）年度から「宇治田原町環境保全協定」となった。締結対象は、「京都府ものづくり産業集積促進地域」へ立地した場合、3,000 m²以上の開発行為の許可を受け立地した場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により廃棄物処理業の許可を受けた場合、各種公害防止法令及び京都府環境を守り育てる条例に規定する特定施設を設置した場合、のいずれかに該当する事業者。協定により事業者が果たすべき主な役割は、規制基準の遵守、排水の水質等町が指定する項目を測定し、町が指定する頻度により報告すること、エコオフィス活動、グリーン購入、緑地の整備等環境保全の実施、廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進、公害発生時の対応と町への協力である。特に規制基準については、法や府条例に規定する基準値の最大 10 分の 1 の基準値を設定していたが、工業団地においても下水道の整備が順次行われ、排水が直接公共水域に排水されることが減少したこと、独自の基準値をクリアするために排水処理施設への多大な投資が必要となり、事業活動への影響が大きいなど、事業者側から見直しを求める声が寄せられたため、町環境審議会での審議を経て、令和 2（2020）年に見直しを図り、協定締結事業者と町が改めて改定後の協定を締結した。改定後の協定では、規制基準は法又は府条例の基準値を遵守し、それ以外は環境基準を尊重すること、事故発生時は速やかに必要な対応や原因調査を行うことなどが盛り込まれている。

2 数値資料

図7 町内の人口等の推移（単位：人、世帯）

	平成2 (1990)	平成7 (1995)	平成12 (2000)	平成17 (2005)	平成22 (2010)	平成27 (2015)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)
総人口	8,316	9,122	9,840	10,060	9,711	9,319	8,911	8,765	8,645
世帯数	2,058	2,360	2,681	2,929	3,097	3,232	3,421	3,404	3,441

※令和3年度以降は国勢調査の令和2年度人口から住民基本台帳の増減により算出した。

図8 年齢別人口と高齢化率（単位：人、％）

	平成2 (1990)	平成7 (1995)	平成12 (2000)	平成17 (2005)	平成22 (2010)	平成27 (2015)	令和2 (2020)
15歳未満	1,670	1,693	1,679	1,654	1,394	1,196	1,017
15～64歳	5,425	5,948	6,374	6,467	6,163	5,632	5,187
65歳以上	1,219	1,467	1,787	1,939	2,145	2,488	2,683
(高齢化率)	14.7%	16.1%	18.2%	19.3%	22.1%	26.7%	30.1%

※数値は10月1日時点の年齢3区分人口。「高齢化率」は総人口に占める65歳以上の人口。

図10 事業所（製造業）と製品出荷額の推移（単位：万円（製品出荷額））

	昭和60 (1985)	平成11 (1999)	平成17 (2005)	平成21 (2009)	平成26 (2014)	令和2 (2020)
事業所数	38	72	64	60	61	64
製品出荷額	337,484	4,781,231	4,873,721	4,545,080	7,174,453	8,531,084

※従業員数4人以上の事業所

図11 農家戸数の推移（単位：戸）

	平成7 (1995)	平成12 (2000)	平成17 (2005)	平成22 (2010)	平成27 (2015)	令和2 (2020)
農家戸数	697	616	528	504	428	357
農家比率	30.1%	22.1%	17.1%	15.2%	12.0%	9.4%
登録世帯	2,313	2,783	3,097	3,312	3,572	3,778

図12 森林面積と材積の推移（単位：ha、m³）

	平成12 (2000)	平成17 (2005)	平成22 (2010)	平成27 (2015)	令和2 (2020)
面積	4,448	4,411	4,385	4,379	4,371
材積	875,525	927,596	1,006,824	1,070,812	1,121,254

図 13 就業者の産業大分類別割合の推移（単位：人）

人口

	平成2 (1990)	平成7 (1995)	平成12 (2000)	平成17 (2005)	平成22 (2010)	平成27 (2015)	令和2 (2020)	増減 (1990-2020)	増減率
第1次産業	517	457	431	400	414	397	248	-269	-52.0%
第2次産業	1,402	1,554	1,610	1,562	1,589	1,595	1,505	103	7.3%
第3次産業	2,279	2,538	2,715	3,012	2,821	2,835	2,634	355	15.6%
分類不能	3	1		29	110	102	326	323	10766.7%
合計	4,201	4,550	4,756	5,003	4,934	4,929	4,713	512	12.2%

割合

	平成2 (1990)	平成7 (1995)	平成12 (2000)	平成17 (2005)	平成22 (2010)	平成27 (2015)	令和2 (2020)
第1次産業	12.3%	10.0%	9.1%	8.0%	8.4%	8.1%	5.3%
第2次産業	33.4%	34.2%	33.9%	31.2%	32.2%	32.4%	31.9%
第3次産業	54.2%	55.8%	57.1%	60.2%	57.2%	57.5%	55.9%
分類不能	0.1%	0.0%	0.0%	0.6%	2.2%	2.1%	6.9%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図 14 家庭ごみの排出量推移（単位：t）

	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和1 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)
燃やすごみ	1,619	1,658	1,746	1,708	1,674	1,678	1,741	1,725	1,666	1,651
燃やさないごみ	848	623	617	400	394	529	510	648	408	368

※町（直営又は委託）が収集運搬する家庭系一般廃棄物の量。

図 15 容器包装物排出量の推移（単位：t）

	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和1 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)
飲食料缶	21	20	22	22	23	24	24	17	18	18
飲食料ガラスびん	56	53	56	53	51	48	46	47	46	46
ペットボトル	23	21	24	26	25	26	26	21	27	26
紙パック	3	2	2	2	2	2	2	2	1	1
発泡トレイ	5	3								
プラマーク		24	106	93	90	92	87	89	90	79

※「発泡トレイ」は平成27年1月から「プラマーク」となった。

図 16 1人1日あたりの排出量推移（単位：g）

	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和1 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)
家庭ごみ排出量	2,467	2,281	2,363	2,108	2,068	2,207	2,251	2,373	2,074	2,019
10月1日人口	9,852	9,779	9,649	9,547	9,404	9,376	9,272	9,165	9,019	8,899
1人1日あたり排出量	686	639	671	603	602	645	665	707	630	622

※1人1日あたり排出量(g) = 家庭ごみ排出量(t) ÷ 10月1日時点人口 ÷ 年間日数(365又は366) × 1,000,000

3 参照資料

環境省

- 「第5次環境基本計画」平成30（2018）
- 「地球温暖化対策計画」令和3（2021）
- 「すべての企業が持続的に発展するために-持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイド- 第2版」令和2（2020）
- 「気候変動適応計画」令和3（2021）
- 「災害廃棄物対策指針」平成30（2018）
- 「循環型社会形成推進基本計画」平成30（2018）
- 「生物多様性国家戦略 2023-2030～ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ～」令和5（2023）
- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要」令和3（2021）
- 「プラスチックを取り巻く国内外の状況」平成30（2018）
- 「日本の外来種対策」（環境省）
- 「災害廃棄物対策情報サイト」（同）
- 「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」（同）
- 「脱炭素ポータル」（同）
- 「生物多様性 Biodiversity」（同）
- 「熱中症予防情報サイト」（同）
- 「環境教育等促進法 関連情報」（同）
- 「動物の愛護と適切な管理 人と動物の共生をめざして」（同）

その他の省庁・機関

- 「荒廃農地の発生防止・解消等」（農林水産省サイト）
- 「認定農業者制度について」（同）
- 「鳥獣被害の現状と対策」令和5（2023）（農林水産省）
- 「森林・林業・木材産業の現状と課題」令和5（2023）（林野庁）
- 「森林経営管理制度（森林経営管理法）について」（林野庁サイト）
- 「森林環境税及び森林環境譲与税」（林野庁サイト）
- 「食品ロス削減関係参考資料」（消費者庁）
- 「今日からできる！家庭でできる食品ロス削減」（政府広報オンライン）
- 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（経済産業省）
- 「家庭向け省エネ関連情報」（資源エネルギー庁サイト）
- 「JCCCA全国地球温暖化防止活動推進センター（公式サイト）」
- 「一般廃棄物処理実績書（令和4年度版他）」（城南衛生管理組合）

京都府

- 「京都府環境基本計画」令和2（2020）
- 「京都府地球温暖化対策推進計画」令和3（2021）
- 「京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第2期）」令和3（2021）
- 「京都府循環型社会形成計画（第3期）」令和4（2022）
- 「京都府生物多様性地域戦略」平成30（2018）
- 「京都府 京とあーすの環境（環境トップページ）」（京都府サイト）
- 「きょうと生物多様性センター」（同）
- 「kcfca 京都府地球温暖化防止活動推進センター（公式サイト）」
- 「公益社団法人京都モデルフォレスト協会（公式サイト）」

宇治田原町

- 「宇治田原町第5次まちづくり総合計画（後期基本計画）」令和2（2020）
- 「第2期宇治田原町環境保全計画（含む宇治田原町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」平成26（2014）
- 「宇治田原町都市計画マスタープラン」令和4（2022）
- 「森林環境譲与税の公表について」（宇治田原町ホームページ）
- 「公共建築物等における宇治田原町内産木材の利用促進に関する基本方針について」（同）
- 「水田フル活用ビジョンを公表」（同）
- 「宇治田原町多面的機能発揮促進事業について」（同）
- 「ぜひご利用ください「空家に関する制度」」（同）
- 「宇治田原町の自然環境」平成31（2019）エコパートナーシップうじたわら

4 計画の策定過程

(1) 宇治田原町環境審議会 委員構成

	氏名	所属等	備考
会 長	北川 秀樹	龍谷大学名誉教授	
副会長	蘆原 昇	エコパートナーシップうじたわら会長	
委 員	岩瀬 剛二	エコパートナーシップうじたわら副会長	
委 員	上辻 眞知代	宇治田原町商工会女性部副部長	
委 員	羽賀 卓司	宇治田原工業団地管理組合常任理事	
委 員	山下 茂美	宇治田原町まちをきれいにする推進員	
委 員	栗山 淳彦	城南衛生管理組合施設部長	

(2) 宇治田原町環境保全計画策定委員会 委員構成

	氏名	所属等	備考
会 長	北川 秀樹	環境審議会（会長）	
副会長	蘆原 昇	環境審議会（副会長）	
委 員	岩瀬 剛二	環境審議会（委員）	
委 員	上辻 眞知代	環境審議会（委員）	
委 員	羽賀 卓司	環境審議会（委員）	
委 員	上辻 久利	森林組合（推薦）	
委 員	山中 茂治	農業委員会（推薦）	～令和5年7月31日
委 員	浅田 豊春	農業委員会（推薦）	令和5年8月1日～
委 員	大嶋 良孝	町内有識者	
委 員	林 恵子	一般公募	
委 員	若林 純	一般公募	

(3) 策定の過程

年月日	項目	内容
令和5(2023)2月1日	環境保全計画策定委員一般公募	～2月17日
令和5(2023)4月17日	第1回環境保全計画策定委員会	・委員委嘱 ・計画の策定について ・第2計画進捗状況 ・第3期計画の概要
令和5(2023)6月15日	町議会総務建設常任委員会	・策定委員会開催報告
令和5(2023)8月25日	第2回環境保全計画策定委員会	・第3期計画素案
令和5(2023)10月15日	住民交流会	・ワークショップ
令和5(2023)10月23日	町議会総務建設常任委員会	・策定委員会開催報告
令和5(2023)11月1日	第3回環境保全計画策定委員会	・第3期計画原案 ・パブリックコメントの実施について
令和5(2023)11月15日	第1回環境審議会	・第3期計画原案 ・パブリックコメントの実施について
令和5(2023)12月11日	町議会総務建設常任委員会	・策定委員会開催報告 ・審議会開催報告
令和6(2024)1月9日	パブリックコメント	～2月8日
令和6(2024)2月20日	第4回環境保全計画策定委員会	・パブリックコメントの実施結果について ・第3期計画案
令和6(2024)3月8日	第2回環境審議会	・第3期計画案(答申)
令和6(2024)3月12日	町議会総務建設常任委員会	・策定委員会開催報告
令和6(2024)3月29日	第3期計画公表	

(4) 住民交流会（ワークショップ）

- ・実施日：令和5（2023）年10月15日 14：00～16：40
- ・会場：宇治田原町総合文化センター研修室1
- ・主催：エコパートナーシップうじたわら
- ・参加者：12名
- ・内容：基調講演、ワークショップ

北川秀樹氏（宇治田原町環境審議会、宇治田原町環境保全計画策定委員会会長）による基調講演の後、参加者を3グループに分け、「宇治田原の魅力・特色」「10年後の理想像・将来像」「地域・職場・家庭の取組」のテーマごとに意見を出し合い、グループごとに発表した。

宇治田原の魅力・特色はどのグループも「自然が豊か」「お茶」「工業団地（ものづくり）、働く場所がある」などが多くあげられていた。10年後については、自然も残しつつ、町内在住者だけでなく、町外からの人の流入（観光、移住者やワークシェアなど）により、町が活性化してほしいと思っている様子が伺えた。環境の取組については、「環境教育」がどのグループも重要さを挙げるものの、学校の状況（先生の多忙さ、授業カリキュラムの関係）で実施していくことにハードルがある。学校・行政のみで実施するのではなく、地域の方や外部の専門家の協力も仰ぎながら、計画していく必要性を北川氏が提案されていた。

(5) パブリックコメント

- ・実施期間：令和6（2024）年1月9日～2月8日
- ・周知方法：広報「町民の窓」1月号掲載、挟み込みチラシ
町ホームページ掲載
公共施設（役場庁舎、子育て支援センター、総合文化センター、老人福祉センターやすらぎ荘、ふれあい福祉センター）への資料設置
- ・募集対象：町内在住在勤の個人、事業者・団体、その他宇治田原町の環境施策に関心のある者
- ・提出件数：1件
- ・提出意見と回答

パブコメへの意見要旨と町の考え方

意見提出者：1名

主旨	ご意見の要旨	町の考え方
次代を担う世代が取り組む計画に	<p>第3期計画の最終年となる10年後は宇治田原町をはじめ、地球環境は大きく変化していると思います。</p> <p>その時代の中心を担う年齢層の人々が、さらに取り組みやすいよう、宇治田原町らしさを計画に組み入れ、今回の計画を基礎に宇治田原町が発信地となるような計画にしてください。</p>	<p>10年後の地球環境がどのように変化しているのか正確に予想することは難しいですが、ふるさと宇治田原町の目指すべき環境像（「環を尊び 人と自然が未来をつくる 茶ごころのまち 宇治田原」）を決定しそれを実現しようというのが今回策定を進めている第3期計画です。</p> <p>ご提案のとおり、第3期計画は現代社会を支える世代から次代を担う世代である子供たちまで幅広い年齢層の方々がともに学び考え、取り組むことができるよう、本町の豊かな自然環境などを活用した「宇治田原らしさ」を盛り込み、地域に根差した取組を広く発信できるような計画にしたいと考えています。</p>

(6) 諮問及び答申

宇発第 629号
令和6年3月8日

宇治田原町環境審議会
会長 北川 秀樹 様

宇治田原町長 西 谷 信 夫

第3期宇治田原町環境基本計画（案）について（諮問）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は、本町環境行政の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、下記について諮問しますので、ご意見を賜りますよう、よろしくお願
い申し上げます。

記

1. 第3期宇治田原町環境基本計画（案）について
計画期間：令和6（2024）年度～令和15（2033）年度

1. 第3期宇治田原町環境基本計画（案）について

宇治田原町環境基本計画は、本町の環境施策に係る基本的な方針を示すもので、第2期計画の計画期間の満了に伴い、次期計画の策定を進めてきたものです。

計画案の作成にあたり、学識経験者や各種団体、一般公募による「宇治田原町環境保全計画策定委員会」を立ち上げ、計画案についてご協議いただくとともに、ワークショップやパブリックコメントにより、住民の方々の意見をお聞きし、このたびの別添の計画案をとりまとめたところです。

つきましては、本計画案について貴審議会の意見を求めるものです。

令和6年3月8日

宇治田原町長 西 谷 信 夫 様

宇治田原町環境審議会
会長 北 川 秀 樹

第3期宇治田原町環境基本計画（案）について（答申）

令和6年3月8日付け宇発第629号により諮問を受けた第3期宇治田原町環境基本計画（案）について、当審議会において慎重に審議を進めた結果、下記のとおりとりまとめましたので答申します。

宇治田原町においては、本答申の内容を踏まえ、計画を策定されるよう期待します。

記

別添計画案は、今後宇治田原町が直面する環境に関する課題の解決に向けた方針を示すものとして、妥当なものと考えられるため、貴町としては、案に基づき計画の策定を行うとともに、以下の点に留意して計画を推進されたい。

- (1) 住民に対し計画の内容について理解が進むよう努めること。
- (2) 計画で示した目標を達成するための具体的な施策を検討すること。
- (3) 関係機関と連携し、計画の推進に努めること。

5 根拠法令等

環境基本法

(地方公共団体の責務)

第七条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第三十六条 地方公共団体は、第五節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。

(市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第四十四条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

地球温暖化対策の推進に関する法律

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。(※実行計画(事務事業編)のこと)

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

- 3 都道府県及び指定都市等(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。)は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。
- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
 - 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関し行う活動の促進に関する事項
 - 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
 - 四 その区域内における廃棄物等(循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第一百十号)第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。)の発生の抑制の促進その他の循環型社会(同条第一項に規定する循環型社会をいう。)の形成に関する事項
 - 五 前各号に規定する施策の実施に関する目標
- 4 市町村(指定都市等を除く。)は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。(※実行計画(区域施策編)のこと)

宇治田原町環境審議会設置条例

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、宇治田原町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 環境の保全に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、若干人で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 審議会に特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり運営する。

2 審議会の会議は、委員(その議案に関係のある臨時委員を含む。)の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員(その議案に関係のある臨時委員を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 審議会は、調査審議のため必要があるときは、専門の知識を有する者等から意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、建設環境課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

2 宇治田原町公害対策審議会設置条例(昭和49年条例第2号)は、廃止する。

附 則(平成8年3月25日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日条例第3号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日条例第2号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日条例第5号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日条例第 6 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日条例第 1 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日条例第 5 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日条例第 9 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 7 月 27 日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

宇治田原町環境保全計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 宇治田原町環境保全計画(以下「環境保全計画」という。)を策定するにあたり、関係機関及び関係団体との連絡及び調整を図るとともに、住民の意見を反映させるため、宇治田原町環境保全計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 策定委員会は、環境保全計画について協議及び検討を行う。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、15 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 環境審議会委員

(2) 各種団体の代表

(3) 町内有識者

(4) 住民公募その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 策定委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、会長が招集し、議長となる。

2 策定委員会は、必要に応じて、専門部会に分かれて開催する。

3 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設環境課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日要綱第2号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日要綱第1号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日要綱第3号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日要綱第3号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日要綱第2号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年7月27日要綱第16号)

この要綱は、令和2年7月27日から施行する。

**第3期宇治田原町環境基本計画
(含む宇治田原町地球温暖化対策計画(区域施策編))**

発行：令和6(2024)年3月 宇治田原町建設環境課

〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口18-1

TEL 0774-88-6639(直通) FAX 0774-88-3231(役場代表)

<https://www.town.ujitawara.kyoto.jp/>